

# 令和7年度 越境性動物疾病防疫対策強化推進会議

日時：令和7年9月8日（月）10時00分～16時05分

場所：完全オンライン

## 議事次第

I部（公開）10時00分開始

1. 開会挨拶（消費・安全局 局長）（5分）

2. 最近の家畜衛生をめぐる情勢について

<総論>

（1）越境性動物疾病の発生状況・防疫対策について（沖田動物衛生課長）（15分）

（2）令和8年度概算要求について（沖田動物衛生課長）（10分）

<各論>

（3）高病原性鳥インフルエンザについて

（動物衛生研究部門 人獣共通感染症研究領域 新興ウイルスグループ  
内田グループ長）（20分）

（4）国内の高病原性鳥インフルエンザの発生状況とR6年シーズンの疫学調査結果について

（動物衛生課）（15分）

（5）口蹄疫について

（動物衛生研究部門 越境性家畜感染症研究領域 森岡グループ長）（20分）

<以降非公開>

# 令和7年度 越境性動物疾病防疫対策強化推進会議

## 配布資料一覧

### I 部

#### 1. 開会挨拶

#### 2. 最近の家畜衛生をめぐる情勢について

- (1) 越境性動物疾病の発生状況・防疫対策について
- (2) 令和8年度当初 予算概算要求の概要
- (3) 高病原性鳥インフルエンザについて
- (4) 令和6年シーズンのHPAI 発生農場における疫学調査概要について
- (5) 口蹄疫について

# 越境性動物疾病の発生状況・防疫対策について

---

令和 7 年 9 月 8 日

農林水産省 消費・安全局

# 鳥インフルエンザについて

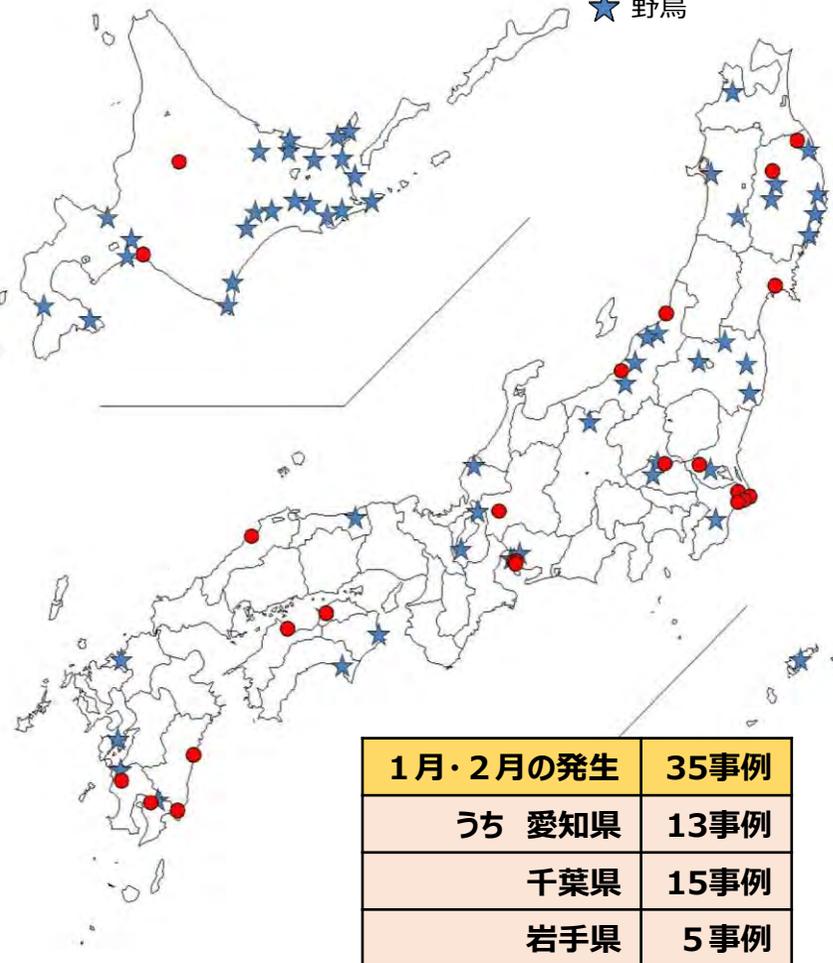
---

# 令和6年シーズンにおける鳥インフルエンザの発生状況

- 令和6年シーズンの初動は、家きんでは過去最多の発生となった令和4年シーズンに匹敵するペースで発生。
- その後、令和7年1月に発生が急増。特に、愛知・千葉・岩手3県の養鶏の集中地域における連続発生が顕著。

## 令和6年シーズンの発生状況

● 家きん  
★ 野鳥



## 過去シーズンとの比較

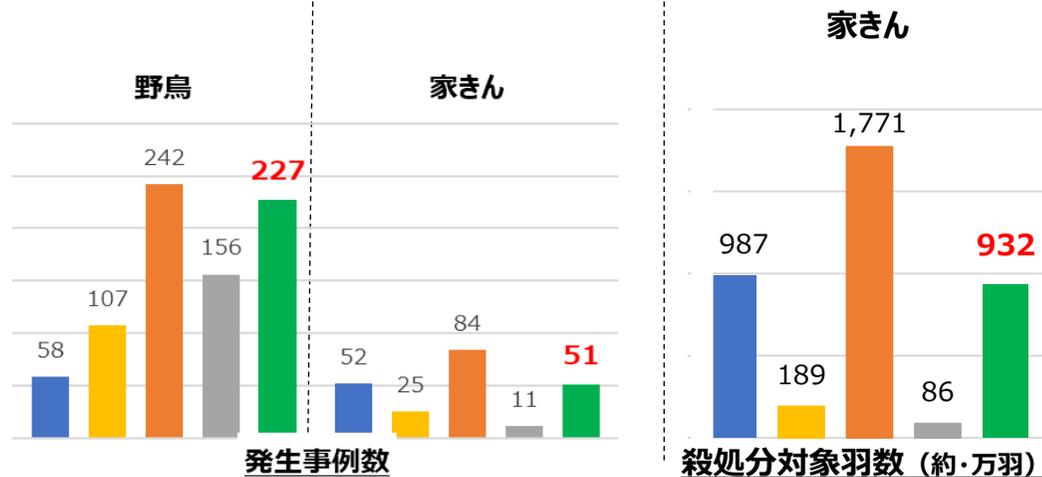
### (1) 初発、最終確認日

		R2シーズン	R3シーズン	R4シーズン	R5シーズン	R6シーズン
野鳥	初発	10月24日	11月8日	9月25日	10月4日	9月30日
	最終確認	3月3日	5月14日	4月20日	4月30日	6月17日
家きん	初発	11月5日	11月10日	10月28日	11月25日	10月17日
	最終確認	3月13日	5月14日	4月7日	4月29日	2月1日

(注) 野鳥の日付は回収日

### (2) 発生事例数（野鳥、家きん）、殺処分対象羽数

■ : R2シーズン ■ : R3シーズン ■ : R4シーズン ■ : R5シーズン ■ : R6シーズン

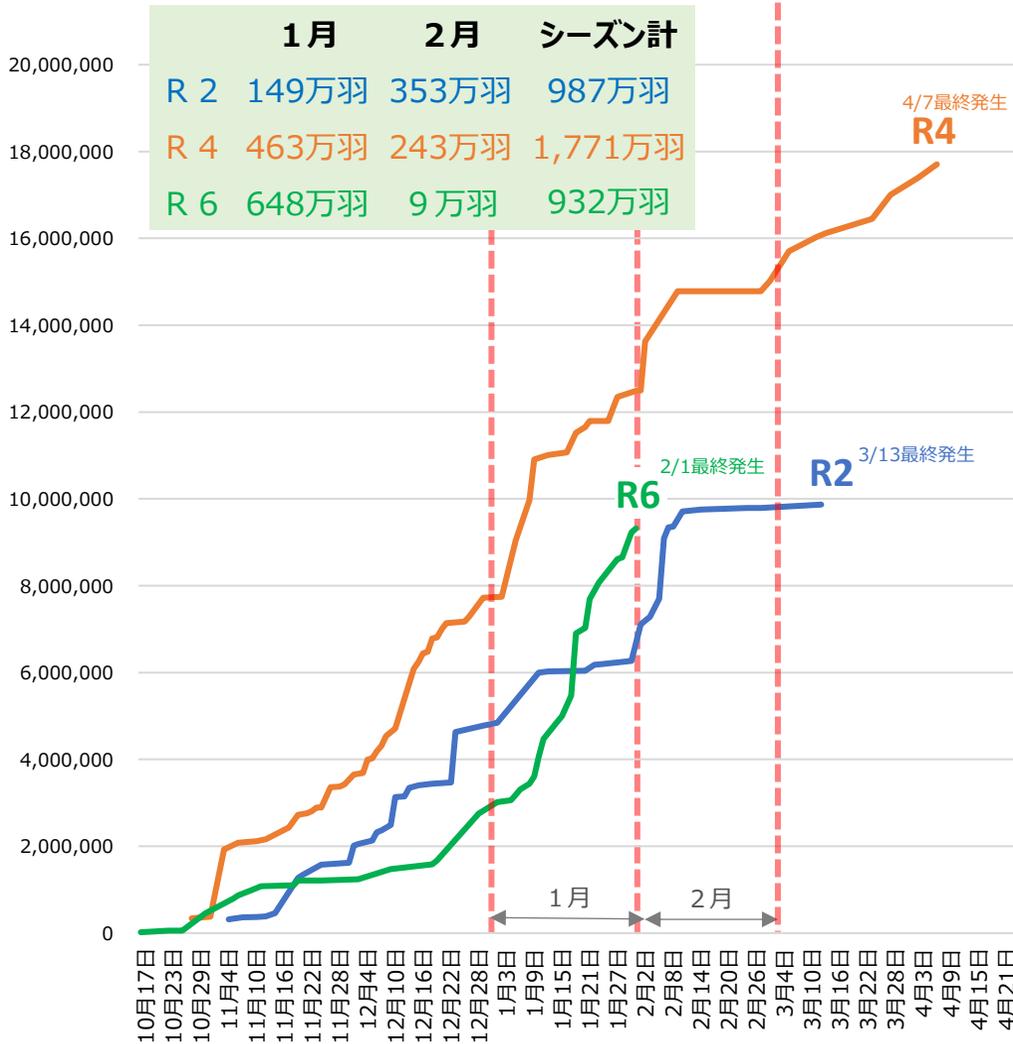


(注) 野鳥における発生事例数は環境省HP参照

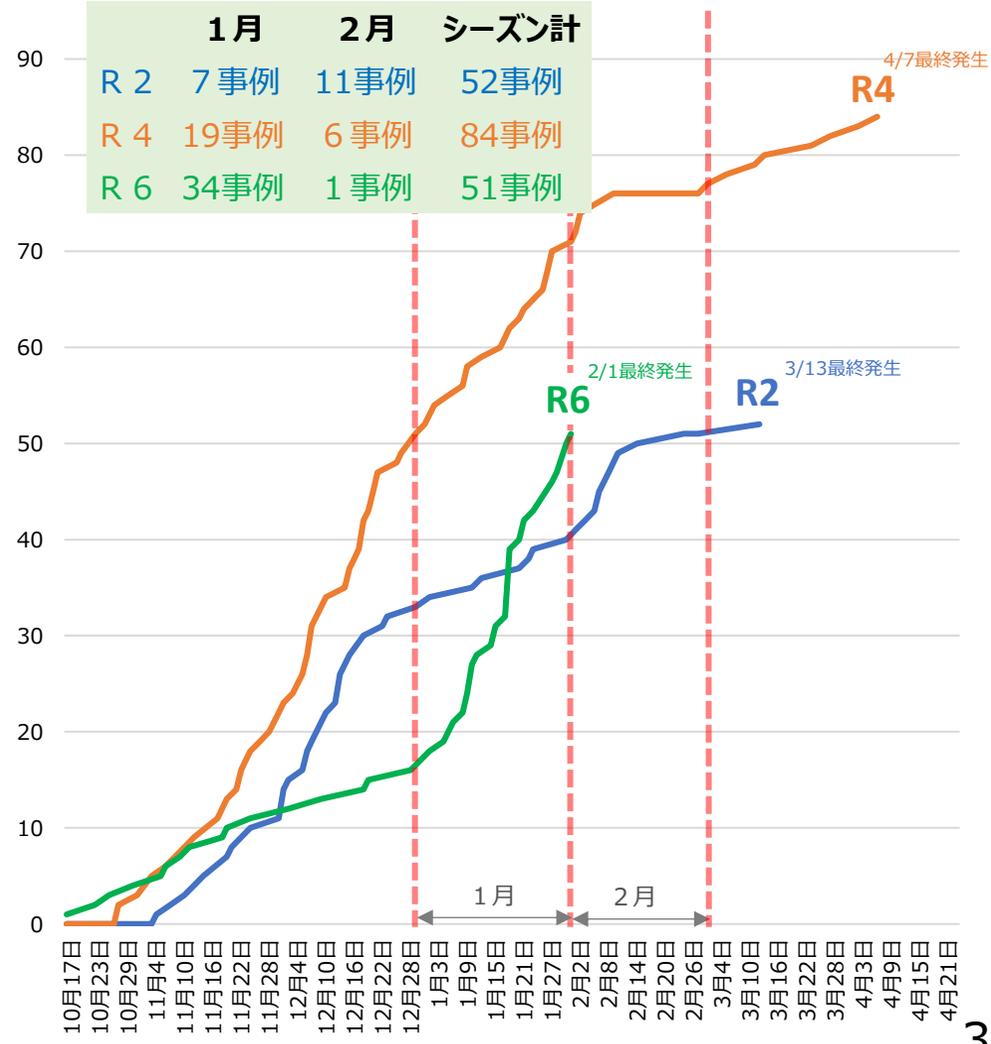
# 過去シーズンとの発生状況の比較

○ 例年、1月がトップシーズンである中、令和6年シーズンは月間34事例発生・648万羽殺処分と、1月としては過去最多を記録。他方、2月1日を最後に発生がなかった。

## 殺処分羽数の推移



## 発生件数の推移



# 地域でのまん延を防ぐための対策

- 令和7年初から発生が急増し、特に養鶏の集中地域における続発が顕著。この状況について危機感を共有するとともに、これ以上の拡大を防ぐため、緊急消毒の実施や早期通報の徹底、養鶏集中地域等における対策の再点検など、地域でのまん延を防ぐための取組に万全を期すべく対策を徹底。

## ○危機感の共有

- ・ 全ての関係者に、発生が続く危機的な状況を理解し対策を強化してもらうため、農家向けのリーフレットを作成し、都道府県・業界団体を通じて全国に配布するほか、SNSで発信。

## ○緊急消毒の実施をはじめとした地域全体のウイルス量低減

- ・ 年始以降続発が見られる3県（愛知、岩手及び千葉）において、県内全域を対象とした緊急消毒を決定。
- ・ 緊急消毒の実施時は、消石灰による消毒に加え、液状消毒液の散布による消毒を徹底。
- ・ 発生農場だけでなく、その周辺農場や道路など周辺環境での消毒も徹底するほか、消毒ポイントについて、3km・10km圏に拘らず、地域のまん延防止の観点から、機動的に設置。

## ○早期通報の徹底

- ・ 今シーズンの発生事例では、100羽以上の死亡が見られるまで通報がなされなかった事例や、農場から都道府県家保への通報後、国への通報まで時間を要した事例が散見。
- ・ ウイルスの増殖抑制、拡散防止の観点からも、早期通報は重要。特定症状に限らず、異状が見られれば即通報することを徹底。

## ○養鶏集中地域等における対策の再点検

- ・ 大規模農場、再発農場だけでなく、養鶏の集中地域における再点検も重要。
- ・ 愛知県では、疫学の専門家による現地調査と、これを踏まえた現地対策会議を開催し、実情を踏まえた更に効果的な対策を検討。その中では、不織布シート等の緊急的な導入による入気・塵埃対策が、病原体の侵入防止対策として有効との示唆。このような知見も活用したまん延防止対策の実施強化が重要。

# 鳥インフルエンザワクチンをめぐる状況

- 現在の鳥インフルエンザワクチンは、その効果の面で、予防的に使用することは困難。
- 他方、国際的には、予防効果の高い新たなワクチンの開発が見られ、欧米諸国でも、接種に向けた検討の動き。
- 我が国においても、接種に対する具体的検討を進めるため、技術検討会を設置し、検討を開始。

## 現行ワクチンの課題

- ✓ 感染を完全に防御できず、感染した場合に症状が見えにくくなり発見が遅れるとともに、微量ながらもウイルスを排出するため、感染拡大やウイルス変異の原因となる。
- ✓ 注射ワクチンしか存在せず、大規模な接種が困難。
- ✓ 採卵鶏の飼養期間中、免疫効果が持続しない。

## ワクチンをめぐる近年の国際的な動き

年月	世界の動き
2023年5月	➤ <b>WOAH（国際獣疫事務局）</b> 総会で、家きんへのワクチン使用の検討を促す決議が採択。
2023年10月	➤ <b>フランス</b> が、商用あひるを対象としたワクチン使用を開始。
2024年6月	➤ <b>EU</b> が、孵卵場での接種（卵内接種、1日齢雛への接種）が可能なワクチンを承認。
2025年2月	➤ <b>米国</b> が、ワクチン使用を検討することを表明。 ➤ <b>WOAH</b> 及び <b>FAO（国連食糧農業機関）</b> が、 <b>WHO（世界保健機関）</b> にも意見照会の上で、ワクチン接種による発生予防・管理にも言及した、鳥インフルエンザ対策の世界戦略（2024-2033）を公表。
2025年3月	➤ <b>オランダ</b> が、採卵鶏へのワクチン使用（パイロットテスト）を開始。

〔このほか、**カナダ**や**英国**も、ワクチン接種に関する産学官タスクフォースを設置し、接種の課題等について、議論を開始。〕

# 鳥インフルエンザ対策パッケージ

○ 今シーズンの疫学調査の結果も踏まえ、地域の連続発生に的確に対処し、殺処分による影響をできるだけ減らすため、来シーズンに向け、以下の対策パッケージを打ち出した。

## I 飼養衛生管理の強化

- 養鶏集中地域や過去続発地域をあらかじめ指定し、地域ぐるみでの野鳥対策や発生時の速やかな消毒対応等を実施
- 過去の調査報告も踏まえ、続発の一因と考えられる塵埃対策等を飼養衛生管理基準に新たに位置付け
- 再発農家への改善確認の強化、飼養衛生管理に不遵守が見られた場合の手当金減額率の見直し
- 指導に従わない農家への法的な指導や勧告の実効性向上
- 飼養衛生管理基準への段階評価の導入

## II 分割管理の推進

- 分割管理に取り組む場合の対応を法律に基づく飼養衛生管理基準に位置付け
- 大規模農家での分割管理の検討を義務付け
- 導入を促進するため、一定の衛生管理や経過観察を行うことを条件に、分割管理の運用の見直し

## III ワクチン接種の検討

- 効果の高い新技術ワクチンの開発や欧米の状況を踏まえ、予防的ワクチン接種の導入に向けた検討を開始

## IV まん延防止に向けた防疫措置の見直し

- 民間事業者の活用が進むよう、事業者のリスト化、研修の実施、事前の協議等を促進

# 令和6年シーズン疫学調査報告書（取りまとめ）

- 令和7年7月2日、専門家による疫学検討会を開催し、令和6年シーズン疫学調査報告書を取りまとめ・公表。
- 3月の中間取りまとめでも指摘された農場集中地域での対策や既発農場・大規模農場対策に加え、重点対策期間の設定や基本的な衛生管理の実施、情報収集・調査研究に関する提言が示された。

## ①重点対策期間の設定

- 10月～翌年5月の対策に加え、11月～翌年1月を重点対策期間とした対策徹底や渡り鳥の飛来時期等を考慮した地域ごとの対応も必要。

## ②異状の早期発見・早期通報

- 愛知・千葉の続発1例目は発見・通報遅れ。特に流行シーズン中は少しでも異状があれば躊躇なく通報。誘導換羽の影響との誤認に注意。

## ③地域一体の対策

- 特に家きん農場集中地域での発生リスク低減のため、地域一体で、平素の意見交換や第三者の視点を入れた衛生管理向上等の対策が重要。

## ④農場における野鳥、野生動物の誘引防止

- 防鳥ネット設置や破卵等の適切な処理など堆肥舎の適切な管理、農場内環境の整理整頓、枝払いなど、野鳥、野生動物の誘引防止が重要。

## ⑤塵埃を介した家きん舎へのウイルス侵入リスクの低減対策

- 特にシーズン中は、入気口へのフィルターや不織布設置、細霧装置による消毒薬噴霧など塵埃を介したウイルス侵入リスク低減対策を推奨。

## ⑥農場及び家きん舎への人・物を介したウイルスの侵入防止

- 基本的な衛生管理に加え、作業着や長靴交換、手指消毒、施設の破損等の速やかな修理、共同利用施設における交差汚染対策等が必要。

## ⑦防疫措置の速やかな実施、作業時のウイルス拡散防止措置の徹底

- 事前の資材準備や動員計画策定、迅速・省力な殺処分の技術的検討、民間業者のリスト化と共有、防疫作業時の病原体拡散防止等が重要。

## ⑧既発農場及び周辺地域における対策

- 既発農場・地域は他と比較し発生リスクが高いと考えられることから、飼養衛生管理基準の遵守徹底に加え、地域一体での対策準備が重要。

## ⑨大規模農場における対策

- 大規模それ自体がリスク要因との研究結果もあり、発生時の影響も甚大。一層の発生予防策に加え、殺処分の影響軽減のため分割管理が重要。

## ⑩情報収集・調査研究（農林水産省、関係機関向け対策）

- リスク予察・低減のため、世界の発生状況等の情報収集やウイルス解析等の研究体制強化が重要。予防的ワクチン接種に向けた検討も重要。

## ⑪その他

- 米国での乳牛における本病感染の状況を注視する必要。牛飼養農場での基本的な衛生管理の徹底、異状時の相談や隔離等の態勢が重要。



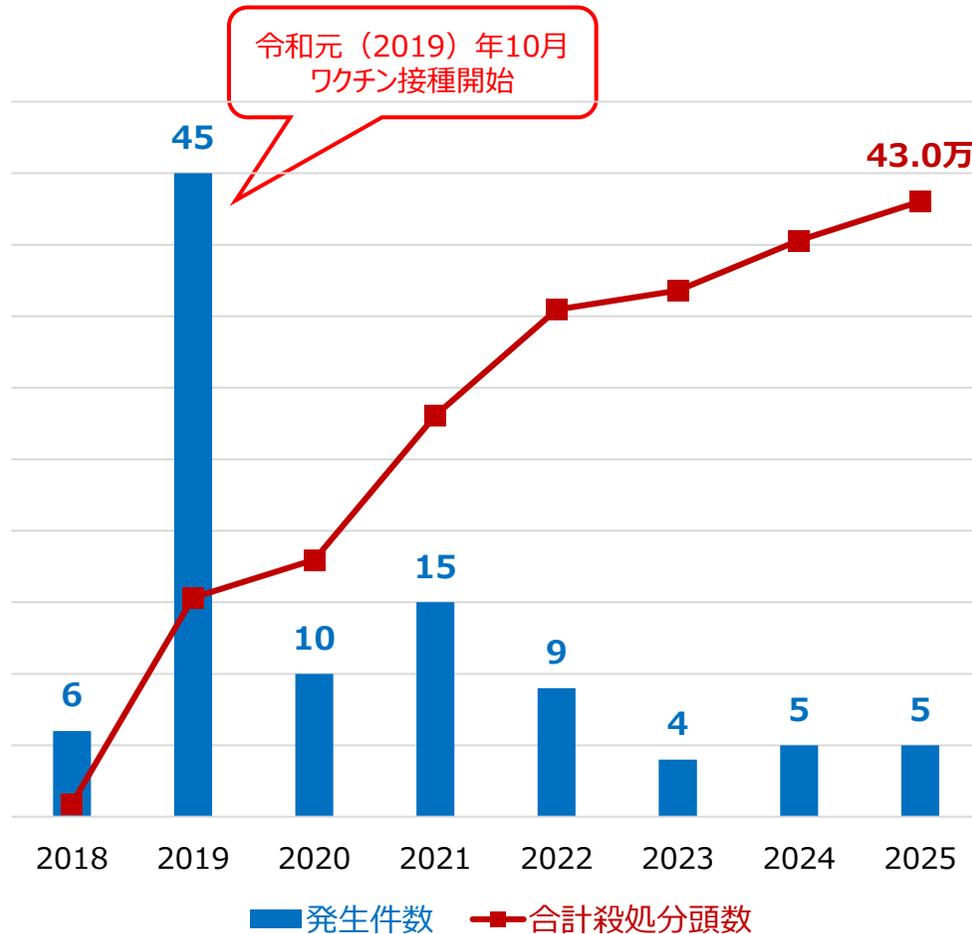
# 豚熱について

---

# 豚熱の発生状況

- 平成30（2018）年9月に岐阜県で発生。以降、**24都県**で計**99事例**発生し、**約43.0万頭**を殺処分。
- **令和元（2019）年10月にワクチン接種開始**。以降、発生は散発的となるも、非発生県（岩手、新潟、愛媛、千葉）へも拡大。
- **令和7（2025）年**は、**群馬県**で4例（95・96・98・99例目）、**千葉県**で1例（97例目・初発）発生（6月末時点）。

## 発生状況の推移



## 令和7年の発生状況

### 【群馬県】

- 1/23 国内95例目（県10例目）：約4,800頭殺処分
- 2/21 国内96例目（県11例目）：約8,700頭殺処分
- 4/5 国内98例目（県12例目）：約7,300頭殺処分
- 5/9 国内99例目（県13例目）：約460頭殺処分

- ✓ 養豚の集中地域における発生
- ✓ 周辺地域において、発生**の1～3か月前**に豚熱陽性の野生イノシシが捕獲されている

### 【千葉県】

- 3/31 国内97例目（**県初発**）：約5,480頭殺処分

- ✓ 県内の野生イノシシで未発生の中で、飼養豚で発生
- ✓ 千葉・茨城両県の関連農場の約370頭も殺処分
- ✓ 防疫措置に際しては、**移動式レンダリング装置**を活用



◆移動式レンダリング装置の活用状況



# 野生イノシシ対策

- 野生イノシシから飼養豚への感染を防ぐため、**サーベイランス・捕獲の強化、経口ワクチン散布**、山林に立ち入る者等への**対策の周知**など、野生イノシシ対策を実施。

## (1) サーベイランスの強化 豚熱 アフリカ豚熱

- 平成30年9月から、**全都道府県**における野生イノシシのサーベイランスを開始。
- 令和2年8月31日に**全都道府県**に向けて**豚熱・アフリカ豚熱のサーベイランスの強化通知**を発出。
- 令和3年11月、新たな遺伝子検査法の導入及び外部委託体制の整備により検査負担軽減。
- 令和4年4月、web上で生産者自ら農場周辺の検査状況を確認可能な新たな地図情報システムを提供。
- 令和5年11月、野生イノシシ死亡個体の耳介を用いた遺伝子検出検査適用により、検査可能個体が拡大。

## (2) 捕獲の強化 豚熱 アフリカ豚熱

- 自治体、農林水産省及び環境省が連携し、北海道を除く**46都府県**について、農場周辺や野生イノシシの感染確認区域を「**捕獲重点エリア**」に設定。

## (3) 経口ワクチン散布 豚熱

- 平成31年3月、岐阜県及び愛知県において、経口ワクチン散布を開始。
- 令和3年3月から民間ヘリコプターによる空中散布を実施（静岡県・栃木県）。
- 令和5年3月に散布方法の具体化等のため散布方針を改正。
- 現在、本州、四国の全都府県及び佐賀県、長崎県、宮崎県、福岡県の**42都府県**で経口ワクチンを散布。

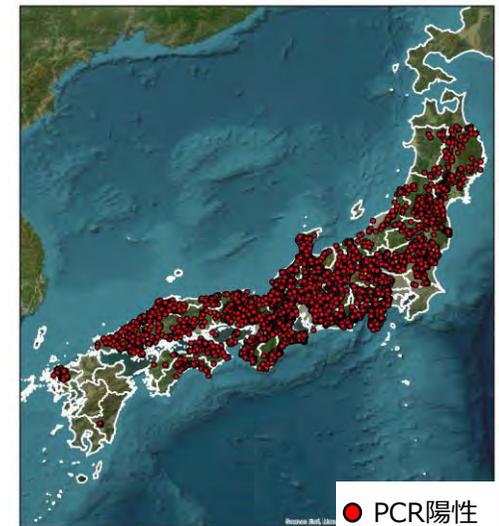
## (4) 感染防止のための周知等の推進 豚熱 アフリカ豚熱

- 一般の方に対して、デジタルサイネージ広告の実施や多言語ポスターの提示・配布、ポスターコンテストの実施等により、感染防止対策を周知。
- 捕獲従事者に対して交差汚染対策周知のため、映像資材・漫画資材の配布。

## (5) 法改正・制度的整理等の対応 豚熱 アフリカ豚熱

- **サーベイランス、経口ワクチン散布等を家伝法に位置付け**（令和3年4月施行）。
- 野生イノシシの死体処理に関する制度的整理及び関係部局の連携強化について、消費・安全局長、農村振興局長、林野庁長官、環境省環境再生・資源循環局長、環境省自然環境局長による**5局庁長連名通知の発出**（令和4年3月）。
- アフリカ豚熱の防疫措置の具体化（防疫指針の改正・基本方針の策定（令和6年3月）、防疫演習の実施等）。

【41都府県で豚熱陽性野生イノシシを確認】



豚熱感染野生イノシシ発見地点  
(発見・捕獲日ベース：令和7年8月14日時点)

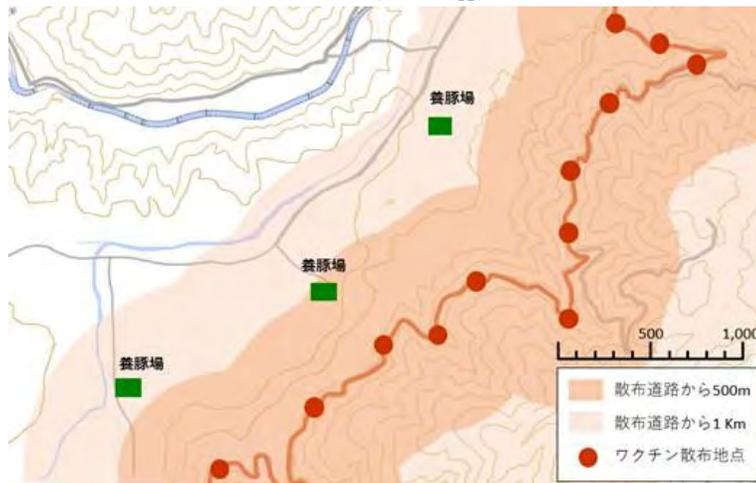
# 豚熱経口ワクチンの散布

- 平成31年3月、岐阜県及び愛知県において、経口ワクチン散布を開始。現在までに41都府県で散布。
- 早期から散布を実施している中部地方の県では、**野生イノシシの豚熱陽性率がピーク時から低下**をしている中でも、**免疫獲得イノシシを継続的に確認**。また、研究においても、疫学的検証により散布効果として、散布地点周辺では免疫獲得イノシシの割合が高いことを確認。
- 散布により、**野生イノシシを介した感染拡大を抑え、環境中のウイルス低減を図る**ことで、以下を目指しているところ。
  - ① **農場への感染リスクの低減**
  - ② **まん延スピードを弱め、未確認地域への侵入を防止**
- 農場への感染リスクの低減を意識した散布では、イノシシの生息や感染状況だけでなく、**農場の分布や規模を踏まえて、散布地点を選定**。

## (参考) 養豚場等周辺での経口ワクチン散布及び感染確認初期の緊急散布での散布地点の考え方

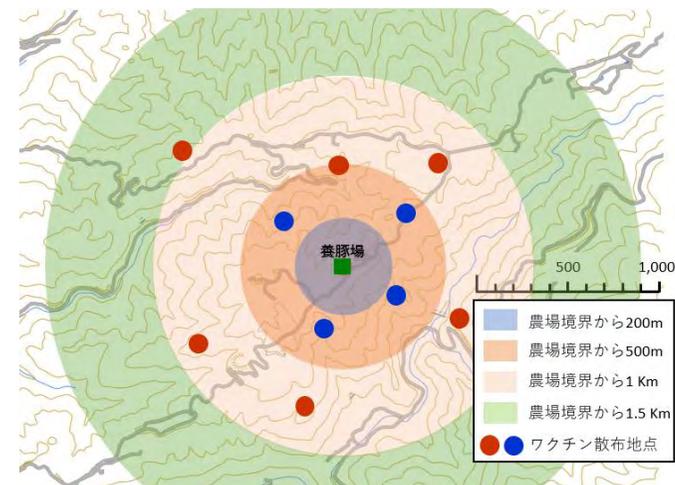
(豚熱経口ワクチンの野外散布実施に係る指針より引用。)

### A:エリア型散布



- ・道路や河川等の障壁でイノシシの動線が見やすい場合
- ・農場が多く集中しているエリアがある場合
- ・豚熱感染確認直後で緊急的に感染拡大を抑制したい場合

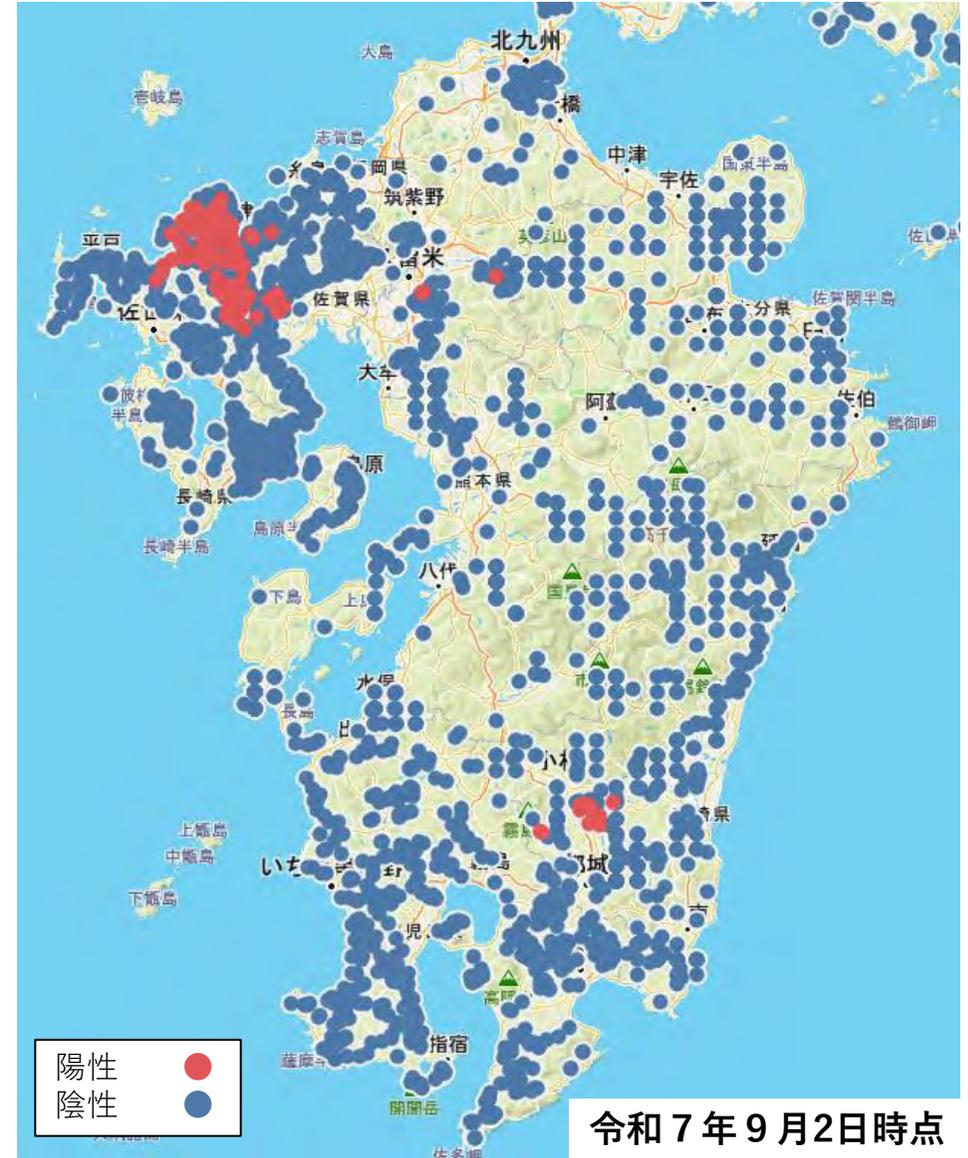
### B:集中型散布



- ・農場が分散しており、ピンポイントの対策が必要な場合
- ・農場周辺の野生動物対策が適切に実施されている場合、農場近く(●)でも、散布が可能と考えられる。

# 九州の野生イノシシにおける豚熱感染拡大

- 令和5年8月、佐賀県の飼養豚2農場で九州で初めて発生。その後、令和6年6月には佐賀県、令和7年2月には長崎県、同年4月には宮崎県、同年8月には福岡県の野生イノシシでも感染を確認。
- 九州では野生イノシシの捕獲・サーベイランスの強化・徹底。
- 感染確認県においては順次経口ワクチンの散布を開始。
  - ・佐賀県、長崎県においては、発生状況を踏まえた散布を継続。
  - ・宮崎県、福岡県においては、初の感染事例確認後に緊急散布を実施。さらに、新たに感染が確認された地域において、追加散布を実施予定。
  - ・鹿児島県、大分県においては、野生イノシシで感染事例は未確認であるものの、周辺の発生状況を踏まえ、経口ワクチン散布の実施を決定。今後、準備が整い次第、経口ワクチンの散布を開始。



令和6年5月30日以降に確認された  
野生イノシシ陽性及び陰性個体の発見地点をプロット

# 豚熱清浄化ロードマップの策定

- 養豚農業の振興に関する基本方針（令和7年4月）において、「豚熱については、今後、現下の発生状況やこれまでの対策の効果を踏まえつつ、関係者が連携し、清浄化に向けた道筋を示す。」と示されたところ。
- これを踏まえ、以下の考え方にに基づき、清浄化に向けたロードマップを策定し、令和7年6月30日に公表。

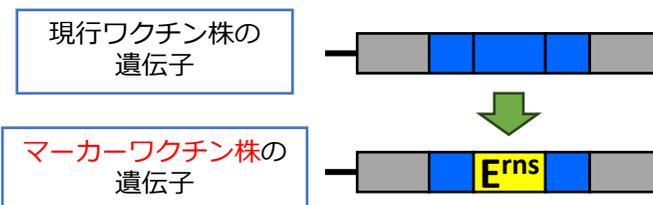
## ロードマップ策定の考え方

ワクチン接種下の発生状況や技術の開発状況を踏まえ、以下の考え方でロードマップを策定。

- マーカーワクチン※を早期に実用化し、これに切り替え、飼養豚での感染がない状況を確保し、「豚熱清浄国ステータス」を回復。
- 殺処分について、これまでの知見を踏まえ、範囲の見直しが可能か、専門家も含め、検証。
- 一方、効果的な方策を検討しつつ、野生イノシシの感染の縮小が可能となれば、イノシシの感染リスクがない地域から、飼養豚のワクチン接種を中止。最終的に、全国でのワクチン接種の中止（完全な清浄化）を目指す。

### ※豚熱マーカーワクチンについて

- 現行ワクチン株の遺伝子の一部を別のウイルス遺伝子と置換し、この部分に対する豚の免疫反応の違いを検出することにより、ワクチン接種動物と野外株感染動物の区別を可能とするワクチン。
- R2～R6年度にかけて、研究事業の実施により、マーカーワクチン候補株の作出に成功。R7年度以降は、研究事業において候補株の有効性等の検証を行い、早期の実用化を目指す。



# アフリカ豚熱・口蹄疫等について

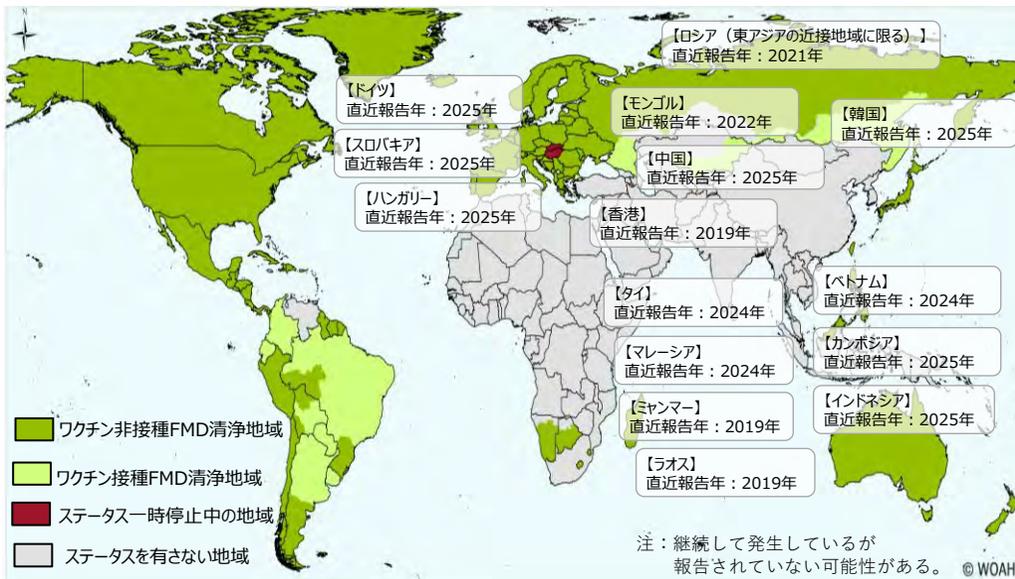
---



# 口蹄疫の海外での発生状況

- **日本**では2010年に宮崎県で10年ぶりに発生したが、翌**2011年には清浄国に復帰**。
  - 他方、海外では**継続的に発生**。本病はどの国でも発生し得る中、**我が国への侵入リスクは極めて高い状況**。
- 欧州**では、**2025年1月**には**ドイツ**で、同年**3月**には**ハンガリー**及び**スロバキア**で発生を確認。（同年4月14日付けでドイツ全土がワクチン非接種清浄国へステータス回復。）
- 東アジア**では、**2025年3月**に**韓国**で1年10か月ぶりに発生を確認。

## 世界の発生報告状況

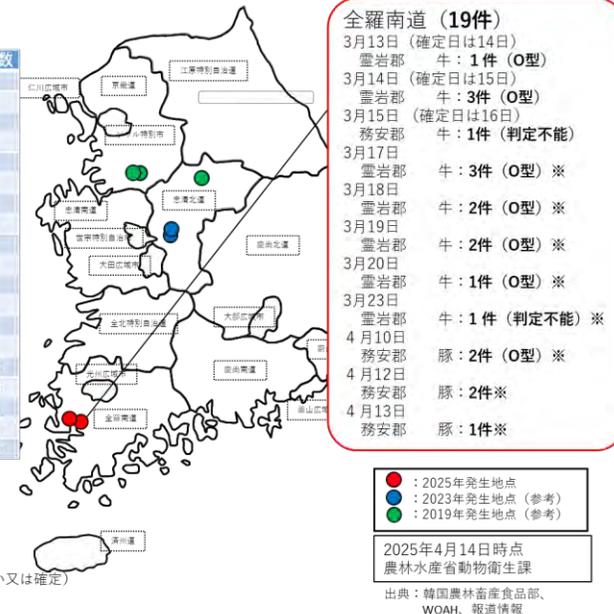


## 韓国の発生報告状況

※令和7年4月14日時点

発生日	場所	動物種	飼養頭数
1 '25/3/13	全南 霊岩郡	牛	184
2 '25/3/14	全南 霊岩郡	牛	15
3* '25/3/14	全南 霊岩郡	牛	471
4 '25/3/14	全南 霊岩郡	牛	31
5 '25/3/15	全南 務安郡	牛	88
6 '25/3/17	全南 霊岩郡	牛	365
7 '25/3/17	全南 霊岩郡	牛	25
8 '25/3/17	全南 霊岩郡	牛	100
9 '25/3/18	全南 霊岩郡	牛	49
10 '25/3/18	全南 霊岩郡	牛	25
11 '25/3/19	全南 霊岩郡	牛	125
12 '25/3/19	全南 霊岩郡	牛	835
13 '25/3/20	全南 霊岩郡	牛	43
14 '25/3/23	全南 霊岩郡	牛	31
15 '25/4/10	全南 務安郡	豚	5,223
16 '25/4/10	全南 務安郡	豚	1,736
17 '25/4/12	全南 務安郡	豚	1,951
18 '25/4/12	全南 務安郡	豚	1,931
19 '25/4/13	全南 務安郡	豚	3,216

\*関連農場2農場（いずれも検査陽性）あり。



注：日付はWOAH報告の発生日  
ただし、WOAH未報告の場合は韓国当局公表日（疑い又は確定）  
とし、件数の後に※マークを記載  
頭数は当該農場で飼養されている感受性動物数

# 我が国における口蹄疫の過去の発生事例

- 平成22年4月、宮崎県において我が国で**10年ぶりに発生**（292戸で発生、**210,714頭を殺処分**）。
- 移動制限や感染家畜の処分、消毒等の防疫措置を実施したものの、**宮崎県東部において局地的に感染が急速に拡大**したことから、我が国で初めての**緊急ワクチン接種を実施**（ワクチン接種殺処分：87,094頭）。
- **この結果、口蹄疫の発生は減少**し、同年7月4日以来発生は確認されず、7月27日に全ての移動制限を解除。

## 宮崎県における発生

**H22.4.20**

宮崎県で口蹄疫の発生を確認

**H22.5.19**

口蹄疫ワクチン接種の実施を決定

**H22.6.4**

口蹄疫対策特措法の施行

**H22.7.27**

全ての移動制限区域を解除

**H23.2.5**

WOAHによるワクチン非接種清浄国への復帰の認定

(万頭)

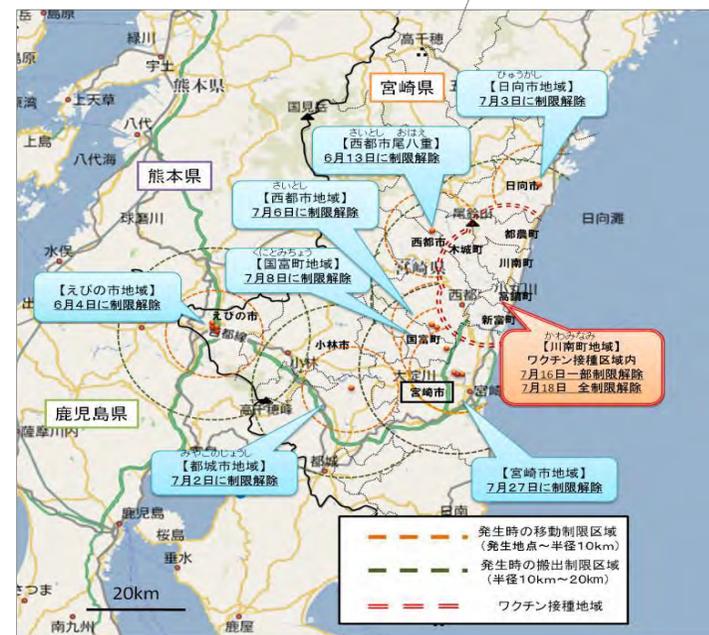
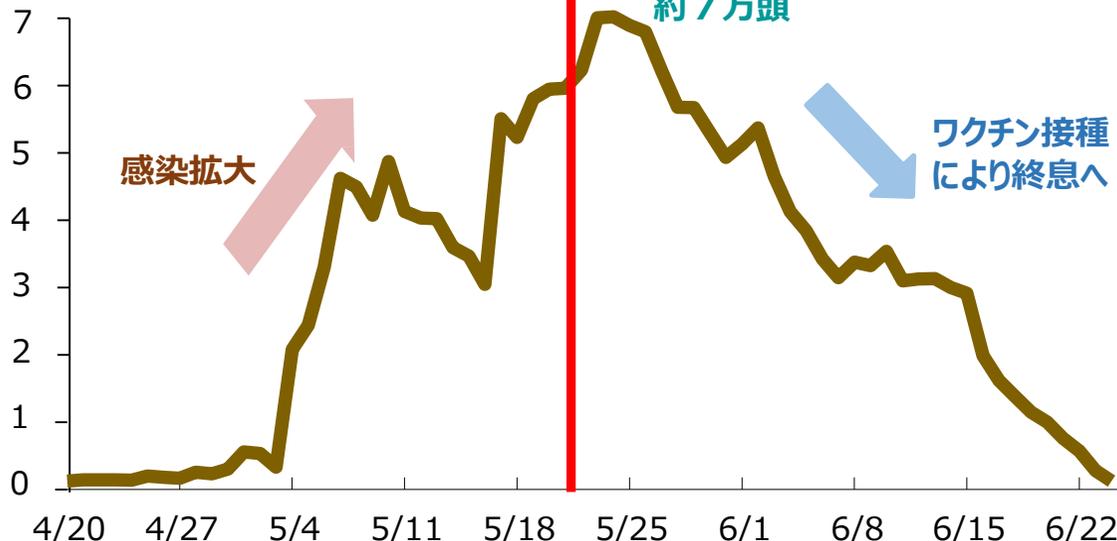
**H22.5.22**  
ワクチン接種開始

ピーク時  
約7万頭

ワクチン接種により終息へ

感染拡大

殺処分待機  
疑似患者数



# 発生予防における水際対策

○ 家畜の伝染性疾病の発生予防においては、病原体を我が国国内に侵入させないための水際対策が極めて重要。

発生予防の全体像（アフリカ豚熱対策を例に）

## 海外対策

＜旅行者＆船舶・航空機＞

出国前から日本に持ち込ませない

- ・旅行者への畜産物持ち込み禁止等の注意喚起



## 水際対策

＜空港＆海港＞

国内に侵入させない

- ・家畜防疫官、検疫探知犬による検査
- ・旅客の靴底や車両、自転車等の消毒



動物検疫所

## 国内対策

＜農場＆野生イノシシ＞

農場に侵入させない

- ・飼養衛生管理の徹底



都道府県

野生イノシシの感染を防止する

- ・旅行者等への周知徹底  
＜ゴミ放置禁止、消毒等＞
- ・消毒・洗浄ポイントの設置等

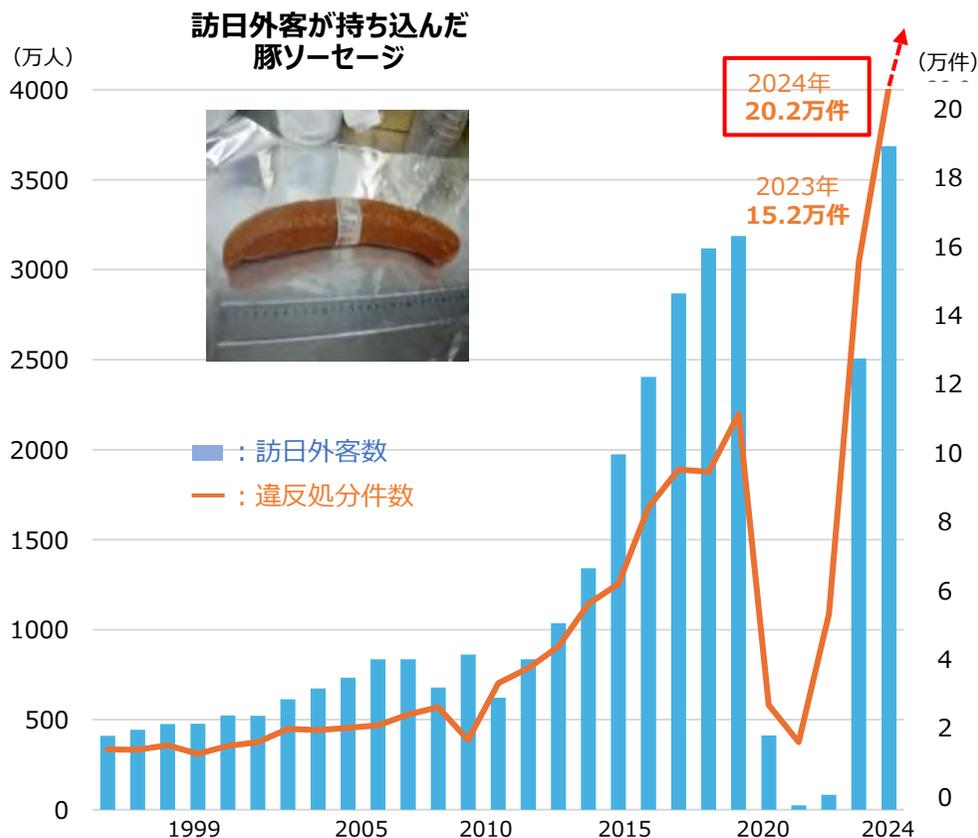


都府県

# 水際における更なる侵入防止対策の強化

- 訪日外客数の増加により、違反品の持込みが著しく増加。組織的かつ反復した、悪質と思われる事例も顕在化。
- 動植物検疫の強化に向け、「水際検疫の強化に向けた検討会」において、水際強化策の具体化・関係行政機関との連携強化を議論。
- 検討会の議論を踏まえ、法制度面も含め、強化策の具体化に着手。

## 訪日外客数と持込禁止品の摘発件数



資料：(訪日外客数) 日本政府観光局  
(禁止品摘発件数) 農林水産省「動物検疫統計」※2024年は速報値

## 外国食材店における違法輸入豚肉製品緊急調査

- ▶ 購入した豚肉製品66品について、  
①外装の確認及び②アフリカ豚熱ウイルス遺伝子の検査を実施。

- ① 外装確認の結果、違法輸入疑い品：12品 (うちベトナム産9品)
  - ② ①のうちアフリカ豚熱ウイルス遺伝子検出：2品
- \* 感染力のあるアフリカ豚熱ウイルスは発見されていない。

### ◆外国食材店◆



出典：Google Map

### ◆アフリカ豚熱ウイルス遺伝子検出の2品◆



# ランピースキン病について

---

# 病徴と発生状況

- **ランピースキン病**は、牛の皮膚に病変等が生じる疾病であり、**牛乳の生産等にも影響**。致死性は低く、ほとんどの牛では徐々に回復。人には感染せず、畜産物も食用上安全。
- 令和6年11月6日、**福岡県**の乳用牛農場で、**我が国初の感染**を確認。令和7年2月以降、新たな発生は確認されていない。

## ランピースキン病とは



皮膚病変

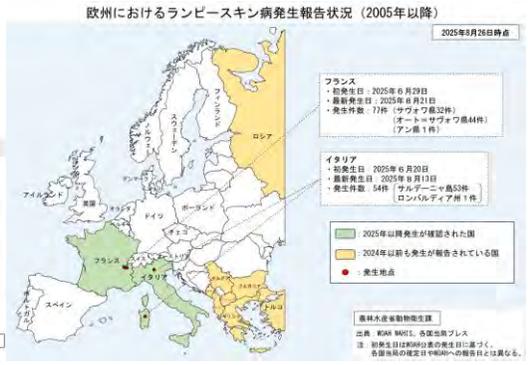
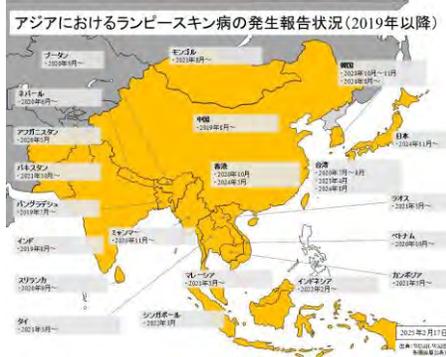


結節（全身性）

写真提供：モンゴル国中央獣医学研究所 (State Central Veterinary Laboratory in Mongolia)

- 皮膚の結節や泌乳量の減少等の症状を呈する、牛・水牛の病気。
- 主に蚊等の吸血昆虫（ベクター）による機械的伝播により感染が拡大。
- 有効な治療法はないが、致死率は低く、ほとんどの牛は感染しても徐々に回復。
- 人には感染せず、畜産物も食用上安全。

## 海外の発生状況



- アフリカで流行
- 2010年代、中東の一部、トルコ、南ヨーロッパにおいて発生
- 2019年以降、アジアでの発生拡大
- **2023年及び2024年、韓国で発生**
- **2025年、イタリア及びフランスで発生**

韓国での発生を受け、ワクチン備蓄や防疫対策要領の制定により、我が国への侵入に備えていた。

## 国内の発生状況

- 令和6年11月6日：福岡県内の2農場で初めて発生を確認
- 同年12月18日までに**19事例**の発生を確認
- 発生農場から牛が異動しており、**熊本県でも発生**
- 同年12月26日までに**3事例**の発生を確認
- 令和7年2月以降新たな発生は確認されていない

# ランピースキン病の法的位置付け

- ランピースキン病について、**殺処分の命令など「家畜伝染病」に対するまん延防止措置と同程度の措置を行えるよう、家畜伝染病予防法に基づき、新たに政令を制定し、本病を法第62条の疾病の種類として指定。**
  - 政令の制定に合わせて、**防疫対策要領を改正（令和7年7月28日）。**
- 令和6年11月に福岡県にて、ランピースキン病が我が国で初めて発生が確認。これまでに福岡県及び熊本県において計22事例230頭の感染が確認。
  - **届出伝染病であったことから、殺処分やワクチン接種等、強制的な防疫措置を講ずることができず、感染拡大**
  - 現在、発生は終息したが、**依然として国内で発生・まん延するリスクは存在。**
  - **法的強制力のある防疫対策を実施できるようにしておく必要。**



令和7年7月、「**家畜伝染病（法定伝染病）**」と同程度の強力な防疫措置を講ずることができるよう、家畜伝染病予防法に基づき、新たに**政令を制定（令和7年7月28日施行）**。これに合わせて、ランピースキン病防疫対策要領を改正。

令和8年度当初  
予算概算要求の概要  
動物衛生課

令和7年9月  
農林水産省

○ 消費・安全対策交付金のうち  
**家畜衛生の推進（ソフト）**

令和8年度予算概算要求額 2,426百万円（前年度 1,896百万円）の内数

<対策のポイント>

都道府県等が地域の実態を踏まえて実施する、**家畜の伝染性疾病に関する監視体制の整備、発生予防・まん延防止の取組、畜産物の安全性向上や野生動物の対策強化**の取組を支援します。

<事業目標>

家畜の伝染性疾病に係るまん延防止措置が適切に実施されていないために疾病をまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

<事業の内容>

1. 監視体制の整備

家畜保健衛生所の検査体制を強化するため、**検査機器の整備**や検査の信頼性確保に向けた**精度管理の適切な実施**に向けた取組等を支援します。

2. 家畜の伝染性疾病の発生予防

- ① 鳥インフルエンザ対策パッケージでも示した地域一体での**防鳥ネット**や**消毒機器の整備**等の**飼養衛生管理水準の向上**、**野鳥飛来防止対策**の取組や**指定地域での防疫対応の強化**を支援します。
- ② **民間獣医師や野生動物対策の専門家**、農場の取引業者等の**ステークホルダーと連携した衛生指導・点検**など、地域での**自衛防疫を強化**する取組を支援します。

3. 家畜の伝染性疾病のまん延防止

- ① 地域で行う**埋却予定地の事前調査**や**防疫演習（移動式レンダリング装置等を用いたものや民間事業者の育成を目的としたものを含む）**を支援します。
- ② 家畜伝染病等が発生した際に、**迅速かつ的確にまん延防止措置**を講ずる取組を支援します。

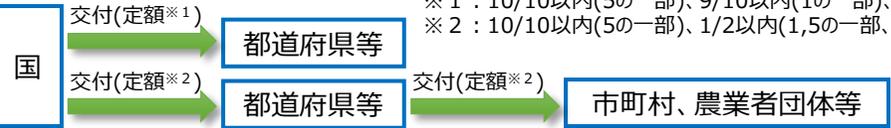
4. 畜産物の安全性向上

HACCPの考え方を生産段階で活用した飼養衛生管理（**農場HACCP**）について、その普及・定着を図るため、**認証取得、指導**、取組の効果を検証する**モニタリング検査等**の取組を支援します。

5. 野生動物の対策強化

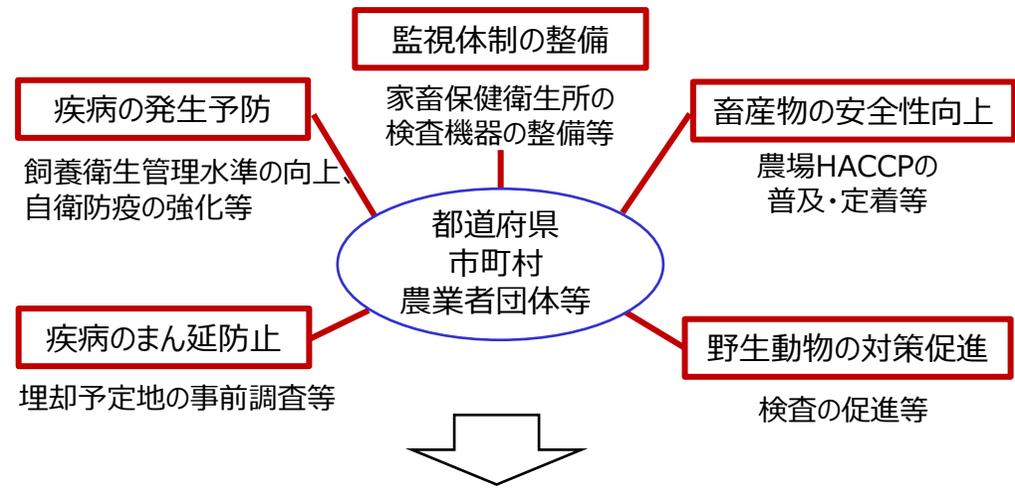
アフリカ豚熱及び豚熱対策として行う**野生動物のサーベイランス（浸潤状況調査）**について、**検査の促進等**を図るための取組を支援します。

<事業の流れ>



※1：10/10以内(5の一部)、9/10以内(1の一部)、1/2以内(1,5の一部、2,3,4)  
 ※2：10/10以内(5の一部)、1/2以内(1,5の一部、2,3,4)、1/3以内(1の一部)

<事業イメージ>



豚熱、鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止の取組を支援！



(豚熱及び鳥インフルエンザの症状)

# 家畜衛生の推進（ハード）

令和8年度予算概算要求 2,426百万円（前年度 1,896百万円）の内数

## <対策のポイント>

家畜の伝染性疾病に係る発生予防・まん延防止の取組を強化するため、①家畜保健衛生所等における家畜等の**病性鑑定の適切な実施**、②特に鳥インフルエンザ対策パッケージでも示した取組や、豚熱・アフリカ豚熱対策に資する**飼養衛生管理の向上**、③殺処分の影響を低減するための**農場の分割管理**にそれぞれ必要な**施設整備**を支援します。

## <事業目標>

家畜の伝染性疾病に係るまん延防止措置が適切に実施されていないために疾病をまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

### <事業の内容>

#### 1. 病性鑑定の適切な実施

都道府県の家畜保健衛生所等において、**家畜の病性鑑定や野生動物の検査**を適切に実施するため、**病性鑑定検査施設及び関連施設**（採材、病性鑑定畜の保管、感染性廃棄物処理等のための施設）の**整備**を支援します。

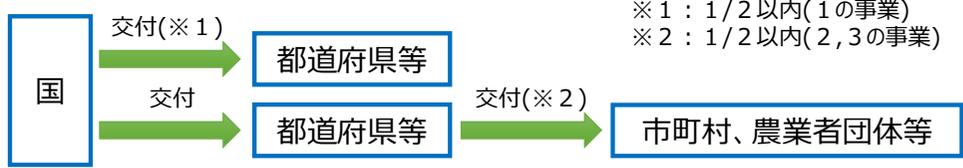
#### 2. 飼養衛生管理の向上

特に**高病原性鳥インフルエンザ対策**に資する**鶏舎入気口フィルター**及び**細霧装置**並びに**豚熱・アフリカ豚熱対策**に資する**養豚場の野生動物侵入防止壁**の**整備**を支援します。

#### 3. 農場の分割管理

高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の発生に際し、殺処分の影響を低減するため、**農場の分割管理**に取り組む場合に追加で必要となる**施設**（更衣室、車両消毒施設、農場境界柵、集卵ベルト、堆肥舎等）の**整備**を支援します。

### <事業の流れ>



### <事業イメージ>

#### <1の事業>

家畜保健衛生所等において、家畜や野生動物の病性鑑定を適切に実施するため、  
 ・遺伝子検査用施設  
 ・解剖及び採材のための部屋  
 ・病性鑑定畜の保管庫等を整備

#### <2の事業>

野生動物侵入防止壁の例

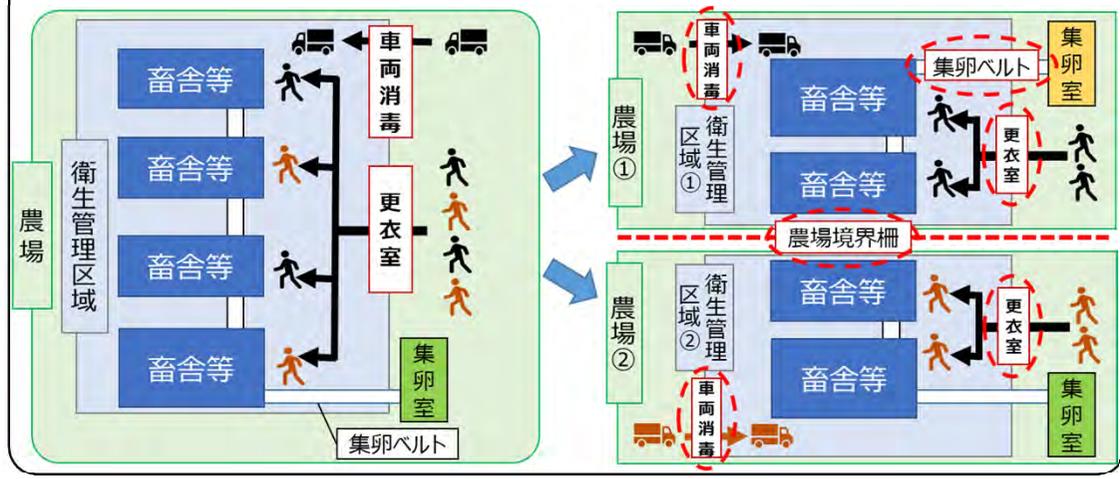


鶏舎入気口フィルター例



#### <3の事業>

農場の分割管理に当たり追加で必要な施設（赤破線）のイメージ



# ○ 家畜伝染病予防費

令和8年度予算概算要求額 4,761 百万円 (前年度 4,761百万円)

## <対策のポイント>

家畜伝染病予防法に基づき、①都道府県が行う家畜の伝染性疾病（口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等）の発生予防・まん延防止の取組に必要な費用を国が負担するとともに、②家畜等の所有者に対し、と殺家畜等に対する手当金やその死体の焼埋却に要した費用を交付します。

## <事業目標>

家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止により、畜産の振興を図る（家畜伝染病予防法第1条）

### <事業の内容>

#### 1. 家畜伝染病予防費負担金

家畜伝染病予防法の規定により、都道府県が行う

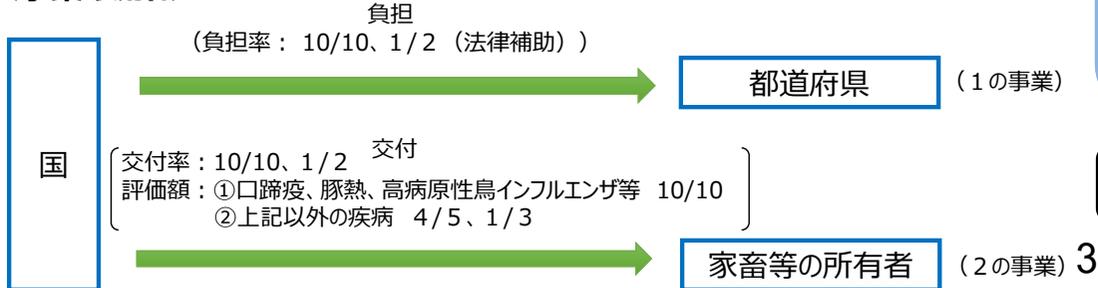
- ① 家畜の検査等に必要な旅費
- ② 豚熱ワクチン等の購入費及び接種に必要な資材費
- ③ まん延防止措置等に必要な薬品費、衛生資材費
- ④ 消毒ポイントの運営等の消毒に要した経費
- ⑤ まん延防止のため行う家畜等の焼埋却に要した経費
- ⑥ 移動制限等による農場の売上げの減少額等に相当する額等の全部又は一部について国が負担します。

#### 2. 患畜処理手当等交付金

家畜伝染病予防法の規定により、と殺された家畜等に対する手当金やその死体の焼埋却に要した費用の全部又は一部を家畜等の所有者に交付します。

また、口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、通常の手当金と併せて特別手当金を交付し、原則として評価額全額を交付します。更に、予防的に殺処分された家畜に対して支払われる補償金等を交付します。

## <事業の流れ>



### <事業イメージ>

<b>家畜伝染病予防費負担金</b> (対象: 都道府県)	<b>患畜処理手当等交付金</b> (対象: 家畜等の所有者)
----------------------------------	------------------------------------

- ・ 家畜防疫員の旅費
  - ・ 動物用生物学的製剤（ワクチン等）の購入費
  - ・ 薬品（消毒薬等）の購入費
- 等

発生予防の取組

- ・ 検査、注射、薬浴等に要した費用
  - ・ 衛生資材（保護衣、注射針等）の購入費
  - ・ 消毒ポイントの運営に要する費用
  - ・ 焼埋却に要する費用
  - ・ 移動制限等に起因する売上げの減少額等の補填を行う場合の支援
- 等

まん延防止の取組

- ・ と殺家畜等に対する手当金
- ※口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等の患畜及び疑似患畜については、特別手当金を交付し、原則として評価額の10/10を交付。
- ・ 予防的殺処分を実施した場合の補償金
- ・ 焼埋却に要する経費

# ○ 家畜生産農場衛生対策事業

令和8年度予算概算要求額 516百万円 (前年度 481百万円)

**<対策のポイント>**  
 生産農場における飼養衛生管理の向上や家畜の伝染性疾病のまん延防止・清浄化に向け、**農場指導、検査、ワクチン接種やとう汰等の取組**を推進します。  
 また、HACCPの考え方を生産段階で活用した飼養衛生管理（**農場HACCP**）の**導入に向けた取組**を推進します。

**<事業目標>**

- 家畜の伝染性疾病のまん延防止・清浄化の推進
- 生産者による飼養衛生管理の向上
- 農場HACCPに取り組む農場の拡大

## <事業の内容>

- 1. 疾病清浄化支援対策**
- ① **全国流行疾病対策**：牛のヨーネ病、牛伝染性リンパ腫、牛ウイルス性下痢、牛のサルモネラ症、吸血昆虫が媒介する監視伝染病について、まん延防止及び清浄化を推進するため、**移動予定牛や発生農場等の検査、ワクチン接種、リスク牛のとう汰、吸血昆虫の忌避・駆除等の取組**を支援します。
- ② **地域生産性向上及び越境性疾病衛生対策**：地域で課題となっている家畜の伝染性疾病について、豚熱やアフリカ豚熱等の全国的な越境性疾病の発生予防対策にも資するよう、**関係者が連携し策定した計画に基づく衛生管理の点検・見直し、専門家によるコンサルティング等の取組や、ブルセラ症、結核の清浄性維持のためのサーベイランスへの生産者の協力**を支援します。

**2. 農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策**

飼養衛生管理の向上のため、自主的に**民間獣医師等の衛生指導**を受ける取組や吸血昆虫が媒介するアカバネ病予防のための**組織的ワクチン接種**を支援します。

**3. 農場HACCP導入推進強化事業**

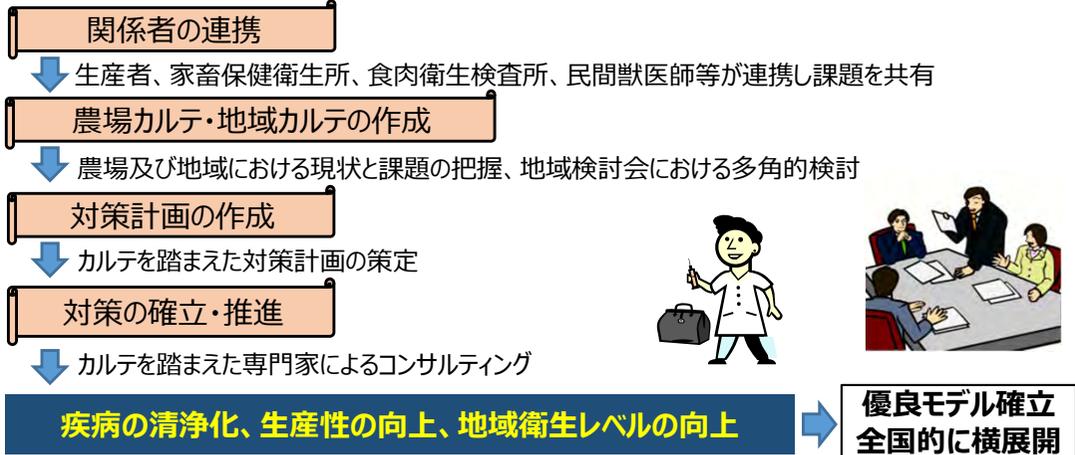
飼養衛生管理水準の向上に向け、農場HACCPの導入を推進するため、**多様性に富む農場の現場で幅広く知識を応用して指導を担うことのできる農場指導員を養成**するための研修会を開催し、地域における指導体制を強化します。

## <事業の流れ>

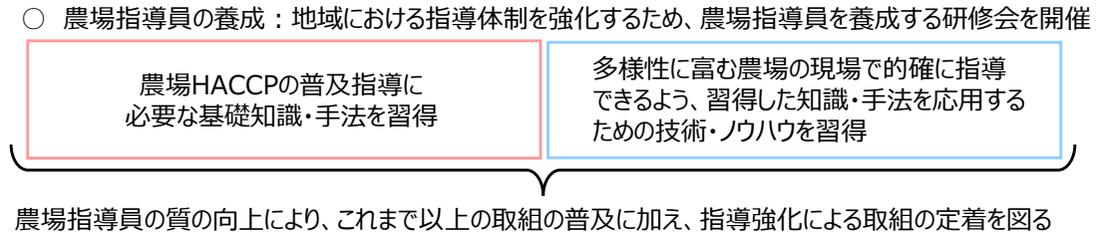


## <事業イメージ>

### <事業1の②：地域生産性向上及び越境性疾病衛生対策>



### <事業3：農場HACCP導入推進強化事業>



**農場HACCPの普及・定着による飼養衛生管理の強化**

# ○ 牛疾病検査円滑化推進対策事業

令和8年度予算概算要求額 172百万円（前年度 234百万円）

## <対策のポイント>

我が国のBSE対策の有効性を監視し、消費者や生産者の信頼を確保するため、死亡牛のBSE検査を円滑かつ的確に実施するための費用を助成します。

## <事業目標>

BSE検査の適切な実施によるBSE対策の有効性の確認

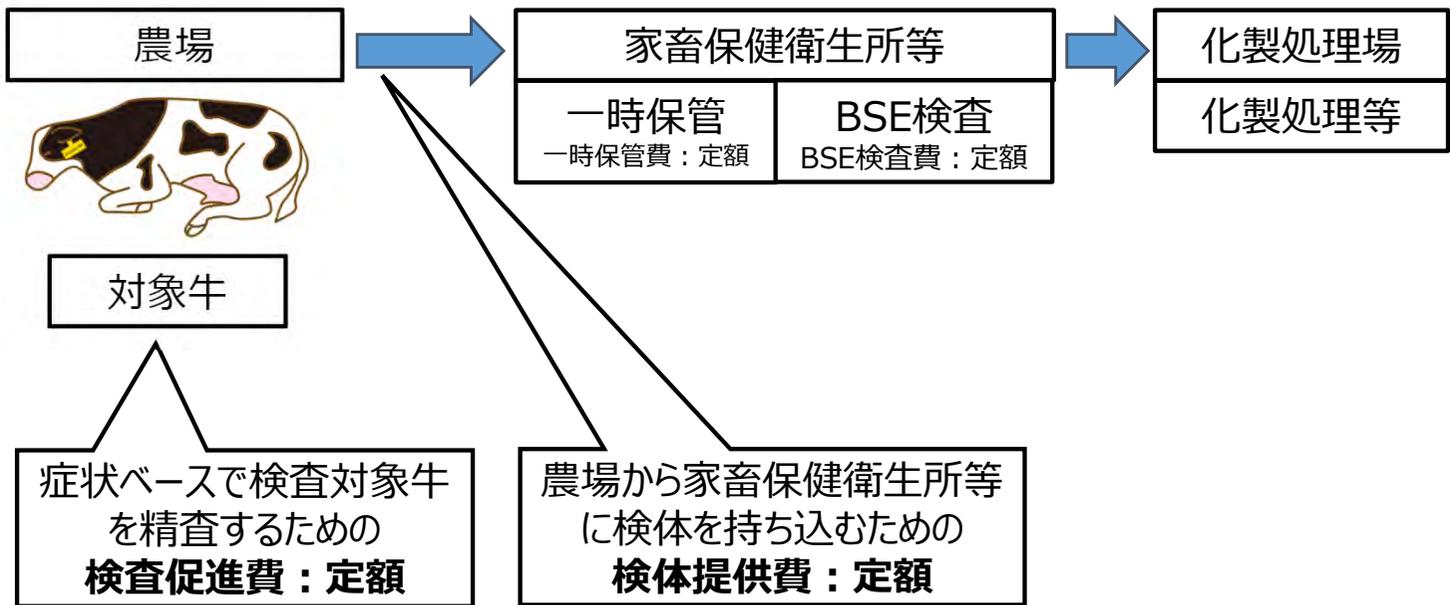
## <事業の内容>

死亡牛のBSE検査を円滑かつ的確に実施するため、**検査及びそのために必要な採材等に要する費用**（検体提供費、一時保管費等）を助成します。

※ 死亡牛のBSE検査については、WOAH（国際獣疫事務局）のBSEに関する国際基準（コード）改正を踏まえ、**令和6年度から、特定症状や歩行困難、起立不能等を呈しており、その症状からBSEを否定できない牛等を検査対象牛**としています。

## <事業イメージ>

【新たなBSEサーベイランス体制に伴う生産者負担に対する助成】



## <事業の流れ>



# ○ 戦略的監視・診断体制整備推進事業

令和8年度予算概算要求額 132百万円（前年度132百万円）

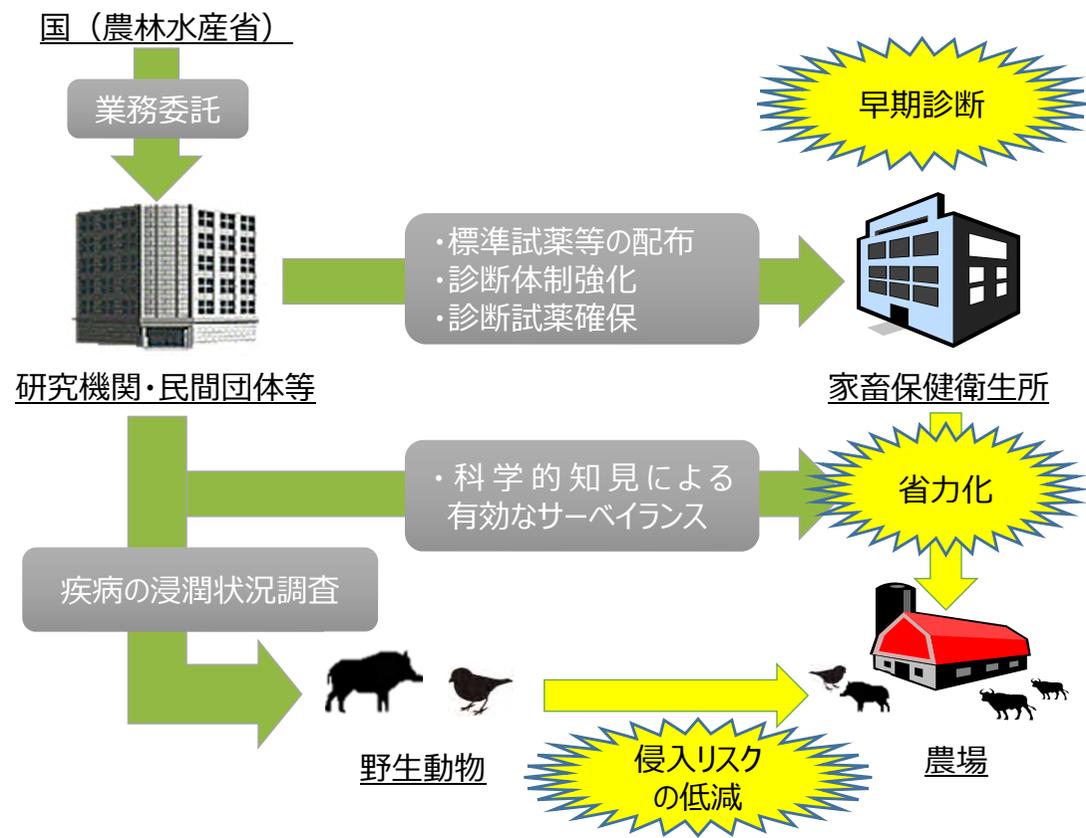
**<対策のポイント>**  
家畜の伝染性疾病について、監視・診断体制の構築・強化等を行い、効率的・効果的な発生予防・まん延防止に向けた体制を整備します。

**<事業目標>**  
防疫上重要な家畜の伝染性疾病の迅速かつ適切な防疫措置の推進

## <事業の内容>

- 1. 家畜伝染病監視・診断体制整備推進事業**
  - ① 病原体の収集・分析、検査用試薬等の製造・配布  
特に防疫上重要な家畜伝染病や慢性疾病に係る診断体制の整備に資するよう、病原体の収集・保管、遺伝情報や病原性等の分析、環境試料検査等を実施するほか、家畜保健衛生所での診断に必要な検査用試薬の製造・配布を行います。
  - ② 診断体制強化  
口蹄疫及びアフリカ豚熱について、国内の診断体制を整備するための技術研修を実施し、確定診断能力を強化します。
  - ③ 有効なサーベイランス体制の構築  
輸出検疫協議等への活用のため、毎年のサーベイランスの結果について、網羅的に科学的解析を行い、疾病の発生・浸潤状況や対策の有効性を評価します。
- 2. 診断試薬確保事業**  
国内で浄化された家畜の伝染性疾病等について、万が一の国内侵入に備え診断体制を構築・強化するため、診断試薬の確保や海外製の診断薬等の有効性の検証を行います。
- 3. 野生動物監視体制整備事業**  
捕獲された野生動物から検査材料を採取し、家畜の伝染性疾病（ヨーネ病、鹿慢性消耗病、オーエスキー病、ニューカッスル病等）の浸潤状況を調査します。

## <事業イメージ>



## <事業の流れ>



# ○ 家畜防疫措置検証事業

令和8年度予算概算要求額 40百万円（前年度－）

### <対策のポイント>

高病原性鳥インフルエンザ等発生時に行われる家畜の焼埋却処分等の防疫作業について、埋却地が確保できないことによる防疫作業の長期化などの課題が生じていることから、**焼埋却を補完する新たな処理方法（化製処理）の確立に向けた検証を実施します。**

### <事業目標>

高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病発生時に効率的な防疫作業を実施し、**迅速に封じ込めを行い、まん延を防止**

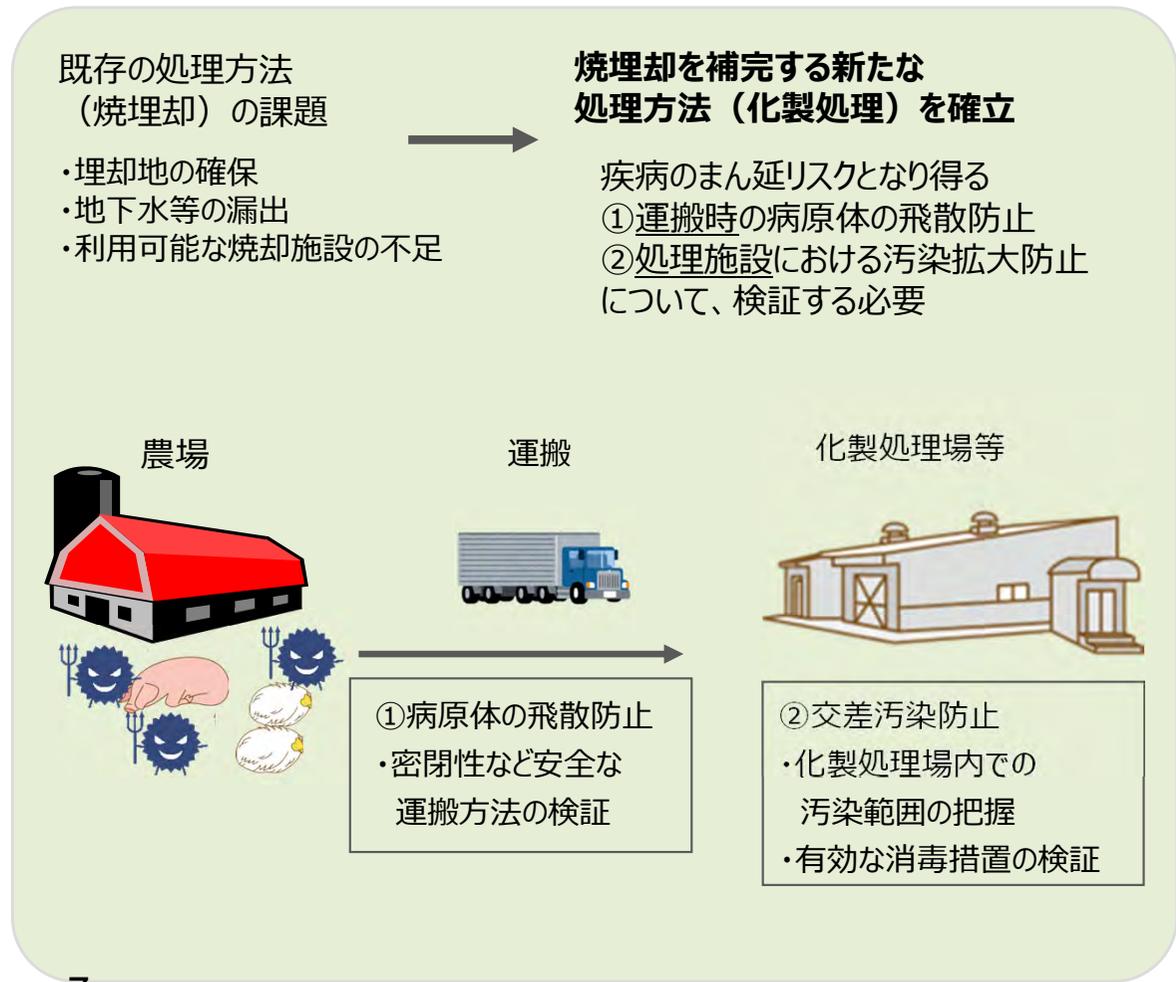
## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 家畜防疫措置検証事業

高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱等の家畜伝染病のまん延防止として行う殺処分後の家畜の死体の処分について、より効率的かつ持続的に対応できるよう、**焼却や埋却を補完する新たな処理方法（化製処理）を確立するため、処理過程における病原体の飛散や施設の汚染といった疾病のまん延リスクとその管理方法（防止対策）を検証します。**

### <事業の流れ>



# ○ アフリカ豚熱防疫体制整備事業

令和8年度予算概算要求額 40百万円 (前年度 10百万円)

## <対策のポイント>

野生動物でのアフリカ豚熱の発生予防・まん延防止のため、**野生動物を対象としたアフリカ豚熱対策に必要な技術習得のための教育用素材の作成、アフリカ豚熱の侵入防止のための消毒ポイント等の設置や周知活動、発生時の初動対応のための資材備蓄**を支援します。

## <事業目標>

アフリカ豚熱が野生動物に侵入した際に事前の体制整備の不足による初動対応の遅れの防止

### <事業の内容>

#### 1. 野生動物を対象とした家畜疾病対策の指導を行う際の教育用素材の作成

野生動物の生息域における防疫体制の向上を図るため、**野生動物の死体搜索方法、死体の適切な処理（埋置、焼却、発酵消毒）方法**などに関する教育用素材を作成する取組を支援します。

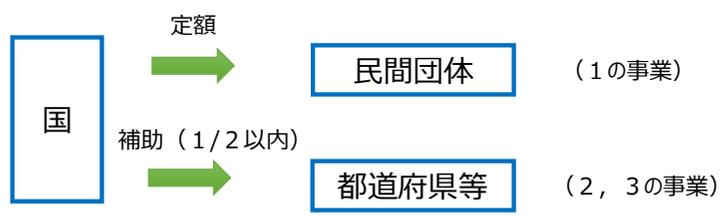
#### 2. アフリカ豚熱侵入防止のための消毒ポイント等の設置及び周知活動

キャンプ場・登山道、海外観光客が参加する野外イベント等に消毒ポイントや食品廃棄物を管理できる収納器具・機材を設置する取組を支援するとともに、**アフリカ豚熱の侵入防止を促すため立て看板等を用いた周知活動**を支援します。

#### 3. 発生時の初動対応のための資材備蓄

発生時の初動対応に備えて、急遽購入することが困難な**特殊な防疫資材**を備蓄し、緊急時に使用します。

### <事業の流れ>



### <事業イメージ>

#### 1の事業

- 野生動物の死体の搜索方法、発見した死体の埋置、焼却、発酵消毒方法等の教育用素材の作成。



#### 2の事業

- キャンプ場・登山道、海外観光客が参加する野外イベント等に消毒ポイントの設置。
- アフリカ豚熱の侵入防止を促すため立て看板等を用いた周知活動。



#### 3の事業

- イノシシの防疫作業では、家畜の防疫作業では使用しない特殊な資材が必要であるため、緊急時に備え、これら特殊な防疫資材を備蓄。



備蓄

- ・簡易電気柵
- ・生分解性シート
- ・納体袋 等

# ○ 我が国のWOAH認定施設活動支援事業

令和8年度予算概算要求額 6百万円 (前年度 6百万円)

- <対策のポイント>**  
我が国の動物疾病診断・検査体制に対する信頼性の向上のため、**WOAH（国際獣疫事務局）認定施設の国際的な活動**を支援します。
- <事業目標>**
- ひとたび発生すれば重大な影響を及ぼす動物疾病等の診断体制及び対策の強化による我が国への動物疾病の侵入・拡大リスクの低減
  - 我が国の動物疾病診断・検査体制に対する信頼性の向上による輸出検疫協議の促進

## <事業の内容>

- 1. WOA認定施設の国際的な活動の支援**  
我が国のWOAH認定施設と海外の試験研究機関との**連携構築に係る費用**や国内外からの**検査・診断要請に応じて実施する検査・診断費**を支援します。
- 2. 精度管理の国際基準を達成するための取組を支援**  
**ISO17025（※）**の第三者機関からの認証を受けるために必要な**審査費用及び検査機器の外部点検費用**を支援します。
- ※国際標準化機構（ISO）が定める、試験所及び校正機関が行う試験及び校正結果の正確性と信頼性を保証するための国際規格。

**【参考：WOAH（国際獣疫事務局）とは】**  
世界の動物衛生の向上を目的とする政府間機関。創設時の通称はOIE。動物衛生や人獣共通感染症等に関する国際基準の策定、各国・地域における特定疾病の清浄ステータスの認定等を行う。  
WOAH認定施設とは、こうした国際基準に基づく診断方法等の助言や普及、研究を行う施設。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>



WOAH認定施設等間の研究ネットワークへの積極的な参加による迅速かつ確実な診断が可能な体制の確保



- 我が国への疾病の侵入・拡大リスクの低減
- 我が国の診断体制の国際的な信頼向上を通じた輸出検疫協議の円滑化

# ○ 動物検疫所の検疫事業費

令和8年度予算概算要求額 2,084百万円（前年度 1,741百万円）  
令和8年度予算概算要求額（デジタル庁計上） 16,148百万円の内数

## <対策のポイント>

アフリカ豚熱、口蹄疫、鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病が我が国に侵入しないよう、**動物検疫体制を充実強化**することにより、水際措置に万全を期します。

## <事業目標>

家畜の伝染性疾病の侵入防止の徹底

### <事業の内容>

訪日外国人の大半を占める中国等のアジア地域では、一度まん延すると発生地域の社会・経済活動に大きな影響を及ぼし得る家畜の伝染性疾病であるアフリカ豚熱、口蹄疫、鳥インフルエンザの発生が継続的に報告されています。

これらの地域を始めとする諸外国から**我が国へのアフリカ豚熱等の伝染性疾病の侵入リスクに適切に対応**するため、動物検疫所は、以下のとおり**動物検疫体制の充実・強化**に取り組みます。

### 1. 家畜の伝染性疾病の侵入防止（事務費）

- ① **動植物検疫探知犬140頭体制を維持**し、国際郵便物や地方空港も含めた**探知活動の充実**
- ② 海外旅客が持ち込む物品の消毒による伝染性疾病の侵入リスクの低減
- ③ SNS等を活用した海外での情報発信、海外空港における周知強化等の**入国者への動物検疫制度の周知・広報活動等**
- ④ 情報システムについて、7次NACCS等の利用及び電子証明書（eCert）機能の拡充による、通関手続の迅速化とペーパーレス化の推進

### 2. 国内における違法輸入畜産物の立入検査・廃棄の体制構築

昨年、国内の外国食材店で違法輸入疑い品が販売されている事例において、アフリカ豚熱ウイルス遺伝子が検出されたことを踏まえ、外国食材店等への立入検査及び輸入禁止品が確認された場合の廃棄を行うとともに、事業者への指導を行います。

### <事業イメージ>



<国際空港で活動する検疫探知犬>



<国際空港における旅客の靴の消毒>



<港における自転車消毒>



<空港における広報キャンペーン>

# ○ 飼養衛生管理情報通信整備事業

令和8年度予算概算要求額(デジタル庁計上) 16,148百万円の内数

## <対策のポイント>

畜産農場における飼養衛生管理水準を向上し、安全な国産畜産物の安定供給及び生産性向上を実現するため、飼養衛生管理基準の遵守状況、生産資材の使用状況等の情報について、関係者間でタイムリーな共有、分析結果の活用等を行うシステムを段階的に構築します。

## <事業目標>

デジタル技術を活用した飼養衛生管理等に関する情報をタイムリーに共有・活用するシステムを段階的に開発・運用

## <事業の内容>

畜産現場を取り巻く環境は、家畜疾病の発生、抗菌剤の不適切な使用等の課題が山積しており、現場からは、飼養衛生管理の向上に資する科学的エビデンスとなる情報の共有・利活用、指導の充実等を求める声が挙がっています。このため、デジタル技術を活用した効率的な業務や飼養衛生管理等に関する情報のタイムリーな共有・活用に資するシステムを段階的に構築します。

### 1. システム運用保守

令和7年度までに開発した飼養衛生管理情報、防疫措置情報、指示書に基づく投薬情報、家畜疾病サーベイランス報告情報等を関係者間で共有・活用するシステムについて運用保守を実施します。また、生産者、獣医師等を対象に操作講習会を開催します。

### 2. コールセンターの設置

令和8年度に運用するシステムについて、生産者、獣医師等からの問合せに対応するコールセンターを設置します。

### 3. システム改修

令和7年度に開発した家畜疾病サーベイランス報告システムへの過年度データの移行や、制度改正に伴う改修を実施します。

## <事業の流れ>



## <事業イメージ>

デジタル技術を活用した飼養衛生管理等情報をタイムリーに共有、活用するシステムを段階的に構築



- フードチェーンにわたる業務改善や利便性向上を推進
- 輸出時の基礎データとしても活用

生産  
↓  
食肉  
処理  
↓  
消費  
(輸出)

- ① 蓄積データの活用による慢性疾病の削減、農場経営の改善 【生産者】
- ② 家畜衛生関連情報の伝達、管理に係る業務負荷の軽減 【獣医師(畜産行政)】
- ③ 情報共有及び指導の効率化による飼養衛生管理の向上 【獣医師(畜産行政、家畜診療)】
- ④ 薬剤耐性(AMR)対策の推進、動物用医薬品の適正使用 【関係者全体】
- ⑤ 各国の基準に適応した畜産物の生産による輸出促進 【生産者】
- ⑥ 家畜疾病に係る検査結果等の改善による廃棄の減少 【獣医師(公衆衛生行政)】
- ⑦ 飼養衛生管理向上による安全な畜産物供給 【消費者】

◆ 重大疾病・事故発生時の迅速な対応 【関係者全体】

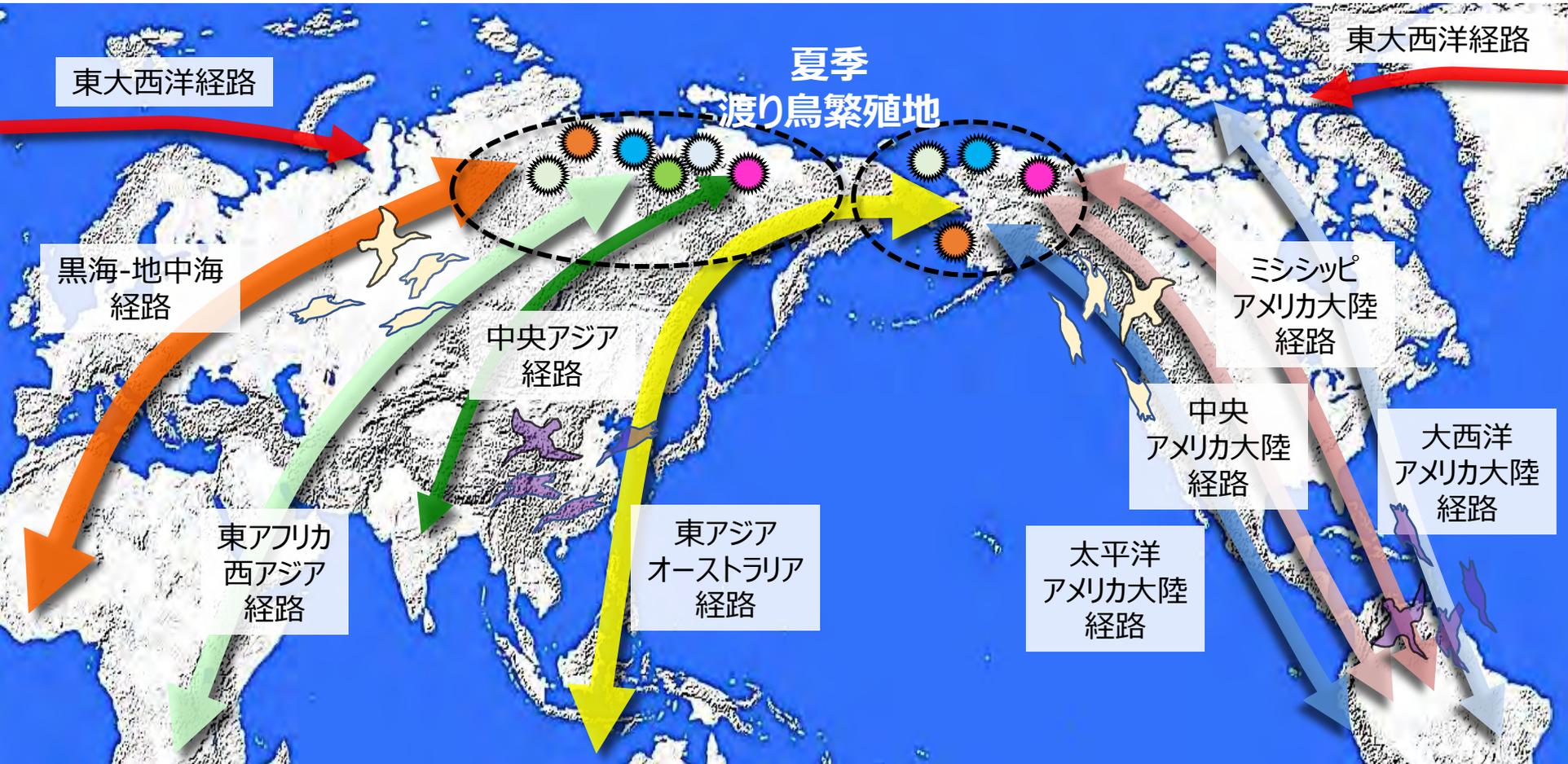
11 [お問い合わせ先] 消費・安全局畜水産安全管理課 (03-6744-2103)  
消費・安全局動物衛生課 (03-6744-7144)

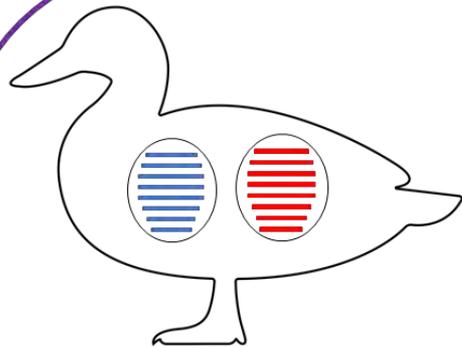
令和7年度越境性動物疾病防疫対策強化推進会議  
2025年9月8日

# 高病原性鳥インフルエンザについて

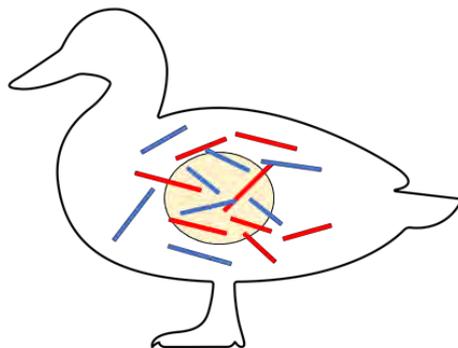
農研機構動物衛生研究部門  
人獣共通感染症研究領域新興ウイルスグループ  
内田 裕子

# 渡り鳥の飛行経路とウイルスの移動

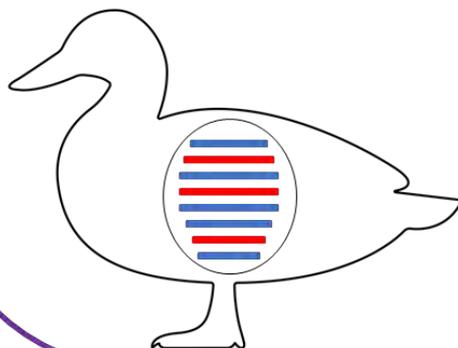




① 2つの鳥インフルエンザウイルスが同一の野鳥に感染すると、



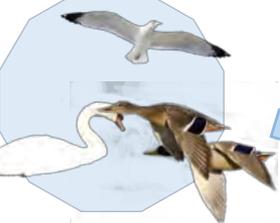
② 細胞の中でそれぞれのウイルスの遺伝子の組み換えが起こり、



③ 新しい遺伝子のウイルスが出現します（遺伝子再集合）。

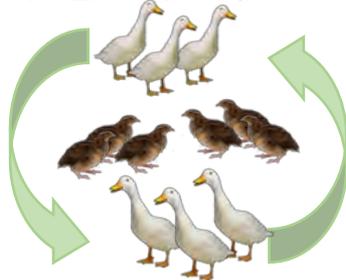
# 高病原性鳥インフルエンザの出現様式

野生水禽類  
(海鳥)

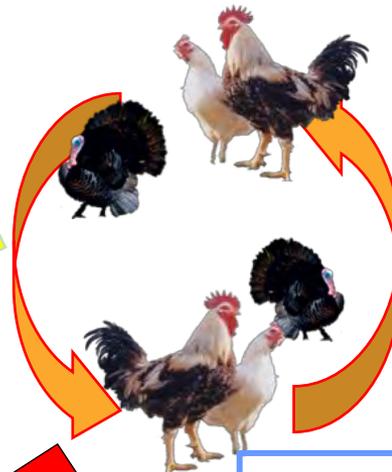


H5, H7亜型  
低病原性ウイルス

陸生家禽類  
アヒル・ウズラ...



鶏・七面鳥



HAタンパク質の開裂部位  
→RETR  
(呼吸器、消化管に限局した  
酵素でのみ開裂活性化)

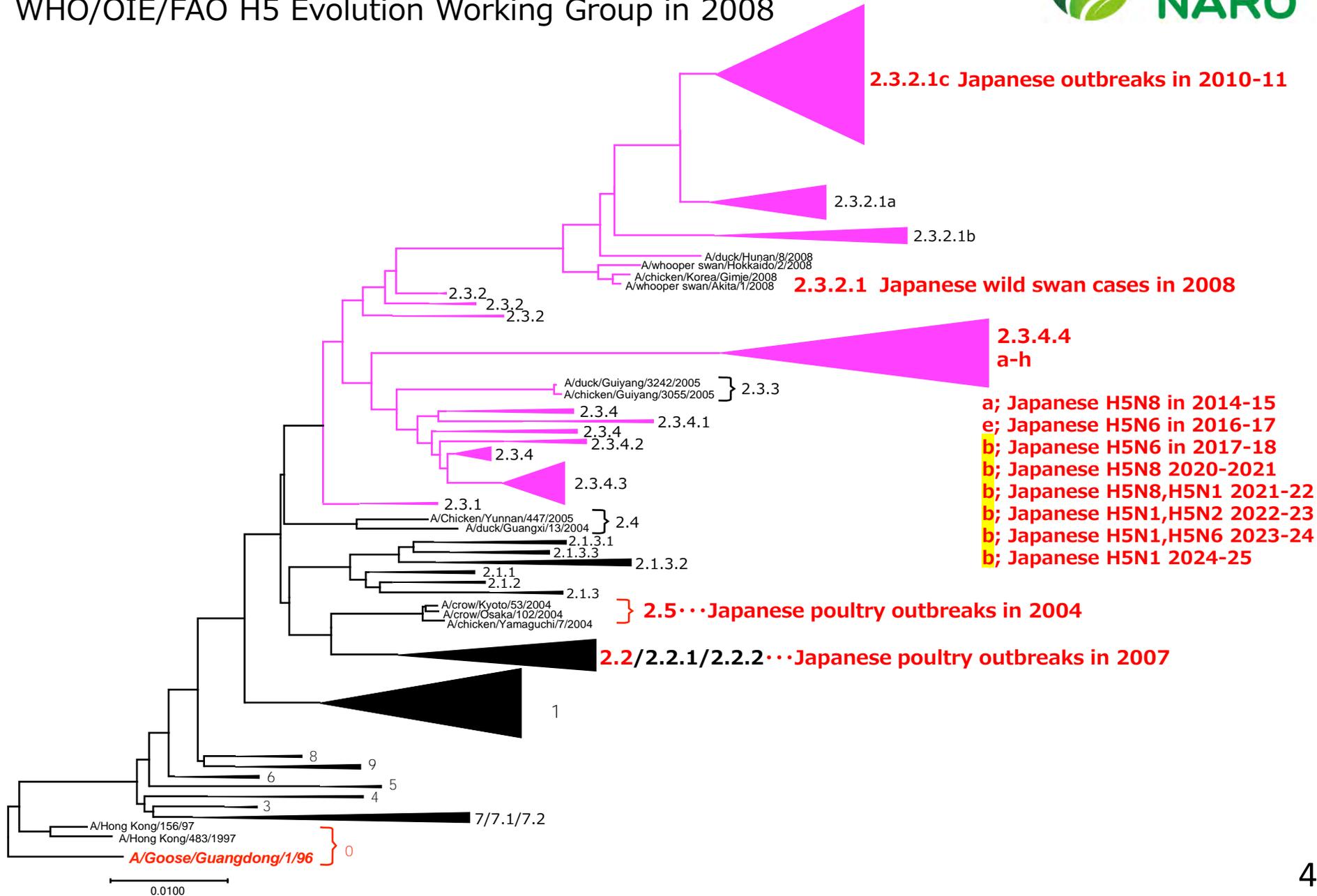


高病原性化

HAタンパク質の開裂部位  
→RKKR等 (塩基性アミノ酸が連続  
)  
(全身の組織、筋肉に存在する  
酵素で活性開裂化)

# Gs/Gd/96 H5亜型HPAIV HA遺伝子の多様性 (系統樹)

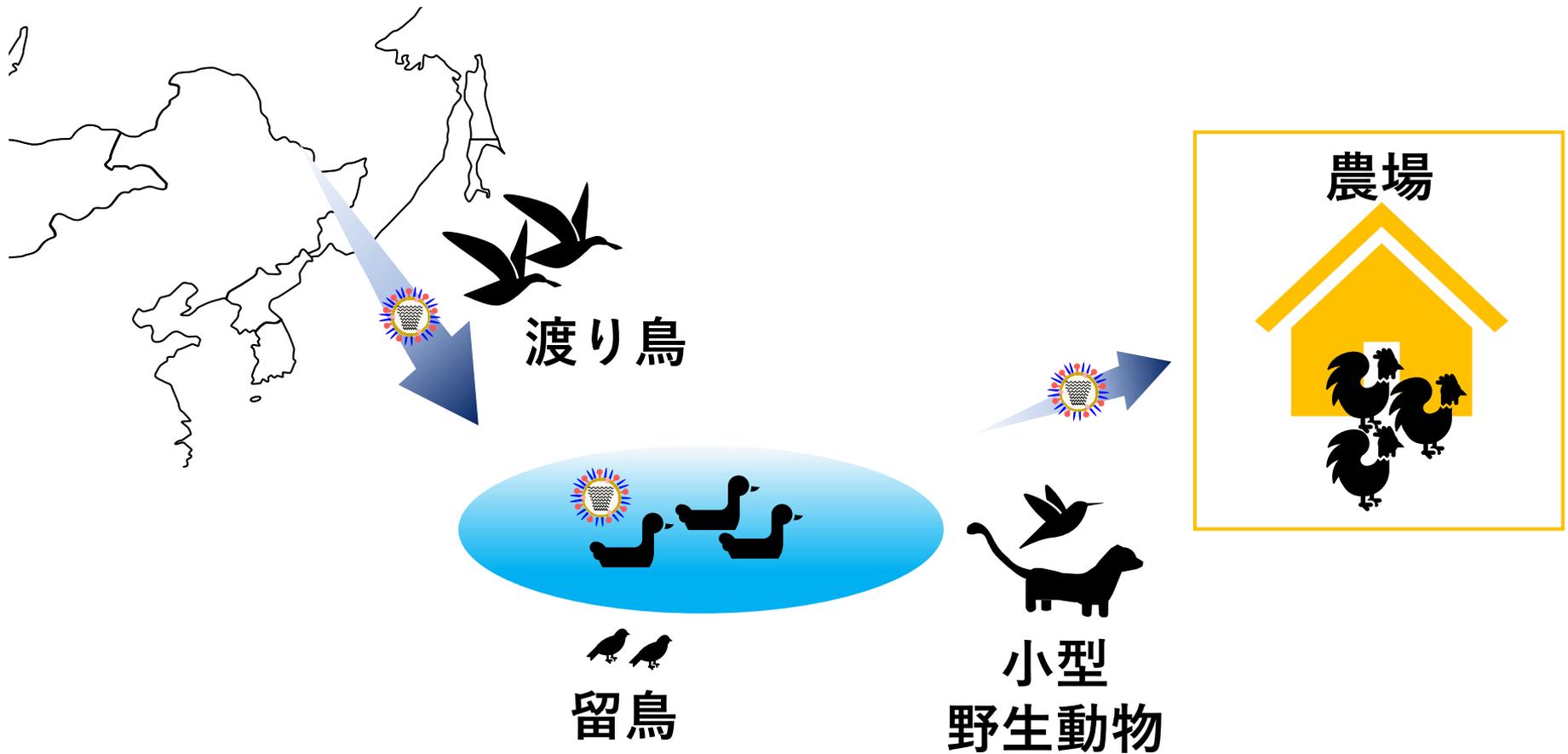
WHO/OIE/FAO H5 Evolution Working Group in 2008



- a; Japanese H5N8 in 2014-15
- e; Japanese H5N6 in 2016-17
- b; Japanese H5N6 in 2017-18
- b; Japanese H5N8 2020-2021
- b; Japanese H5N8, H5N1 2021-22
- b; Japanese H5N1, H5N2 2022-23
- b; Japanese H5N1, H5N6 2023-24
- b; Japanese H5N1 2024-25

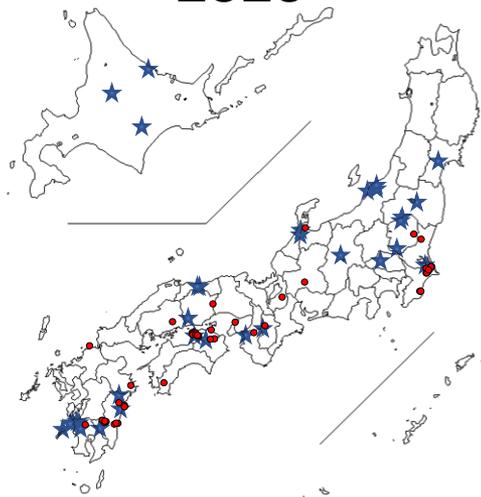


## 推定される高病原性鳥インフルエンザウイルスの 国内農場への侵入経路



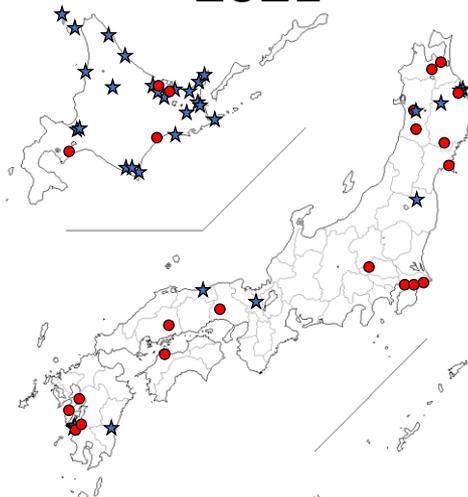
# 2020年から2024年までのH5 HPAI 発生状況

2020



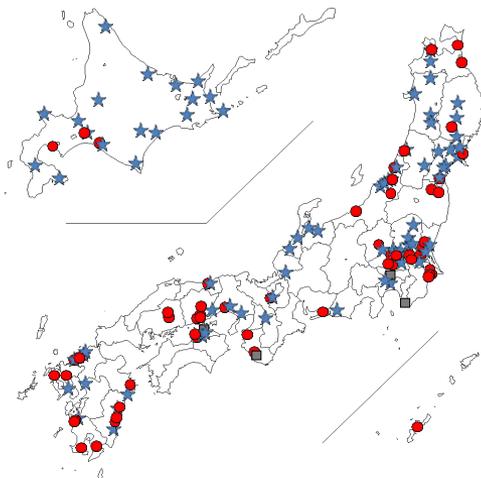
52/58  
家きん/野鳥

2021



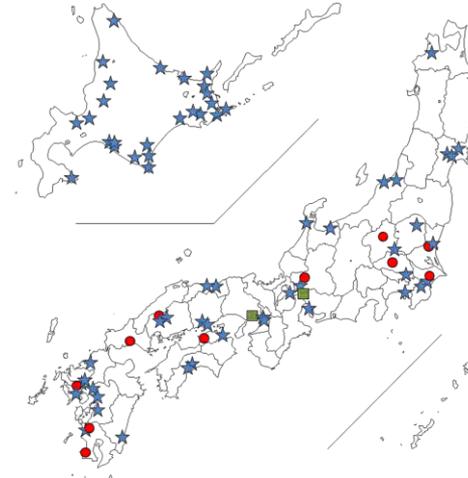
25/107

2022



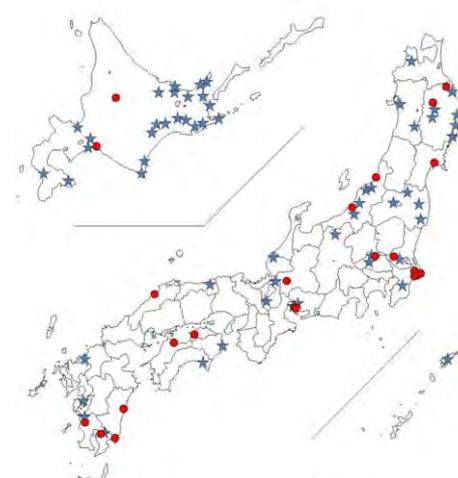
84/239

2023

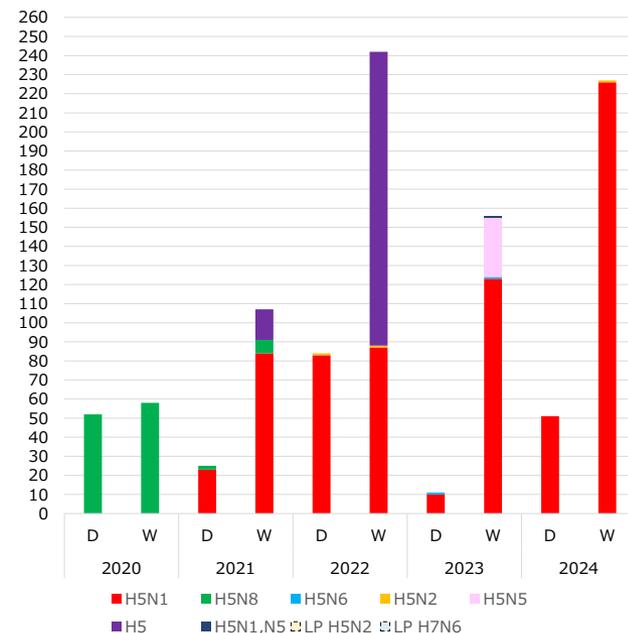


11/156

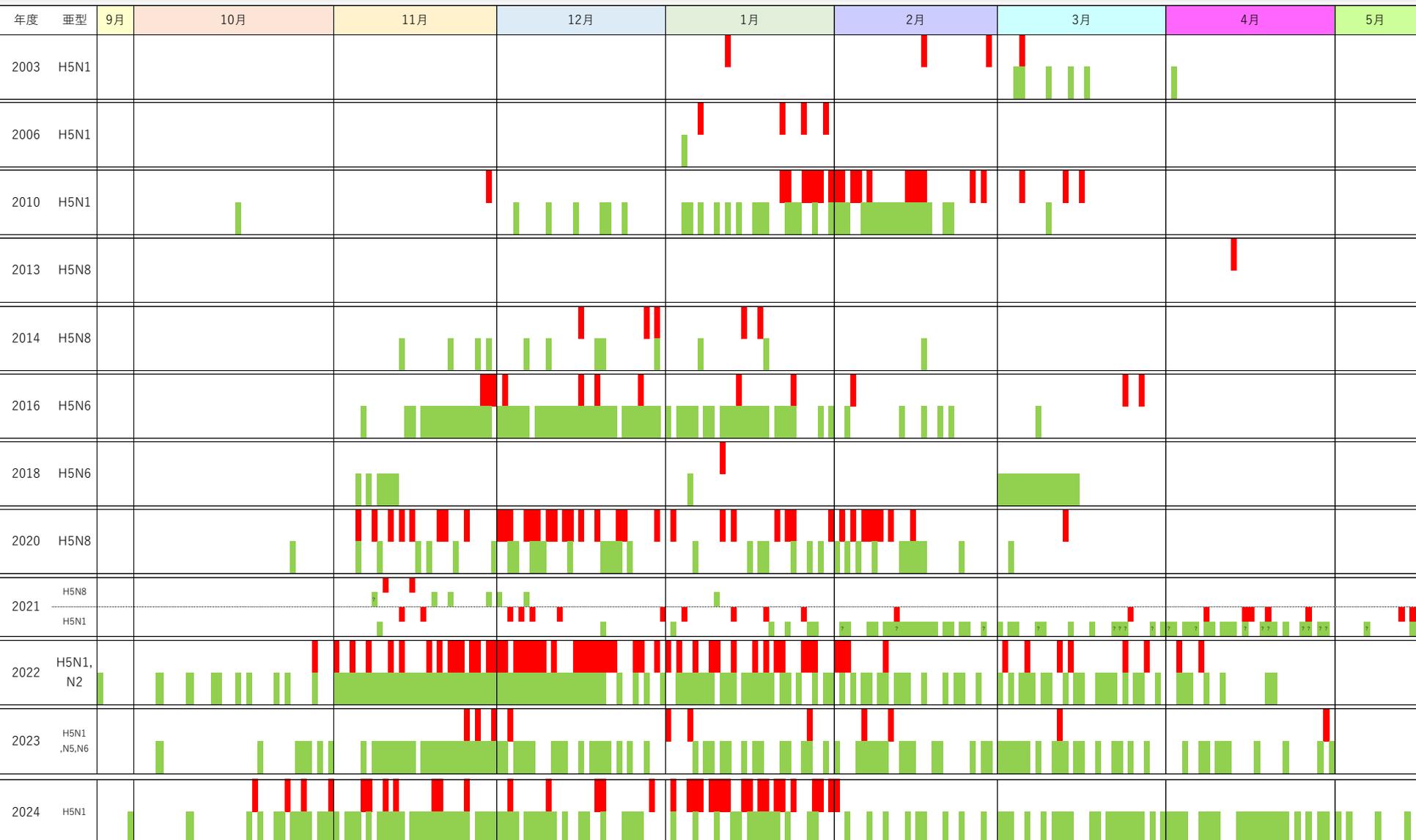
2024



51/227



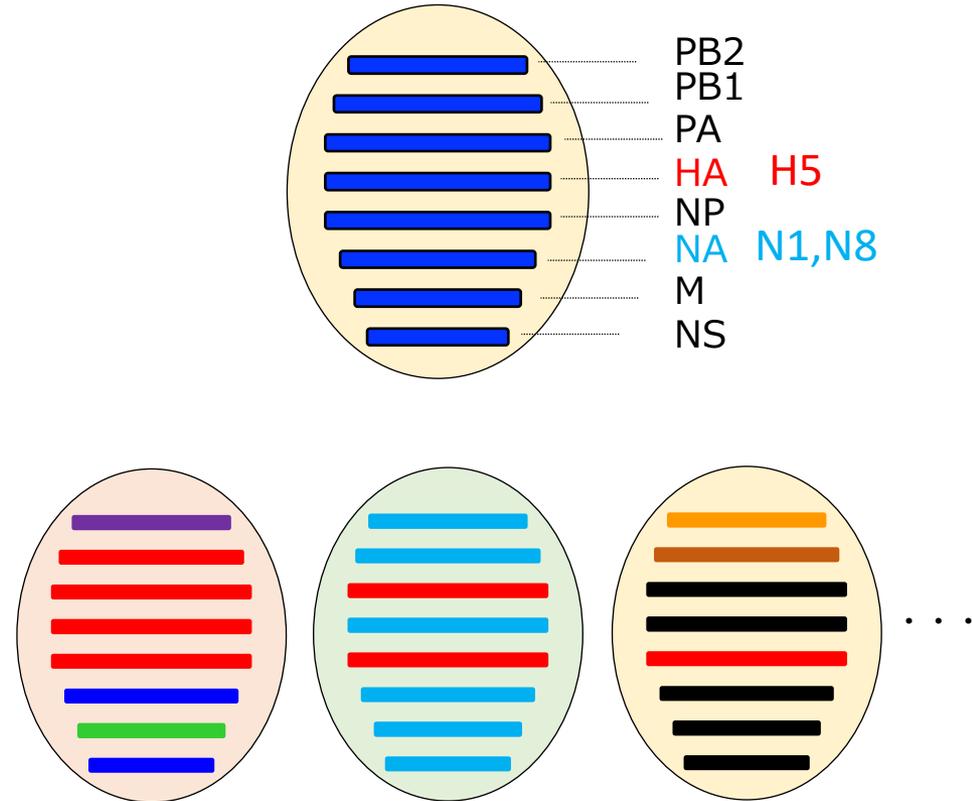
# 過去の野鳥及び家禽における高病原性鳥インフルエンザ発生時期



■ : 家きん発生  
■ : 野鳥環境等検出

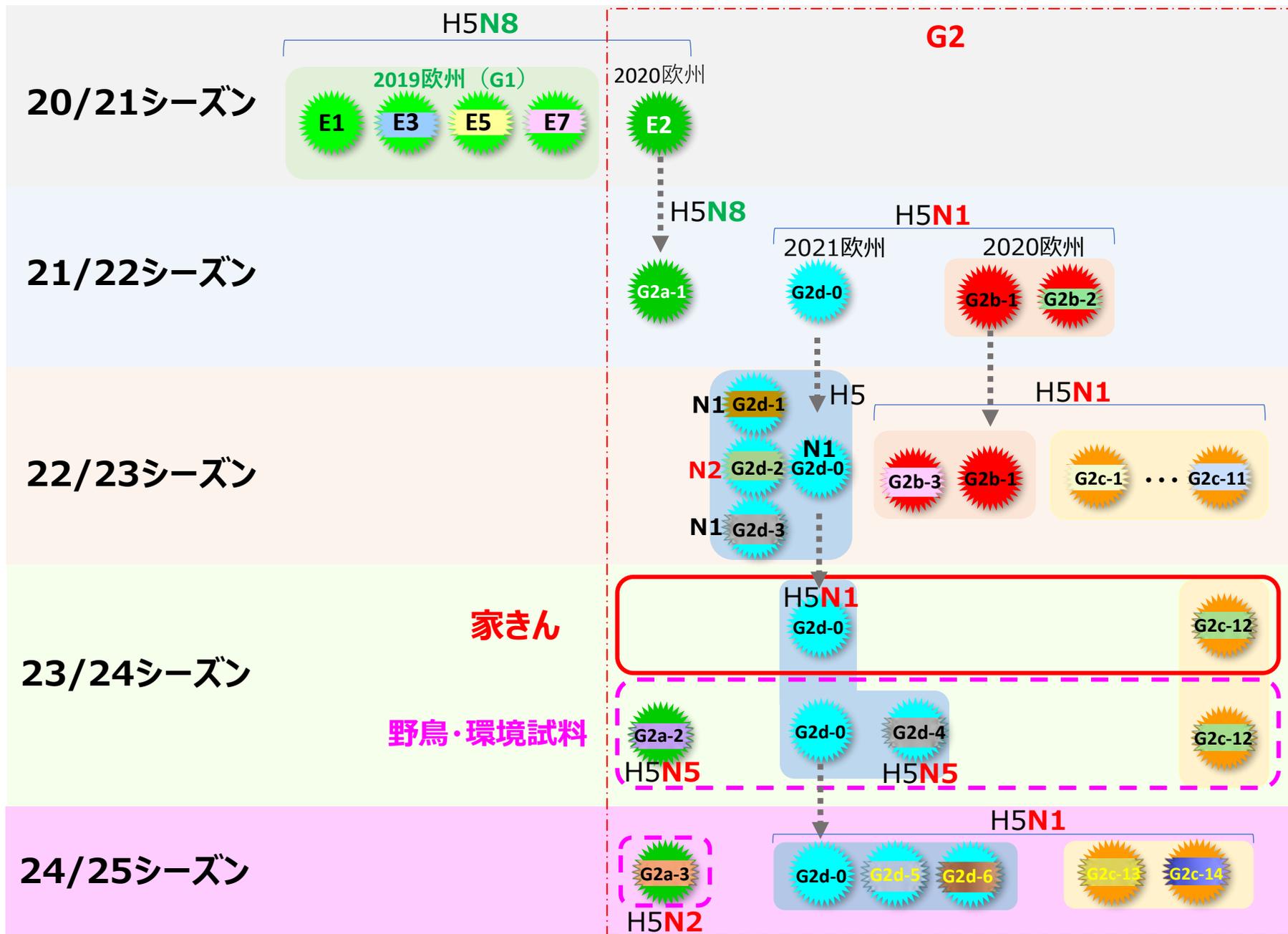
# 発生を引き起こしたウイルスの遺伝子解析

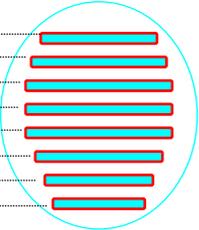
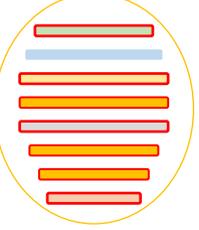
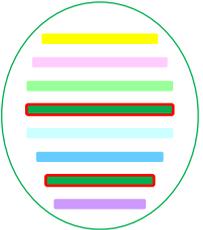
## A型インフルエンザウイルス 遺伝子分節構成



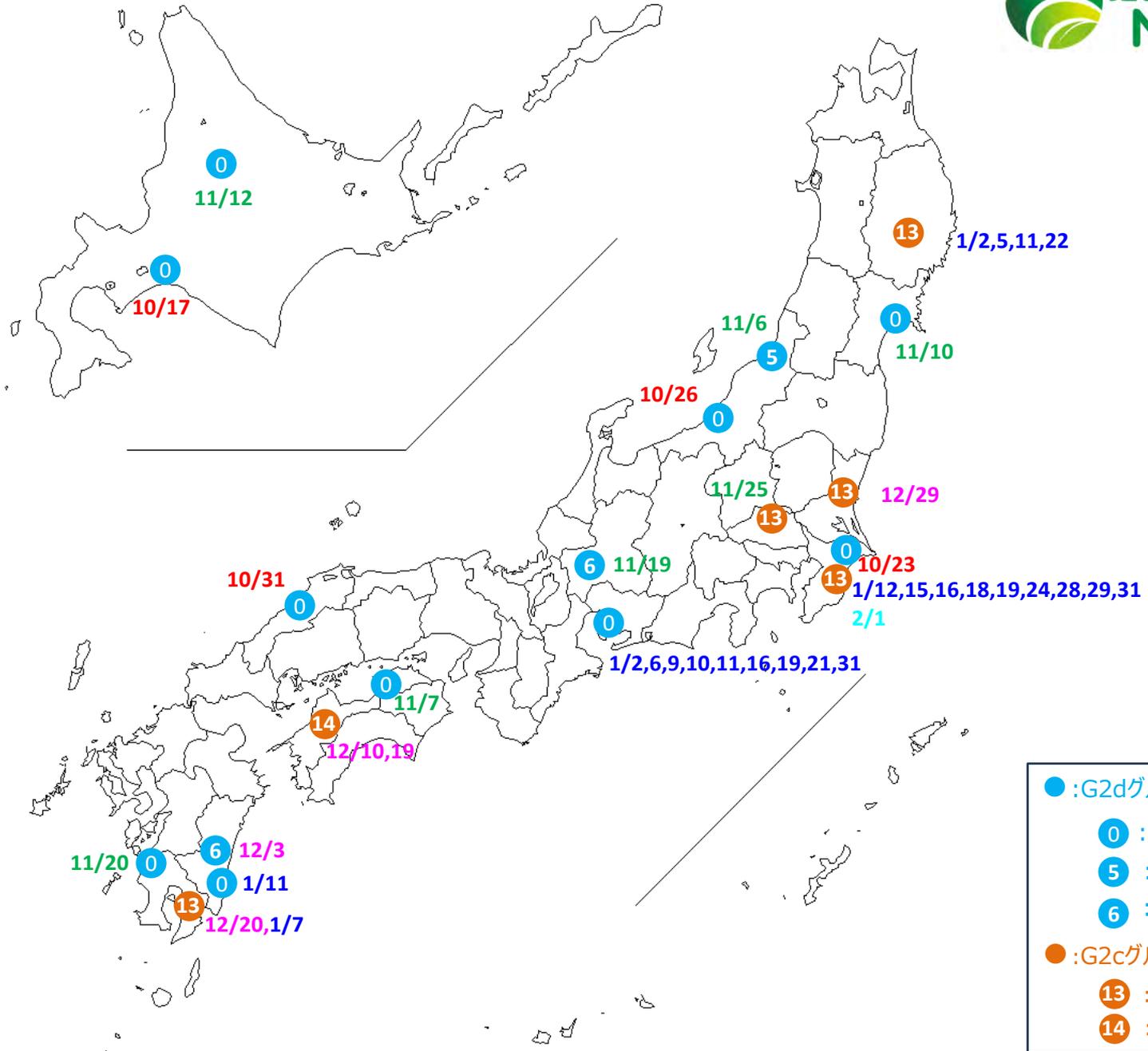
遺伝子分節の組み合わせで遺伝子型を決定

# 20/21から24/25シーズン発生ウイルス遺伝子分節組み合わせによる遺伝子型の推移

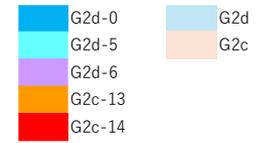
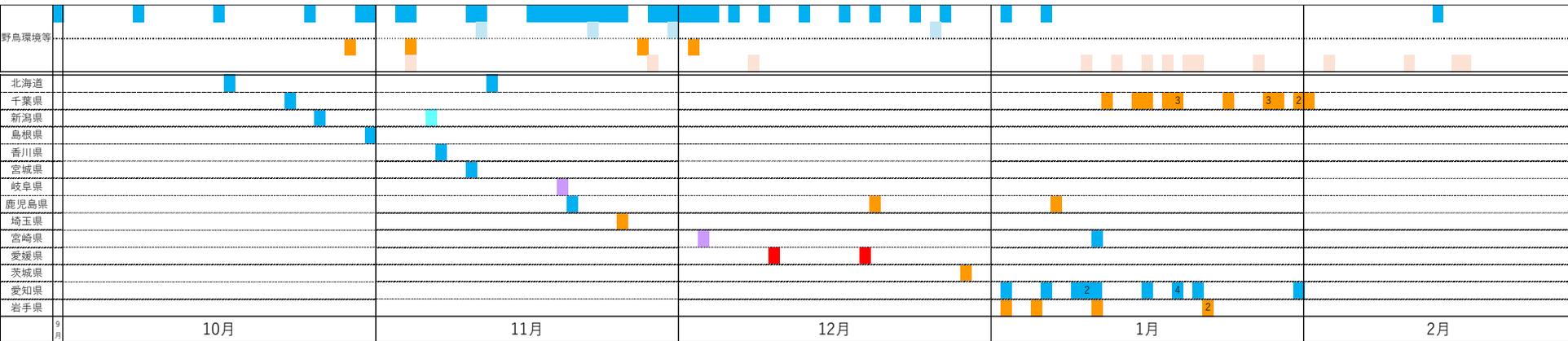


HAグループ	遺伝子型																			
G2d				3種類																
	G2d-0	G2d-5	G2d-6																	
	22/51事例	1/51事例	2/51事例																	
G2c		<table border="1" data-bbox="726 639 954 882"> <tr><td>PB2</td><td>野鳥由来</td></tr> <tr><td>PB1</td><td>野鳥由来</td></tr> <tr><td>PA</td><td>野鳥由来</td></tr> <tr><td>HA</td><td>G2c</td></tr> <tr><td>NP</td><td>野鳥由来</td></tr> <tr><td>NA</td><td>G2c</td></tr> <tr><td>MP</td><td>G2c</td></tr> <tr><td>NS</td><td>野鳥由来</td></tr> </table>	PB2	野鳥由来	PB1	野鳥由来	PA	野鳥由来	HA	G2c	NP	野鳥由来	NA	G2c	MP	G2c	NS	野鳥由来		2種類
	PB2	野鳥由来																		
PB1	野鳥由来																			
PA	野鳥由来																			
HA	G2c																			
NP	野鳥由来																			
NA	G2c																			
MP	G2c																			
NS	野鳥由来																			
G2c-13	G2c-14																			
	24/51事例	2/51事例																		
G2a				1種類																
	G2a-3																			
	H5N2亜型			: 野鳥・環境試料のみ検																

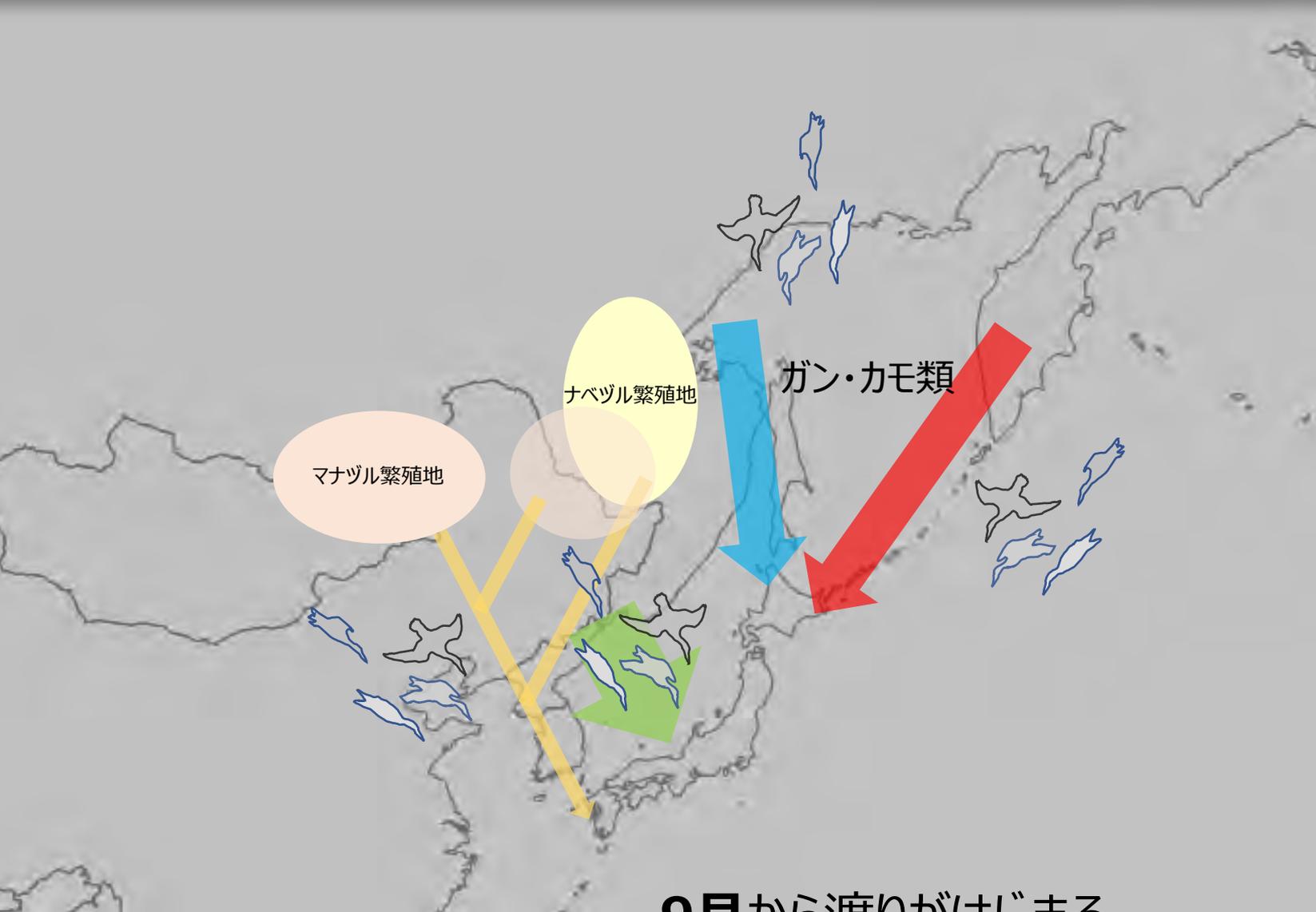
# 発生農場由来の高病原性鳥インフルエンザウイルスの遺伝子型の分布



# 野鳥環境検体及び家きん発生道県ごとの遺伝子型

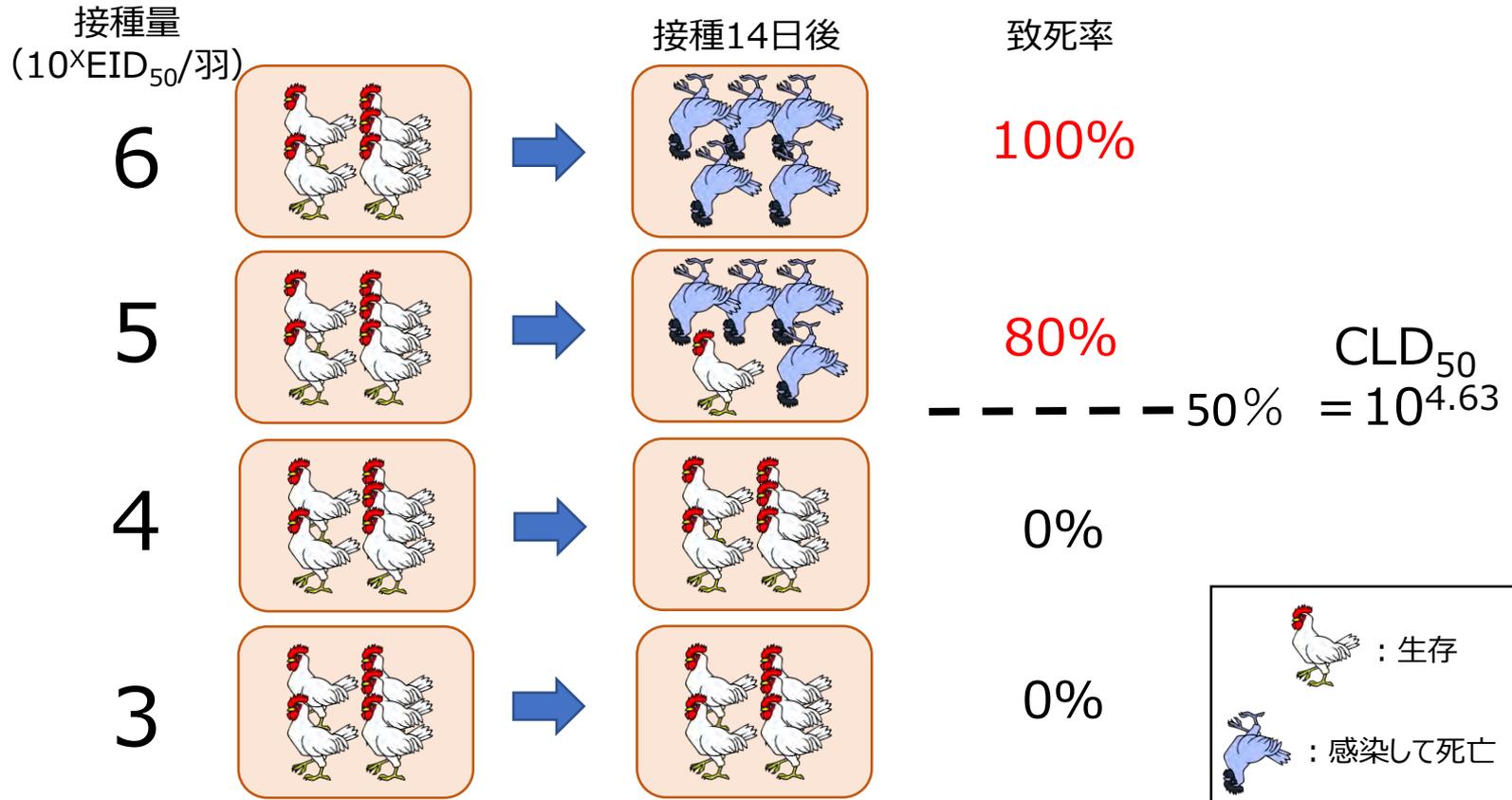


# 渡り鳥の日本への移動経路



**9月**から渡りがはじまる

ウイルスの鶏への感染性確認  
経鼻接種試験による50%鶏致死量の算出



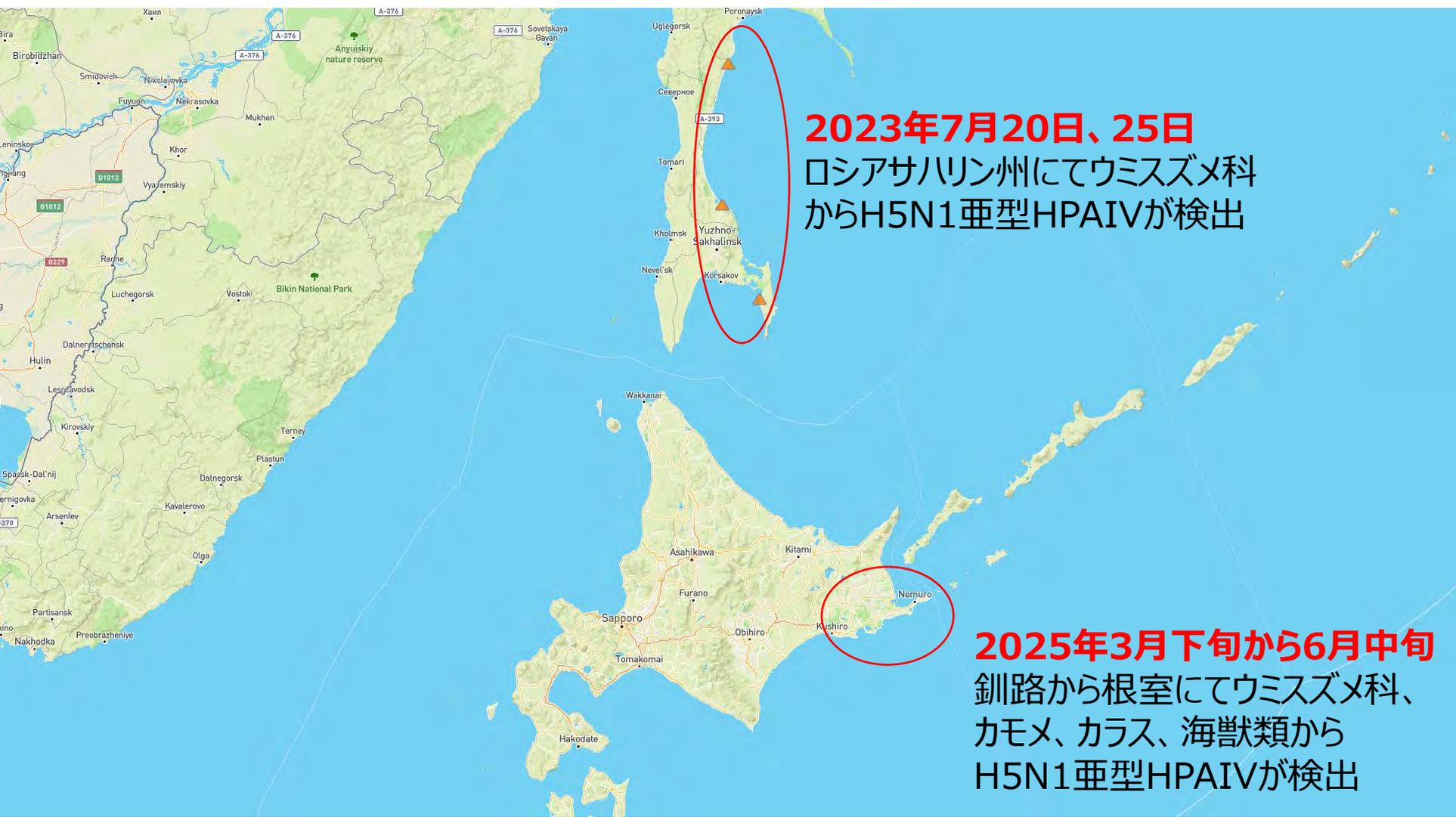
# ウイルスの鶏・マガモへの感染性確認

ウイルス名	遺伝子型	発生事例数	静脈内接種試験による致死率	6log10EID50 経鼻接種		鶏50%致死量 CLD <sub>50</sub> (log <sub>10</sub> EID <sub>50</sub> )	伝播試験		マガモ50%感染量 MID50 (log <sub>10</sub> EID <sub>50</sub> )	6log10EID50 経鼻接種			
				生存率	平均死亡時間 (日)		ウイルス接種鶏 死亡率	同居鶏 死亡率		感染率	致死率	平均死亡時間 (日)	
2020 R2	福岡	G1(E3)	23	100%	0%	3.2	2.8	100%	83.30%				
	千葉3例目	G2a-1(E2)	12	100%	0%	3.2	3.5	100%	100%				
	富山野鳥例	G1(E5)	1	100%	0%	4.3	4.5	100%	100%				
	徳島1例目	G1(E7)	5	100%	0%	5.3	4.6	100%	0%				
	香川1例目	G1(E1)	11	100%	0%	5.6	4.6	100%	16.77%				
2021 R3	秋田21株	G2a-1	2	100%	0%	3.5	3.8	100%	100%	2.5	100%	0%	
	鹿児島21株	G2b-1	11	100%	0%	3.3	4.5	100%	50%	3.75	100%	0%	
	愛媛21株	G2b-2	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	岩手22株	G2d-0	9	100%	0%	2.2	4.7	100%	33.3%	3.5	100%	50%	5.0
2022 R4	岡山1	G2b-1	16	100%	0%	4.5	—	—	—				
	鹿児島1		(11/16)	—	0%	3.7	4.8	100%	50%				
	新潟1		G2b-3	1	—	20%	2.8	4.6	—	—			
	北海道2	G2d-0	7	100%	0%	3.0	—	—	—				
	北海道1	G2d-1	1	—	0%	2.0	—	—	—				
	大分1	G2d-2	1	—	0%	2.0	—	—	—				
	岩手1	G2d-3	1	—	0%	2.1	—	—	—				
	香川1	G2c-1	3	—	0%	2.0	—	—	—				
	茨城1	G2c-2	5	—	0%	2.0	—	—	—				
	和歌山1	G2c-3	1	—	0%	2.0	—	—	—				
	兵庫1	G2c-4	1	—	0%	4.1	—	—	—				
宮崎1	G2c-5	1	—	0%	4.9	—	—	—					
香川2	G2c-6	—	—	20%	3.1	5.5	—	—					
宮崎2		2	—	0%	2.0	—	—	—					
千葉1	G2c-7	5	—	0%	2.0	—	—	—					
愛知1	G2c-8	30	—	0%	2.7	4.6	—	—					
広島1	G2c-9	6	—	0%	6.2	4.8	100%	83%					
岡山4	G2c-10	2	—	0%	2.0	—	—	—					
埼玉4	G2c-11	1	—	0%	2.2	—	—	—					
2023 R5	佐賀1	G2d-0	10	100%	0%	2.7	4.5	—	—				
鹿児島2	G2c-12	1	—	20%	2.3	4.6	—	—					
2024 R6	千葉1	G2d-0	22	—	0%	4.5	2.3	—	—				
	新潟2	G2d-5	1	—	0%	4.5	2.6	—	—				
	岐阜	G2d-6	2	—	0%	4.5	2.4	—	—				
	千葉2	G2c-13	24	—	0%	4.2	2.8	—	—				
	愛媛1	G2c-14	2	—	0%	3.6	2.5	—	—				

## 鶏へのウイルス感染試験

ウイルス名	遺伝子型	発生事例数	静脈内接種試験による致死率	10 <sup>6</sup> EID <sub>50</sub> 経鼻接種		鶏50%致死量 CLD <sub>50</sub> (log <sub>10</sub> EID <sub>50</sub> )
				生存率	平均死亡時間 (日)	
2021 岩手22株	G2d-0	9	100%	0%	2.2	4.7
2022 北海道2	G2d-0	7	100%	0%	3.0	—
2023 佐賀 1	G2d-0	10	100%	0%	2.7	4.5
千葉1	G2d-0	22	—	0%	2.3	4.5
新潟2	G2d-5	1	—	0%	2.6	4.5
2024 岐阜	G2d-6	2	—	0%	2.4	4.5
千葉2	G2c-13	24	—	0%	2.8	4.2
愛媛1	G2c-14	2	—	0%	2.5	3.6

2021年～2022年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書  
 2022年～2023年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書  
 2023年～2024年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書  
 2024年～2025年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書



## 2024年6月から8月までに検出されたHPAI



南半球での渡り鳥飛来時期：6－11月

## 2025年6-8月に検出されたHPAI



南半球での渡り鳥飛来時期：6－11月

- ・H5亜型HPAIウイルスの遺伝子型は、家きんの発生で**5種類**、H5N2亜型野鳥検出例を合わせると、少なくとも**6種類**の遺伝子再集合ウイルスが同シーズンに国内へ侵入。
- ・家きん出現頻度が高い遺伝子型**G2d-0**のウイルスは、**4シーズン連続**して検出。夏季の間HPAI報告が無く、その時期にウイルスが生存困難、ウイルスが維持される渡り鳥が不在のため、ウイルス国内潜伏の可能性は低い。
- ・家きん出現頻度が高い**G2c-13**は感染しても**野鳥に対する致死性が低い可能性**があり、このような性質のウイルスは野鳥等環境中のウイルスの存在に気付きにくい。
- ・24/25シーズンウイルスの鶏への感染試験結果によると、感染鶏は全て死亡する。鶏の**死亡数の増加は本病疑いの通報において有効な指標**となる。
- ・2023年7－8月にサハリン地域、2024年7－8月に欧州で海鳥等のH5亜型HPAIの感染が認められた。日本国内でも2025年3月下旬以降6月中旬までの北海道で海鳥等や海棲哺乳類へのH5N1亜型HPAIの連続的な発生が認められた。**夏季の間、ウイルスの維持・持続が我が国でも起こる可能性がある**ことから、引き続き注意する必要がある。

今のところ国内での発生ウイルスは、**国外から渡り鳥により運ばれてくる**と考えられる。

近年の世界での感染状況から、**今年度もウイルスの侵入は大いにありうる状況**である。

これまでの解析により**多様なウイルス**が認められた。**野鳥を含めた環境中のウイルスの濃度が高まっており、様々な遺伝子再集合ウイルス**が出現する機会が増えている。様々な遺伝子再集合ウイルスの**動物に対する感染性や病原性も変化する可能性も高い**。

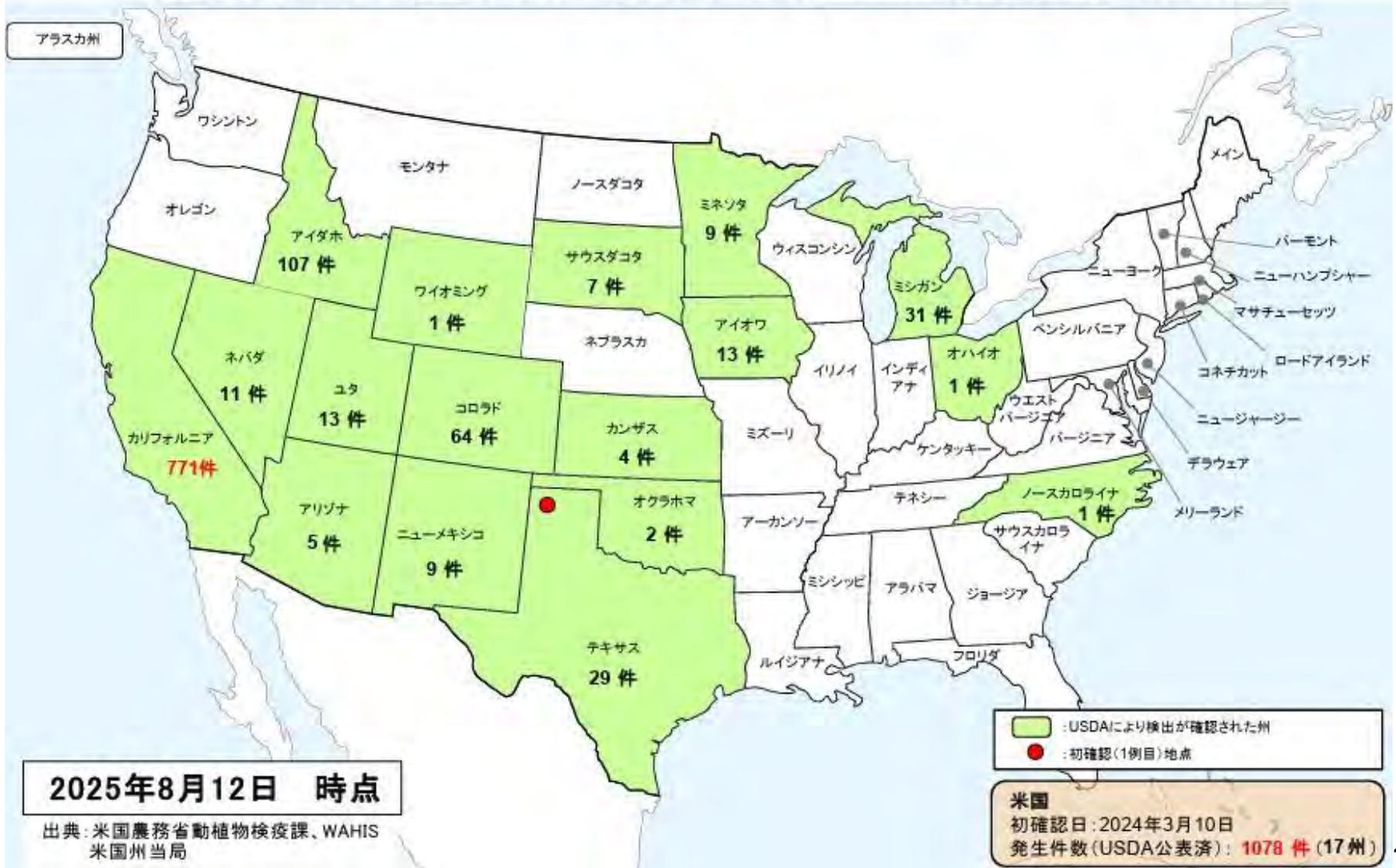
家きんでの発生は、

- ①**野鳥の行動変化、感染状況などの環境要因**
- ②**ウイルスの性質（感染性、病原性の強さ）**
- ③**飼養衛生管理の対策状況**

など様々な要因が関与する。

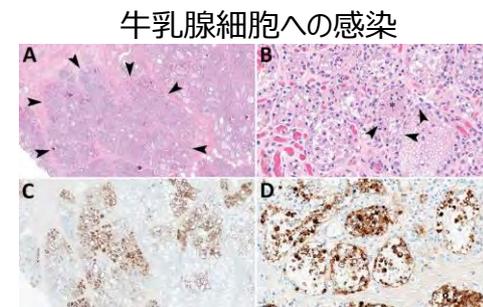
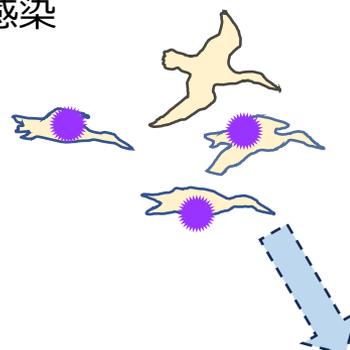
これらの要因のうち、①や②について調査研究による情報提供、③については農場における飼養衛生管理の対策が重要となる。

## 米国の乳牛における高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)の発生状況



# 牛へのHPAI感染 Bovine Influenza A Virus (BIAV)

2024年3月以降、米国乳牛で初めてH5N1亜型HPAI感染  
複数箇所感染事例報告 牛から人、家さんへの感染



牛乳腺細胞への感染

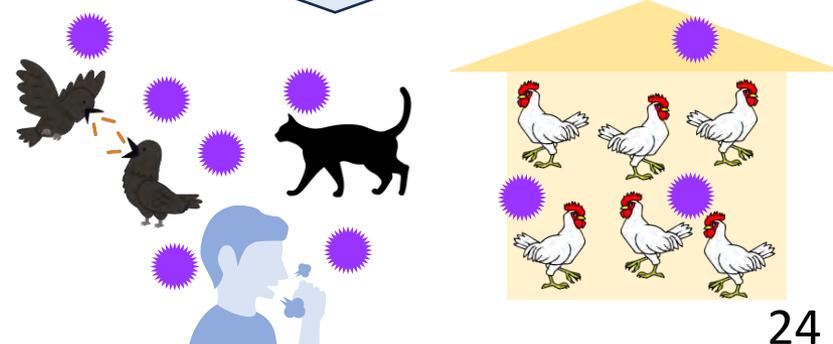
EID, 30, #7—July 2024

原因が特定されない場合は、  
HPAIの可能性も考慮すべき



- ・乳中から多くのウイルスが排出
- ・搾乳作業における衛生管理
- ・機材の消毒等による機械的伝播を防止

牛の個体移動



症状  
Leonardo C. et al, Nature, 2024  
食欲低下（ルーメンの運動低下）、泌乳量の減少、濃縮乳 初乳様の乳、乳房・乳腺の退縮・陥没、抑うつ、粘着便、透明な鼻汁排出  
軽い症状で10日程度で回復

**本発表に当たり、ご協力いただきました方々に深謝いたします。**

診断及び遺伝子解析

人獣共通感染症研究領域・  
新興ウイルスグループ

検体提供  
都道府県家畜保健衛生所

農林水産省動物医薬品検査所

農林水産省動物検疫所

# 令和6年シーズンのHPAI発生農場における 疫学調査概要について

令和7年9月8日  
農林水産省 消費・安全局  
動物衛生課

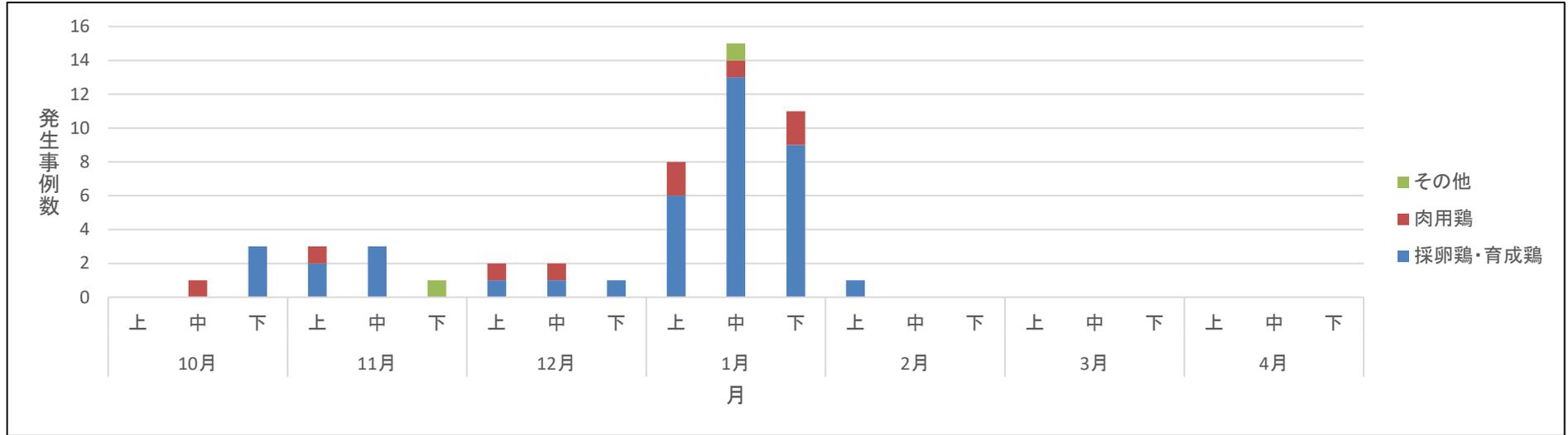
**MAFF**

# 本日の内容

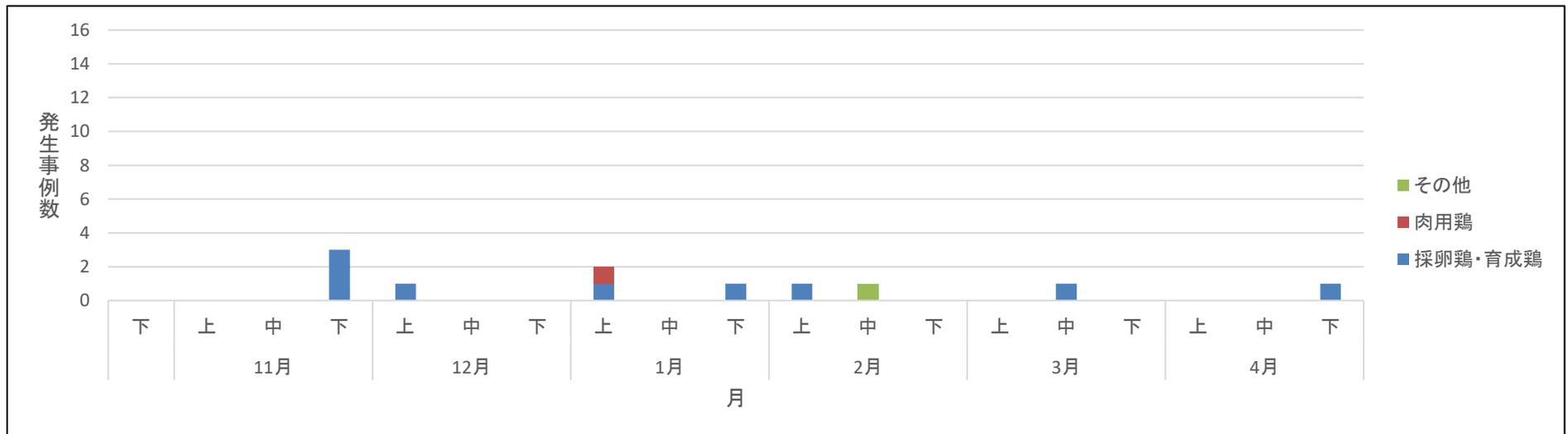
1. 令和6年シーズンの発生状況及び特徴、農場周辺状況
2. 疫学調査時に撮影した写真
3. 令和6年シーズンHPAI疫学報告書の提言

# 時期別の発生事例数

## 今シーズン(51事例)

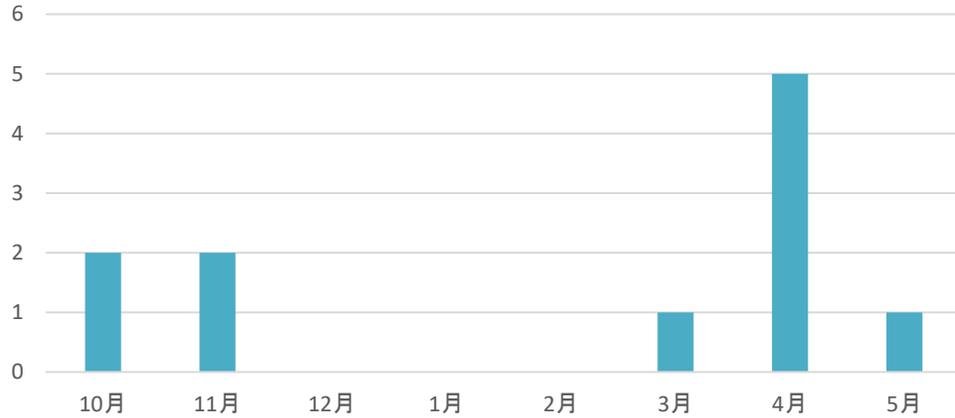


## 【参考】 昨シーズン(11事例)

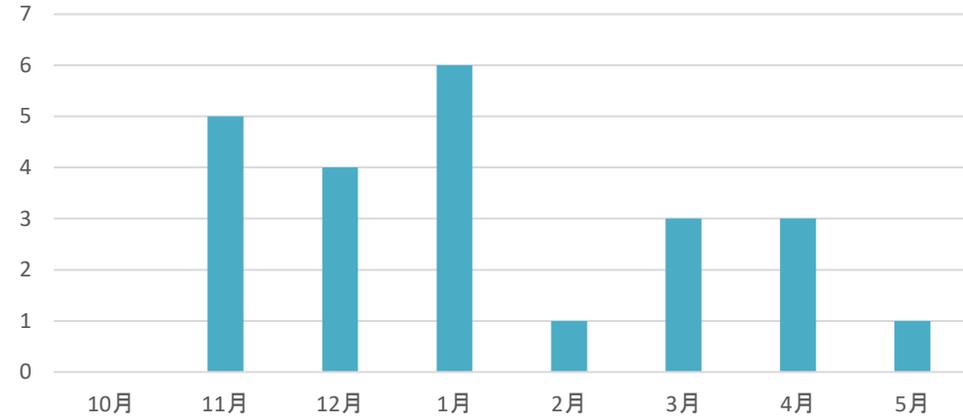


# 過去5シーズンの月別・地域別累計発生数(北海道～関東)

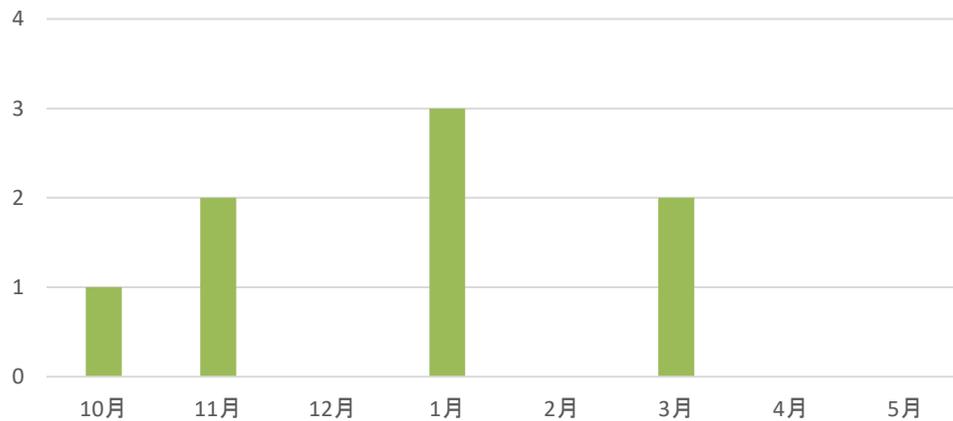
## 北海道



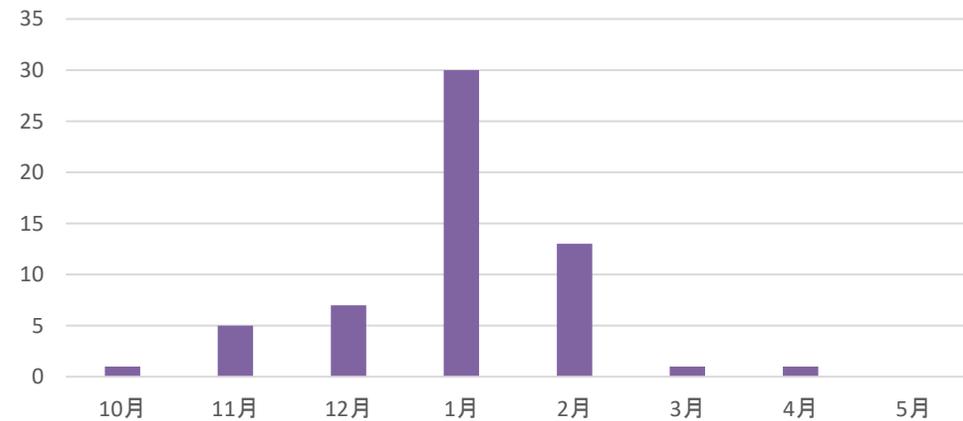
## 東北



## 北陸

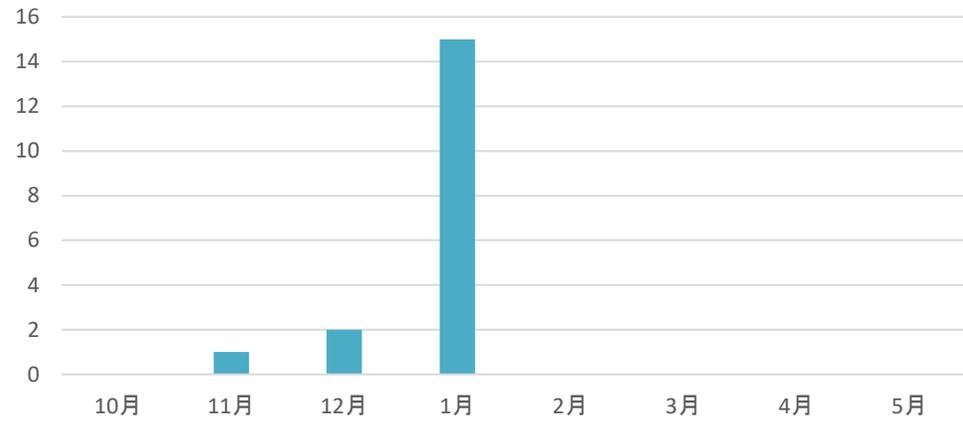


## 関東

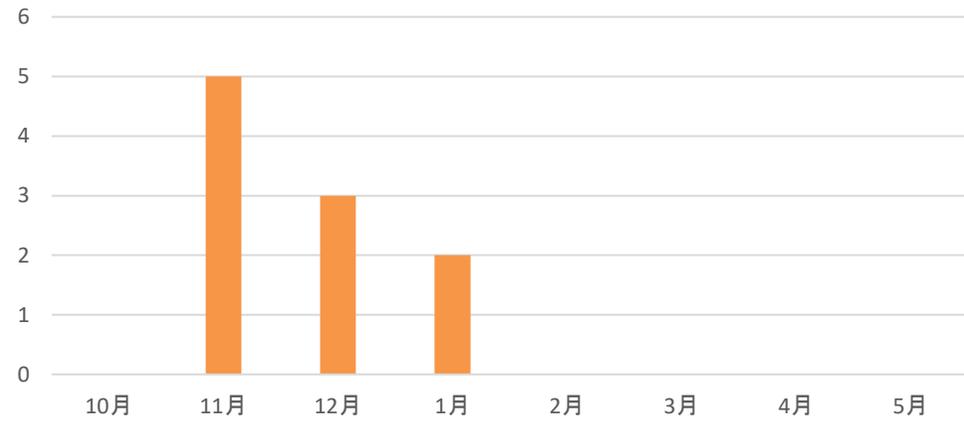


# 過去5シーズンの月別・地域別累計発生数(東海～九州)

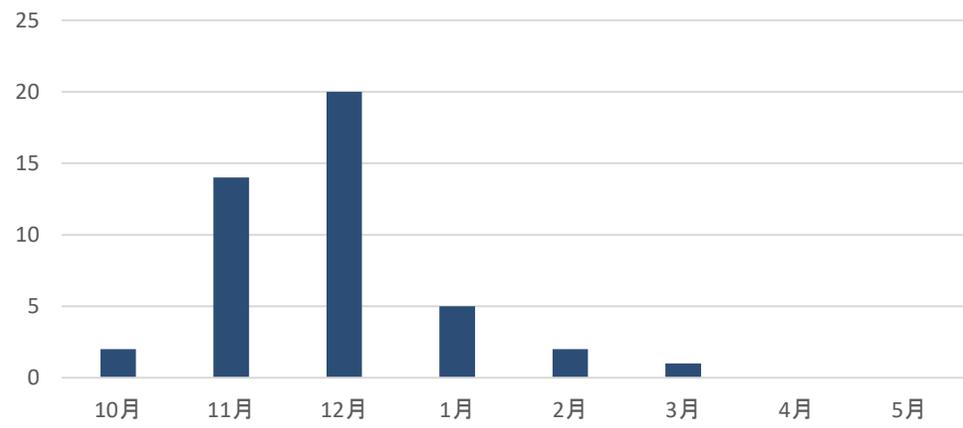
### 東海



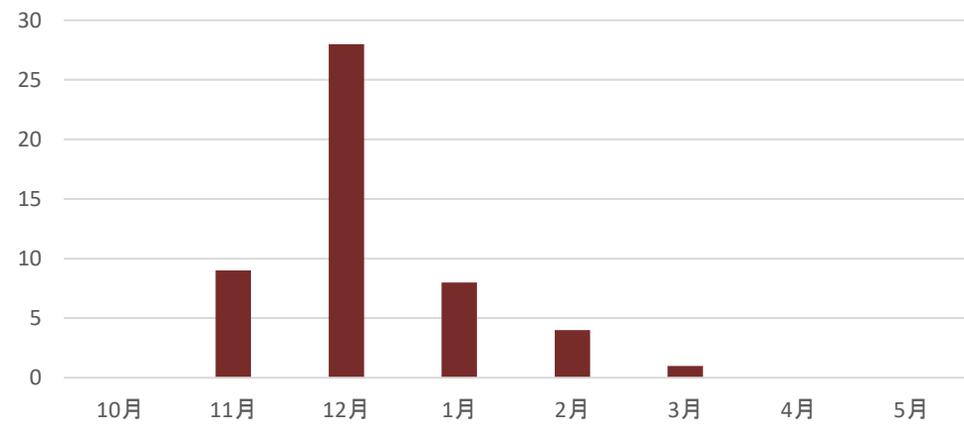
### 近畿



### 中国・四国



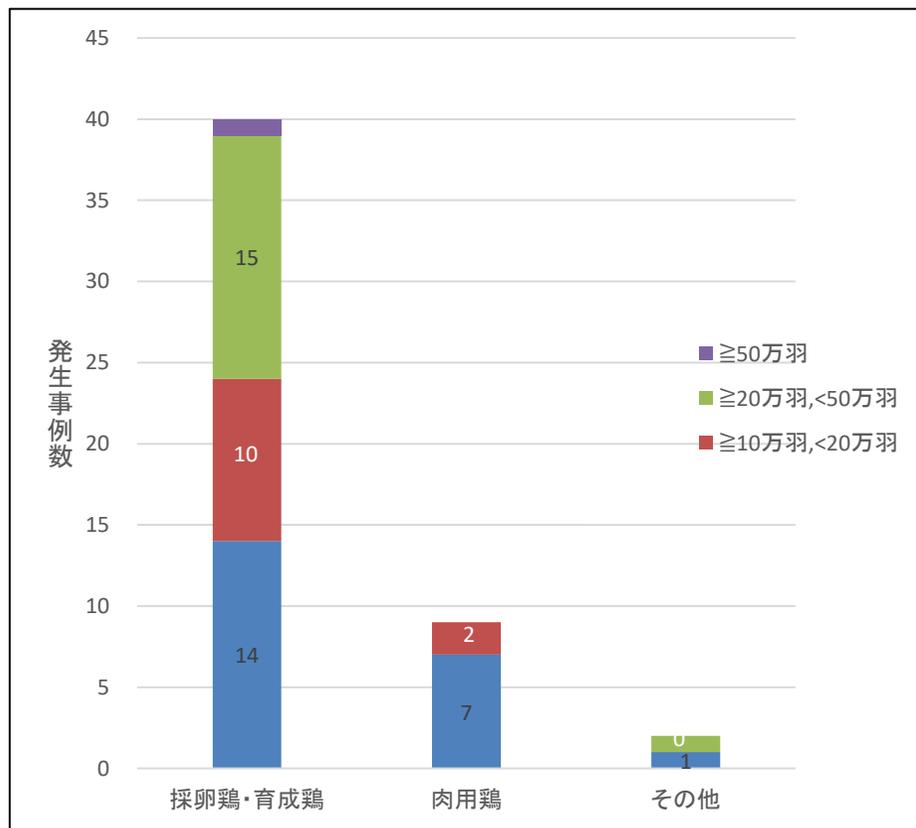
### 九州



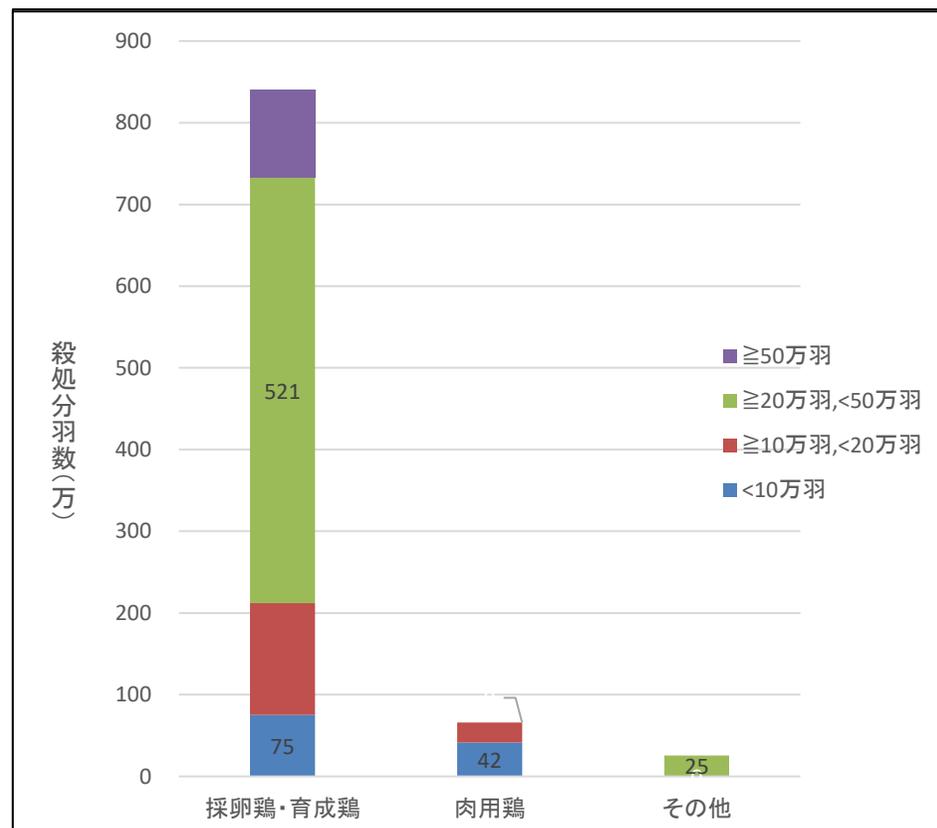
# 用途別及び規模別の発生事例数及び殺処分羽数

令和7年3月11日時点

## 発生事例数



## 殺処分羽数



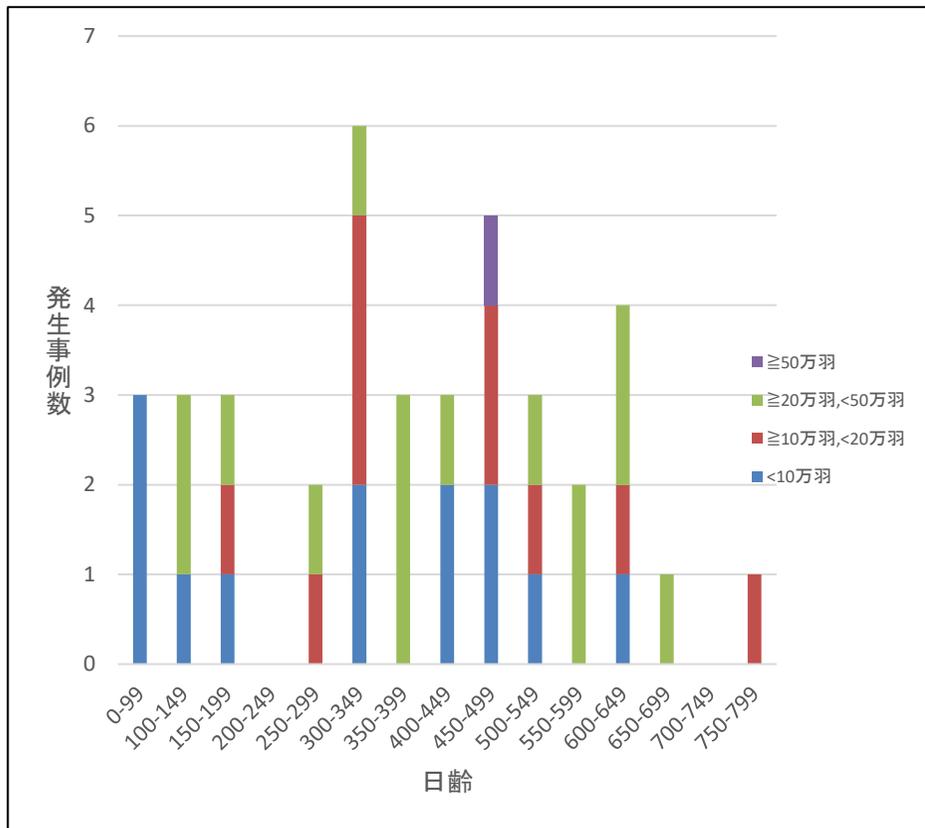
注：疫学関連農場の殺処分羽数を含む。

【注意】本資料は発生事例の情報を図表化したものであり、発生傾向を分析したものではありません。

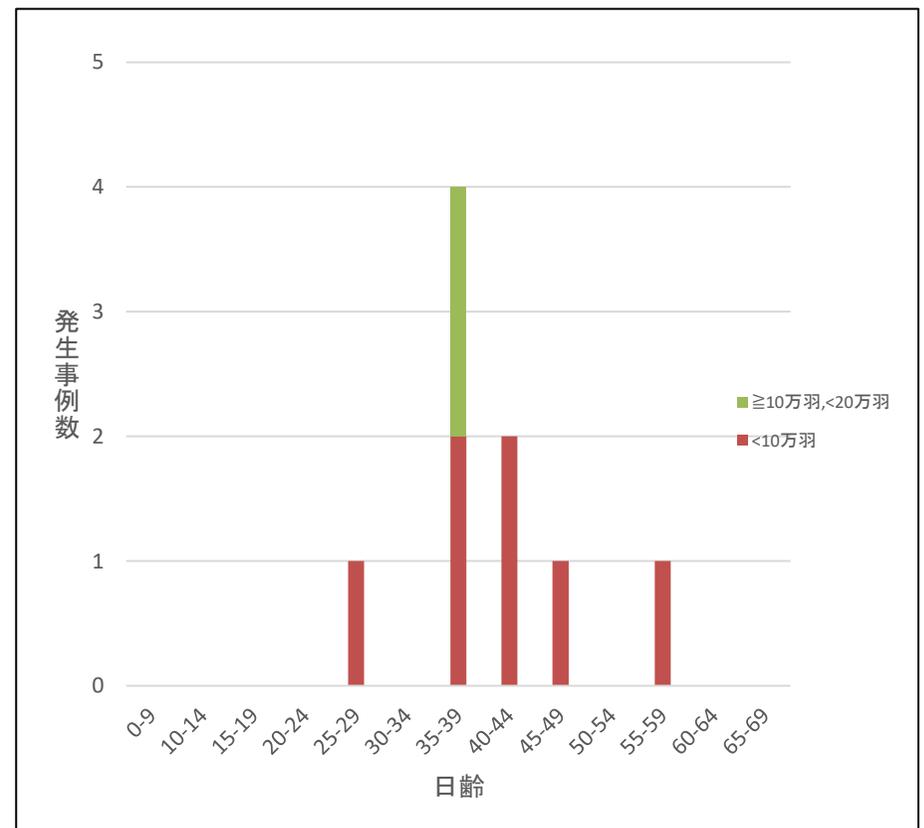
# 発生鶏群の日齢別の発生事例数

令和7年3月11日時点

## 採卵鶏・育成鶏



## 肉用鶏

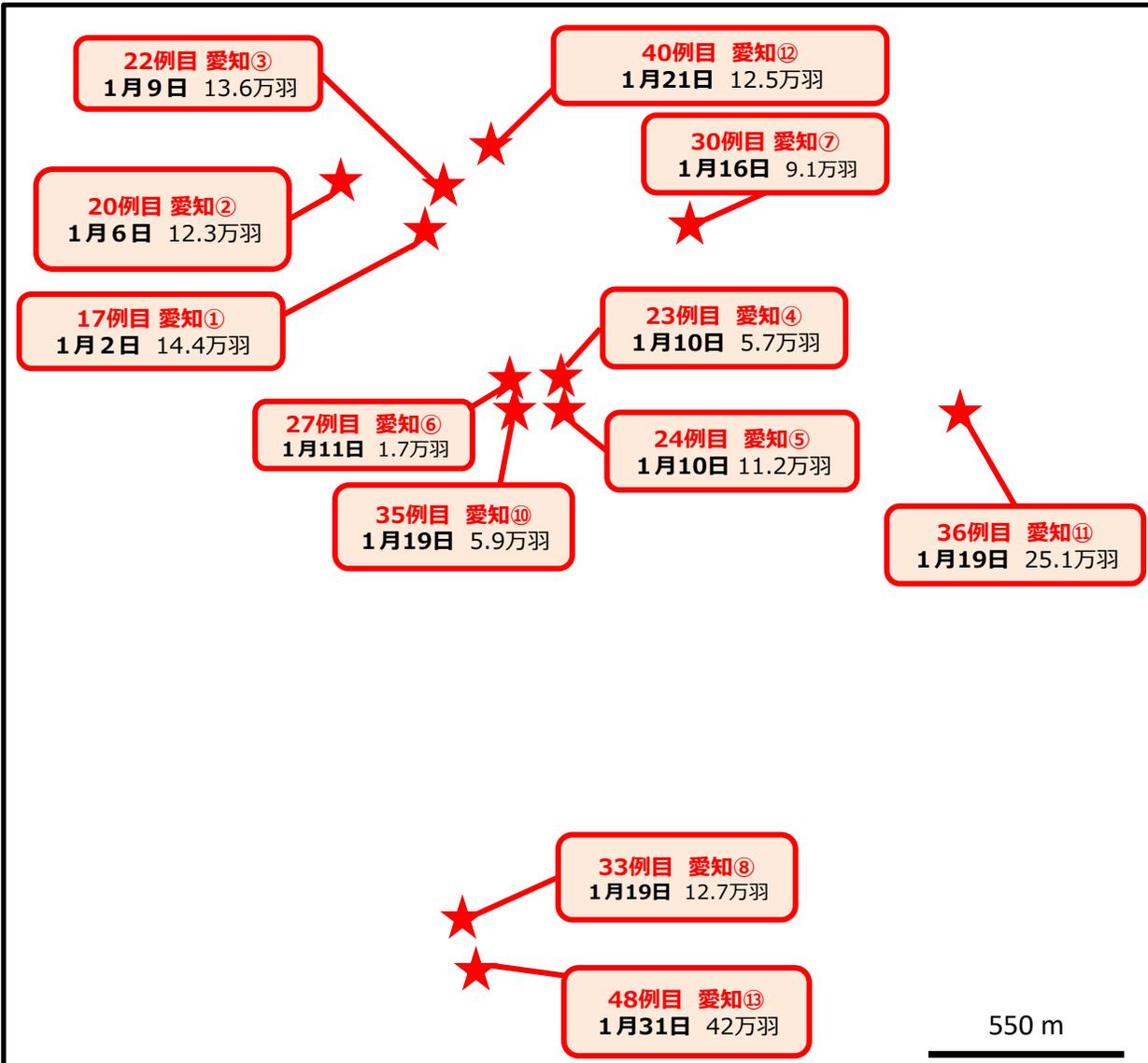


注：おおよその日齢を含む。

【注意】本資料は発生事例の情報を図表化したものであり、発生傾向を分析したものではありません。

# 今季の発生の特徴①(密集地域での続発)

## ・農場密集地域で続発(愛知県の例)



愛知密集地域の気象条件  
(12/24~1/31)

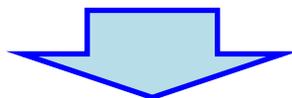
- ・最多風向: 北~西
- ・平均気温: 3.7~9.4°C
- ・平均降水量: 0.4mm

# 今季の発生の特徴②(再発)

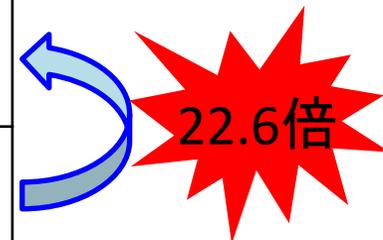
- ・今季の発生51例のうち、9例が再発。
- ・うち1例は令和2年、4年に続く3例目の発生。

近年のHPAI発生・非発生農家数

	R6シーズンに発生	R6シーズンに非発生	計
R2～5シーズンに発生	9 ①	163	172 ②
R2～5シーズンに非発生	42 ③	17676	17718 ④
計	51	17839	17890(※)



令和2～5年シーズンの発生農家における 令和6年シーズンの発生率(=再発率(①/②))	5.2%
令和2～5年シーズンの非発生農家における 令和6年シーズンの発生率(=新規発生率(③/④))	0.23%



※:家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された鶏、あひる、うずら、記事、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥の農場数を集計(令和6年2月1日時点)

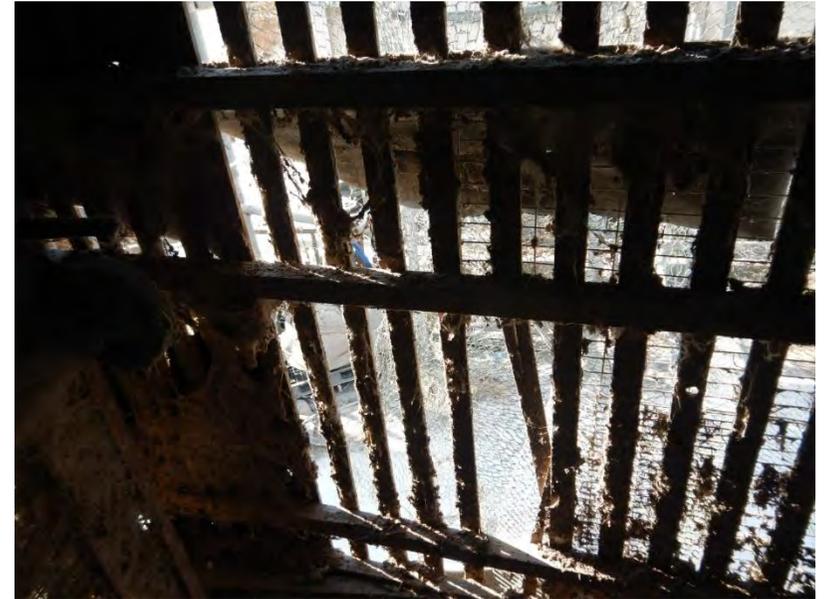
# 農場周辺状況、野鳥・野生動物生息状況

事例	用途	所在地	周囲状況	農場周辺の水場	主な野鳥・野生動物生息状況
1	肉用鶏	平野部	林	ため池	約0.9 km離れたため池にカモ類約250羽。農場内では野生動物はほぼ見かけず、カラス、シカ、リスを見ることがある
2	採卵鶏	台地	林	ため池	カラスをまれに見かける
7	採卵鶏	山間部	林	ため池	約50 m離れたため池でカモ類、サギ。周辺の林、敷地内にカラス
8	採卵鶏	平野部	水田	水田	約600m離れた水田でオオハクチョウ15羽。農場内でキツネ、ネコ、鶏舎屋根にカラス。鶏舎内でスズメ
10	採卵鶏	平野部	ため池、田畑、竹林	ため池	近くの水田で回収されたナベヅルがHPAIV陽性
13	採卵鶏	干拓地	草地、畑	海、水路	農場周辺にカラス約60羽、水路にカモ類38羽、海岸浅瀬にカモ類238羽
16	採卵鶏	平地	住宅、工場	用水、水田	農場敷地内にスズメ、セキレイ、カラス
17	採卵鶏	丘陵地	水田、林	ため池	農場周辺にカラスの群れ、堆肥舎にカラス、スズメ、集卵場にネコ
18	採卵鶏	平地	田畑、牧草地	浄化池、ダム	農場内及び周辺でカラス、ネコ、キツネ、イタチ、スズメ等
28	採卵鶏	山間部	竹林、畑	1級河川	堆肥舎上空に約20～30羽のカラス

## 2. 疫学調査時に撮影した写真

1. 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置〈基準24〉
2. ねずみ及び害虫の駆除〈基準26〉
3. 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒〈基準27〉
4. 疫学調査時に農場で確認された症状
5. 発生農場の周辺で見られた注意すべき環境

1. 飼養衛生管理基準項目24  
野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕



1. 飼養衛生管理基準項目24  
野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕







#### 4. 疫学調査時に確認された農場における症状







# R6シーズンHPAI疫学報告書の提言

(令和7年7月2日開催 家きん小委・HPAI疫学チーム検討会でとりまとめ)

## ①重点対策期間の設定

➤ 10月～翌年5月の対策に加え、11月～翌年1月を重点対策期間とした対策徹底や渡り鳥の飛来時期等を考慮した地域ごとの対応も必要。

## ②異状の早期発見・早期通報

➤ 愛知・千葉の続発1例目は発見・通報遅れ。特に流行シーズン中は少しでも異状があれば躊躇なく通報。誘導換羽の影響との誤認に注意。

## ③地域一体の対策

➤ 特に家きん農場集中地域での発生リスク低減のため、地域一体で、平素の意見交換や第三者の視点を入れた衛生管理向上等の対策が重要。

## ④農場における野鳥、野生動物の誘引防止

➤ 防鳥ネット設置や破卵等の適切な処理など堆肥舎の適切な管理、農場内環境の整理整頓、枝払いなど、野鳥、野生動物の誘引防止が重要。

## ⑤塵埃を介した家きん舎へのウイルス侵入リスクの低減対策

➤ 特にシーズン中は、入気口へのフィルターや不織布設置、細霧装置による消毒薬噴霧など塵埃を介したウイルス侵入リスク低減対策を推奨。

## ⑥農場及び家きん舎への人・物を介したウイルスの侵入防止

➤ 基本的な衛生管理に加え、作業着や長靴交換、手指消毒、施設の破損等の速やかな修理、共同利用施設における交差汚染対策等が必要。

## ⑦防疫措置の速やかな実施、作業時のウイルス拡散防止措置の徹底

➤ 事前の資材準備や動員計画策定、迅速・省力な殺処分の技術的検討、民間業者のリスト化と共有、防疫作業時の病原体拡散防止等が重要。

## ⑧既発農場及び周辺地域における対策

➤ 既発農場・地域は他と比較し発生リスクが高いと考えられることから、飼養衛生管理基準の遵守徹底に加え、地域一体での対策準備が重要。

## ⑨大規模農場における対策

➤ 大規模それ自体がリスク要因との研究結果もあり、発生時の影響も甚大。一層の発生予防策に加え、殺処分の影響軽減のため分割管理が重要。

## ⑩情報収集・調査研究（農林水産省、関係機関向け対策）

➤ リスク予察・低減のため、世界の発生状況等の情報収集やウイルス解析等の研究体制強化が重要。予防的ワクチン接種に向けた検討も重要。

## ⑪その他

➤ 米国での乳牛における本病感染の状況を注視する必要。牛飼養農場での基本的な衛生管理の徹底、異状時の相談や隔離等の態勢が重要。



# 近年の口蹄疫の状況について

農研機構動物衛生研究部門

森岡 一樹

令和7年度越境性動物疾病防疫対策強化推進会議

令和7年9月8日

# 口蹄疫の特徴

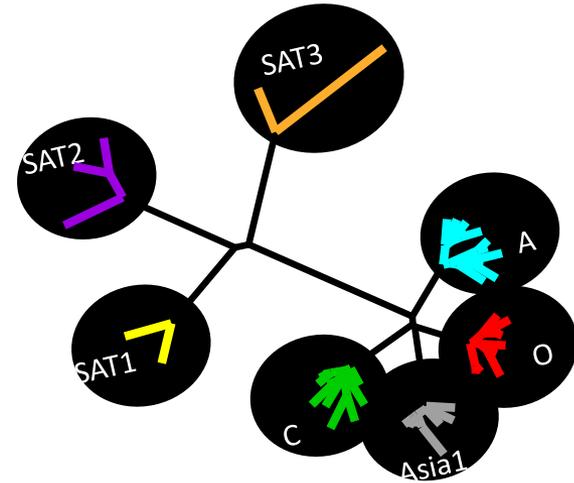
- 伝染力の強い、偶蹄類の急性熱性伝染病
- 口、鼻、乳房、蹄部への水疱形成が特徴
- 栄養障害、運動障害による直接的な経済被害
- 幼齢動物では心筋炎により死亡
- 家畜・畜産物の国際流通に大きな影響

# 口蹄疫ウイルス

foot-and-mouth disease virus  
 Family : *Picornaviridae*  
 Genus : *Aphthovirus*



血清型 O, A, C, Asia1, SAT1, SAT2, SAT3  
 Southern African Territories



\*アジアにおいて血清型O, A, Asia1が流行を繰り返している。

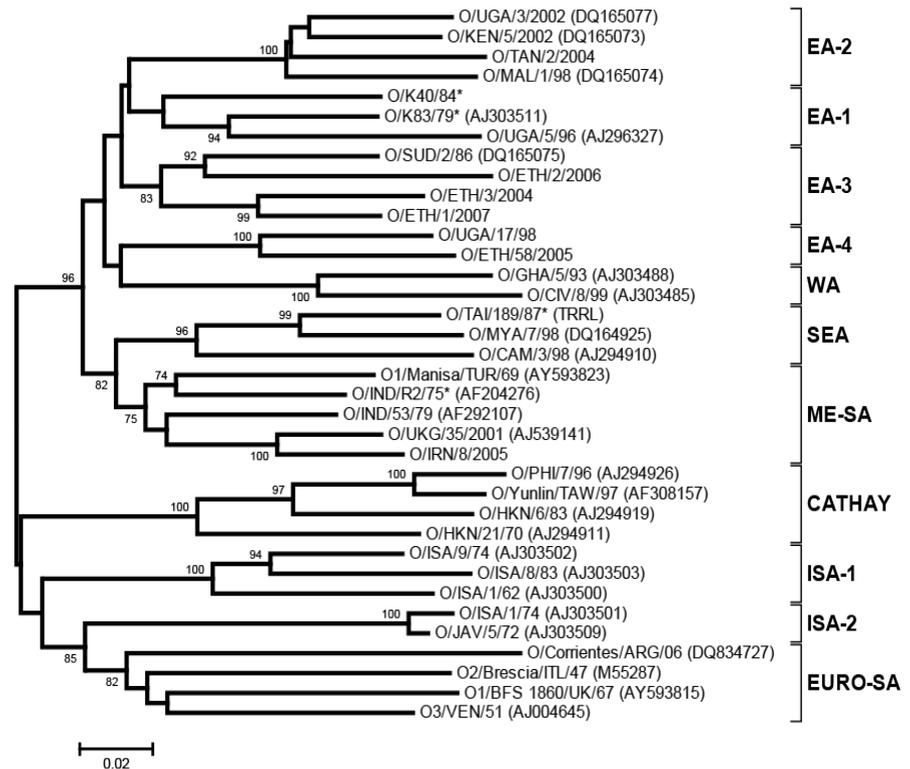
\*SATはアフリカおよびその周辺国で発生

\*血清型Cはアフリカ、南米、フィリピン等で発生していたが2004年以降報告は無し

## トポタイプ

\*同一血清型においてVP1の遺伝子の相同性によりトポタイプに分けられる。

\*トポタイプ間で抗原性に多様性があり、ワクチン選定等において重要



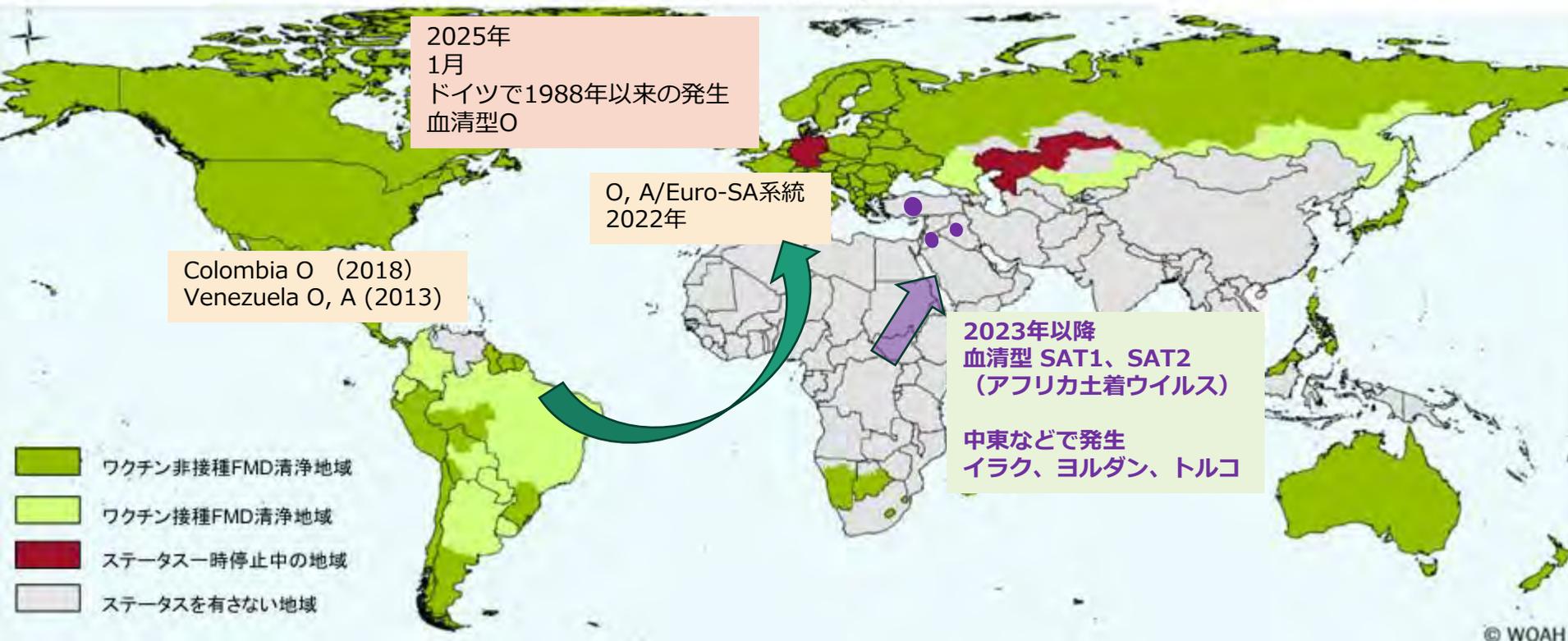
# 口蹄疫流行狀況

# 口蹄疫の流行状況

## 口蹄疫 (FMD) のWOAHステータス認定状況

Last update January 2025

2025年1月時点



農水省HPより引用 (一部改変)

# ドイツの発生

ドイツで1988年以来の口蹄疫が発生、水牛での感染を確認(EU)

印刷ページ



ドイツ連邦食料・農業省(BMEL)は2025年1月10日、ドイツ北東部のブランデンブルク州のメルキッシュ・オーダーラント群(Märkisch-Oderland)で飼養されていた水牛から、同日に口蹄疫の感染が確認されたと公表した。現地報道によれば、水牛14頭のうち3頭の死亡を飼養者が発見し、このうち1頭から口蹄疫ウイルスが検出された。残り11頭はすでに殺処分されている。

同国での口蹄疫の発生は1988年以來となる。EUとしても2011年にブルガリアで確認されて以来となる。



図 1月10日に口蹄疫の発生が確認された農場の所在地域



資料:ドイツ動物疾病情報システム(TSIS)を基に、機構作成。

## 【ドイツ】口蹄疫の経済損失、10億ユーロ=農業団体

1/20(月) 11:45 配信

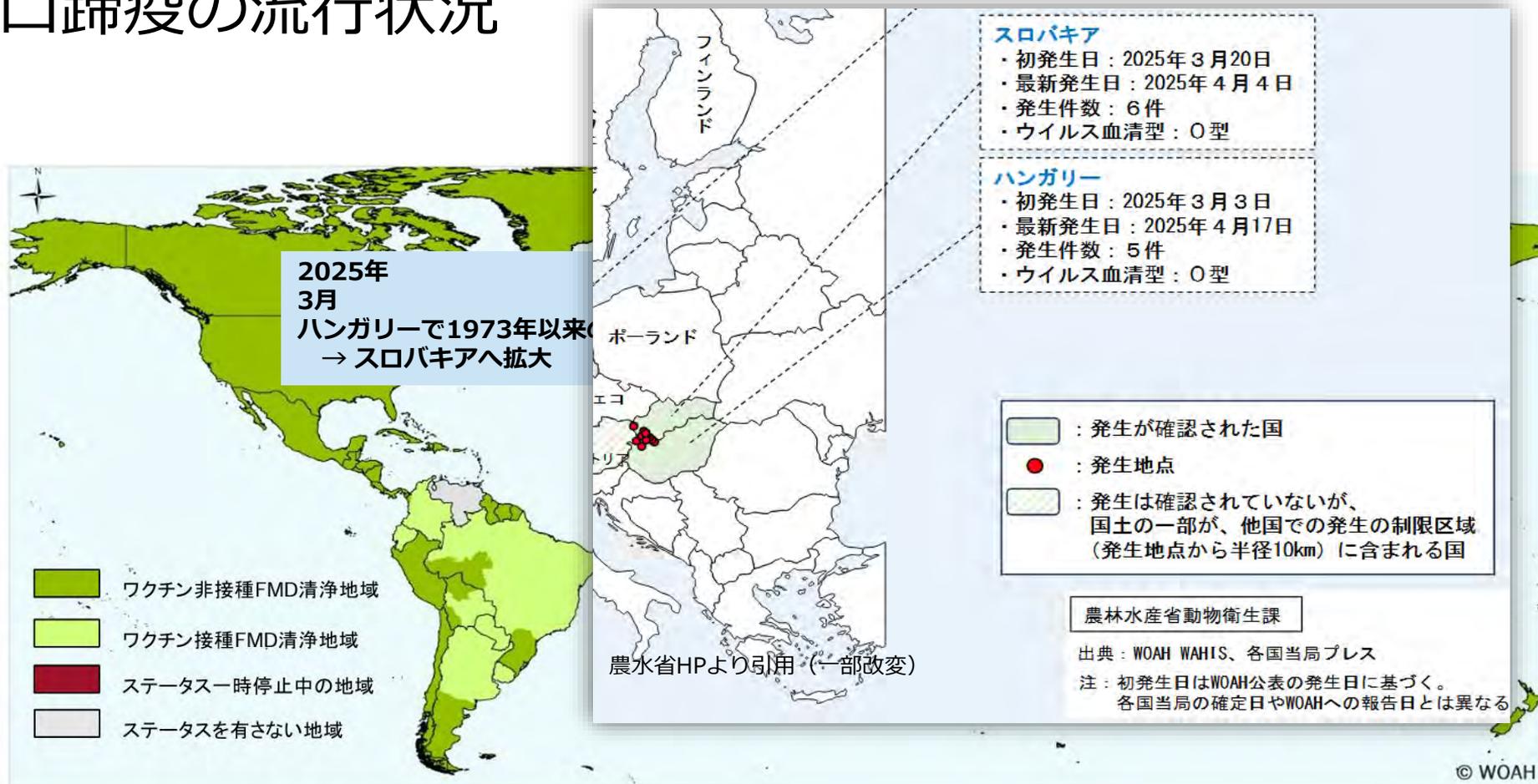


ドイツ東部ブランデンブルク州で家畜から口蹄(こうてい)疫ウイルスが検出された問題で、農業・食品業界の利益団体「ドイツ・ライフアイゼン協会(DRV)」は16日、経済損失が10億ユーロに上るとの推計を明らかにした。バリューチェーン全体にすでに深刻な影響が出ており、損失はさらに拡大する恐れがあると危機感を示した。

### 1700億円

ブランデンブルク州は発生源から10キロメートルの範囲を制限区域に設定している。欧州連合(EU)はこの範囲外の畜産品については、EU域内での従来通りの販売を認めている。ただ、EU域内の企業の間では不確実性を理由に、ドイツ全土の食肉や乳製品を避ける動きが出ているという。

# 口蹄疫の流行状況



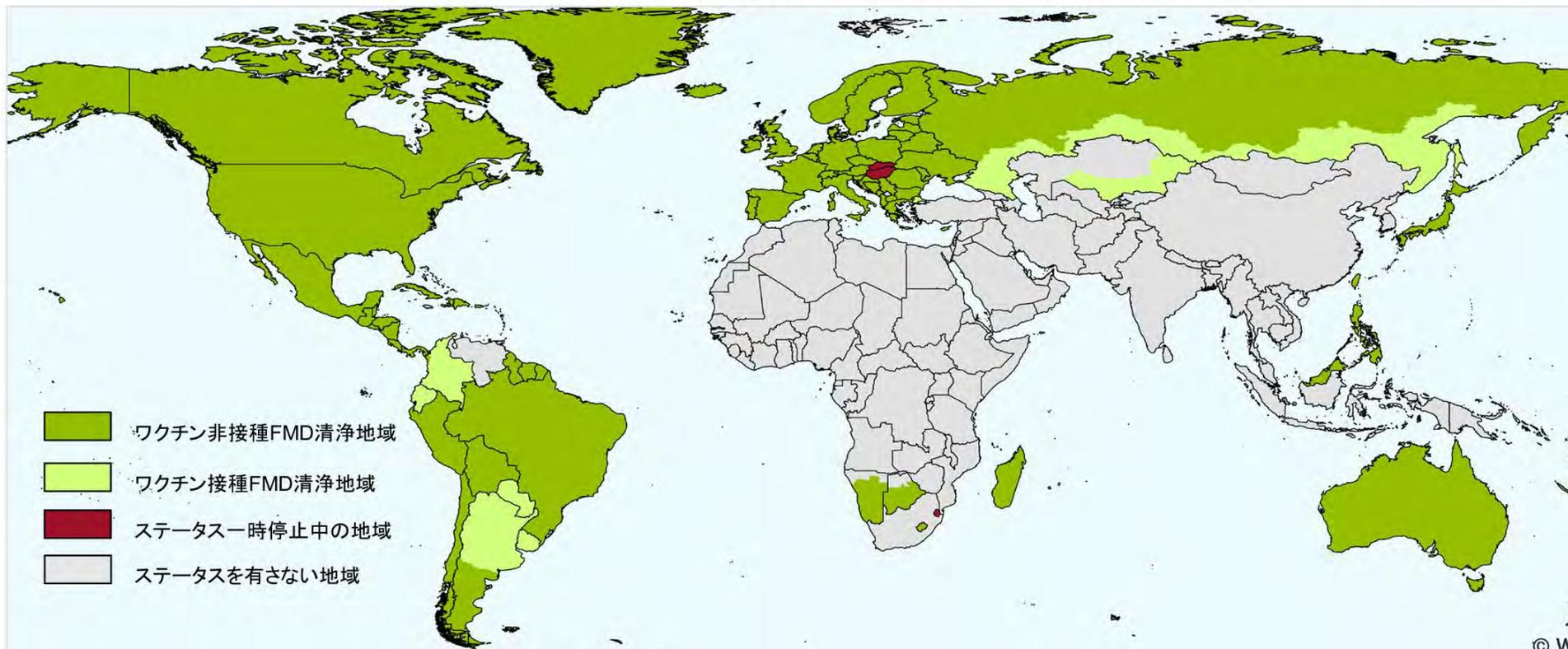
ハンガリーの発生はドイツとは異なる系統のウイルス  
ドイツ(ME-SA SA-2018)、ハンガリー (ME-SA PanAsia2)

# 口蹄疫の流行状況

## 口蹄疫 (FMD) のWOAHステータス認定状況

Last update June 2025

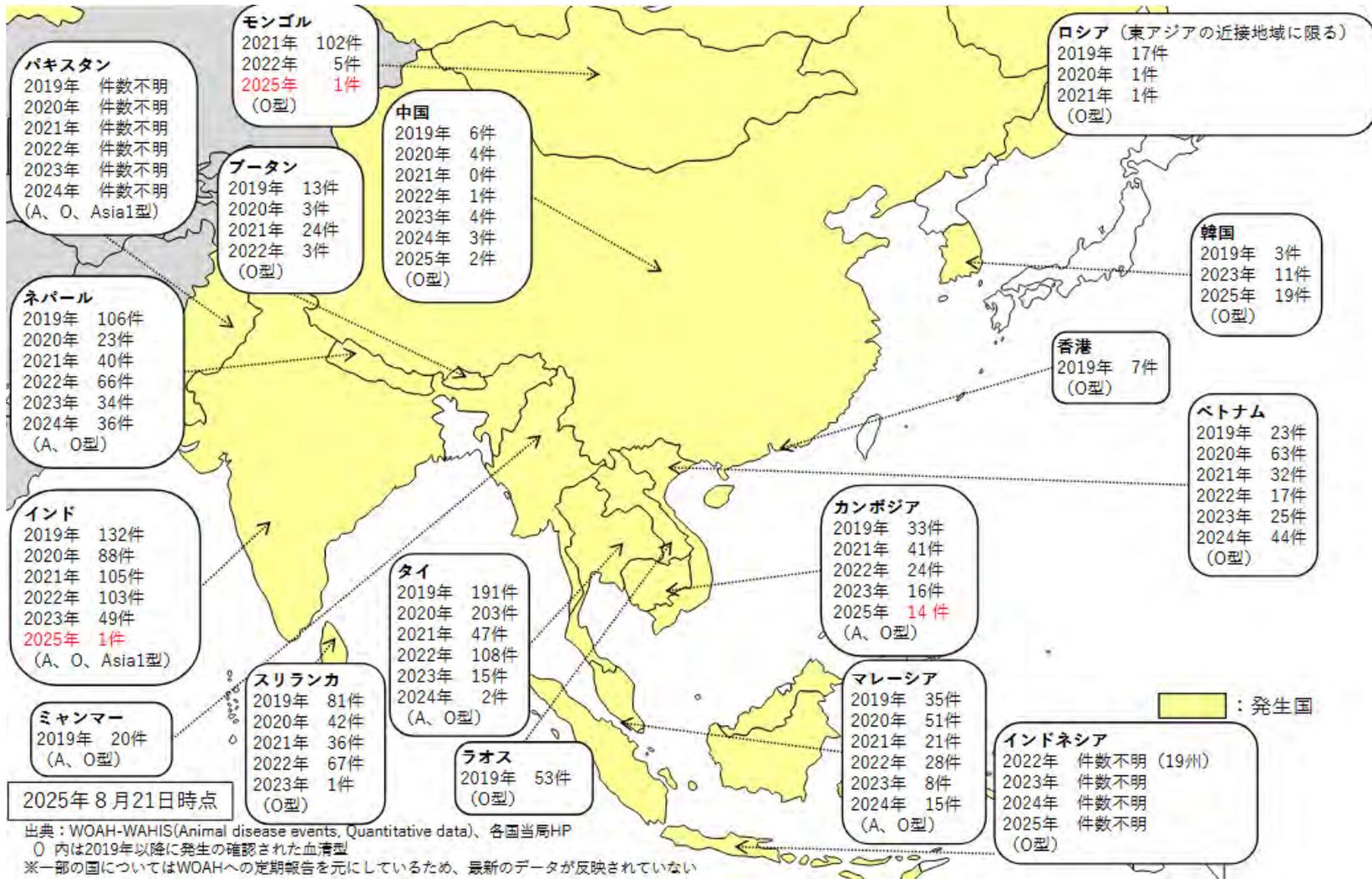
2025年6月時点



ブラジル・ボリビアのワクチン非接種FMD清浄地域認定

# アジアの口蹄疫の流行状況

2019年以降



\* フィリピンはワクチン非接種清浄国

\* 2020年6月、台湾（金門を除く）はワクチン非接種清浄地域に認定

\* 2025年6月に韓国の済州島がワクチン接種清浄地域に認定

# 韓国の状況

2025年



<b>全羅南道 (19件)</b>	
3月13日 (確定日は14日)	霊岩郡 牛：1件 (O型)
3月14日 (確定日は15日)	霊岩郡 牛：3件 (O型)
3月15日 (確定日は16日)	務安郡 牛：1件 (判定不能)
3月17日	霊岩郡 牛：3件 (O型) ※
3月18日	霊岩郡 牛：2件 (O型) ※
3月19日	霊岩郡 牛：2件 (O型) ※
3月20日	霊岩郡 牛：1件 (O型) ※
3月23日	霊岩郡 牛：1件 (判定不能) ※
4月10日	務安郡 豚：2件 (O型) ※
4月12日	務安郡 豚：2件 ※
4月13日	務安郡 豚：1件 ※

●	: 2025年発生地点
●	: 2023年発生地点 (参考)
●	: 2019年発生地点 (参考)

2025年4月14日時点  
農林水産省動物衛生課

農水省HPより

- 2000年 (O) ME-SA/PanAsia
- 2002年 (O) ME-SA/PanAsia
- 2010年 (A) ASIA/Sea-97
- 2010年 (O) SEA/Mya-98

2010年12月よりワクチン接種

2014年5月に  
ワクチン接種清浄国認定

**2014年7-8月** (O) SEA/Mya-98

2016年 散发発生 (O) SEA/Mya-98

2017年2月 (O) ME-SA/Ind2001d  
(A) ASIA/Sea-97

2018年3月、4月 (A) ASIA/Sea-97

2019年1月 (O)  
**2023年5月** (O) ME-SA/Ind2001e

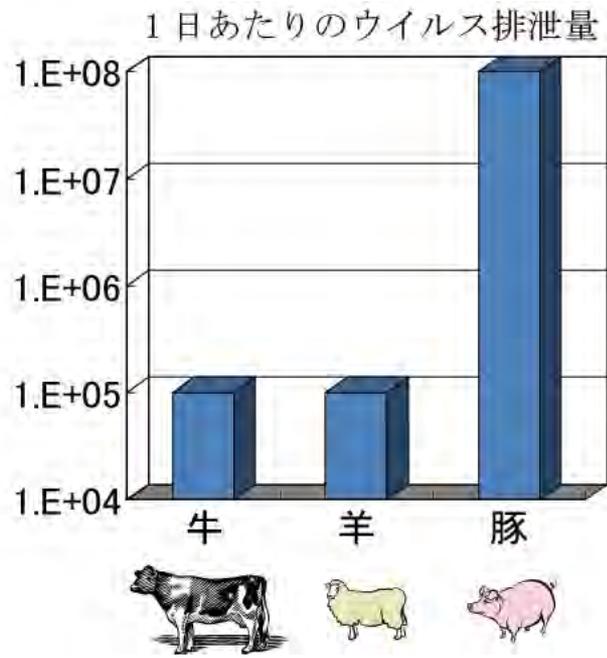
**2025年3月~ (O) 豚ににまで拡大**

## 口蹄疫の感受性動物の特徴

牛は detector : 豚の1/10量以下のウイルス量 (10) で感染成立

豚は amplifier : 反芻獣に比べておよそ1000倍以上(呼気から $10^8$  /day)のウイルスを排泄。

緬山羊は spreader : 症状が弱いので広がりやすい。



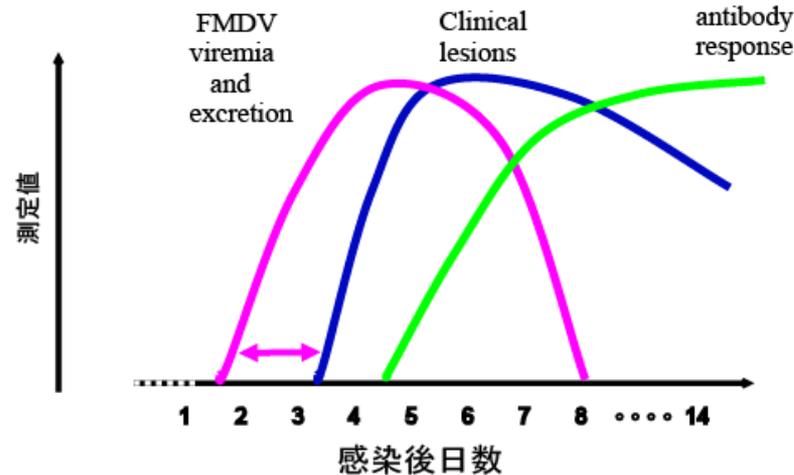
\* 海外の発生例では小反芻獣でも激しい症状が出ている報告がある。

\* 豚のみに親和性の流行株もある

# 口蹄疫ウイルスの体内動態と排泄

- \*初期ウイルス増殖部位：扁桃、背側軟口蓋、咽喉など
- \*リンパ節を経てウイルス血症 → 各部の水疱形成
- \*潜伏期：一般的には3 - 5日間

病変形成前にウイルスの排泄が起こる。



排泄量				
水疱液 (水疱上皮)	唾液・鼻汁		呼気 牛 豚	
$10^{11}$	$10^{8.8}$	$10^{7.8}$	牛 $10^5$	豚 $10^8$

(最大量/mL)

# 口蹄疫の症状

## アフリカに限局していた家畜伝染病がアジアで蔓延

### 口蹄疫

SAT 1 とSAT 2 がアフリカから中東やトルコへ  
O/Euro-SA, A/Euro-SAが南アフリカからアフリカへ  
欧州で発生が相次ぐ

2010年以降、国内発生はないが、世界的には流行が続く

伝染力が非常に強く、病変は特徴的  
早期発見 迅速な防疫対応が重要

侵入防止対策を継続し、発生時の迅速な対応の備えを